
中小企業金融に関するアンケート 調査結果

平成24年8月

東京商工会議所

中小企業金融専門委員会

目 次

I. 調査概要	2
II. 回答中小企業・金融機関の属性	
1. 回答中小企業の属性	3
2. 回答金融機関の属性	5
III. 調査結果のポイント	6
IV. 調査結果	
1. 中小企業と金融機関とのリレーシヨンの状況	11
2. 中小企業金融情勢	27
3. 信用保証協会、セーフティネット保証（5号認定）	37
4. 中小企業金融円滑化法	50
5. 金融機関の経営状況	67
6. 政府に期待する支援策	70

I. 調査概要

【調査目的】

東京商工会議所 中小企業金融専門委員会では、経済情勢や経営環境が目まぐるしく変化する昨今における円滑な中小企業金融のあり方について、検討を重ねている。

本調査は、中小企業および金融機関、双方の実態の把握、および課題の洗い出しを行うとともに、中小企業金融円滑化法やセーフティネット保証（5号認定）の終了に伴う影響等を把握するために実施したもの。

【調査対象】

①東京商工会議所の会員の中堅・中小企業 1, 981社
(従業員300人以下もしくは資本金3億円以下)

②東京商工会議所の会員の金融機関 240店舗
(各金融機関の本・支店3～10店舗に依頼)

【調査期間】

平成24年6月11日（月）～6月22日（金）

【調査方法】

郵送による調査票の送付、FAXによる回答

【回答数】

①中小企業 479社（調査対象企業数1, 981社 回答率24.2%）

②金融機関 159店舗（調査対象店舗数240店舗 回答率66.3%）

Ⅱ．回答中小企業・金融機関の属性

1．回答中小企業の属性

回答中小企業の事業規模について、従業員数（常用）では「6人以上20人以下」（36.1%）の企業が最も多く、続いて「21人以上50人以下」（20.0%）、「5人以下」（14.6%）となっており、比較的規模の小さい50人以下の企業が約7割を占めている。

また、資本金では「1千万円超3千万円以下」（35.7%）の企業が最も多く、続いて「1千万円以下」（25.9%）、「3千万円超5千万円以下」（16.7%）となっている。

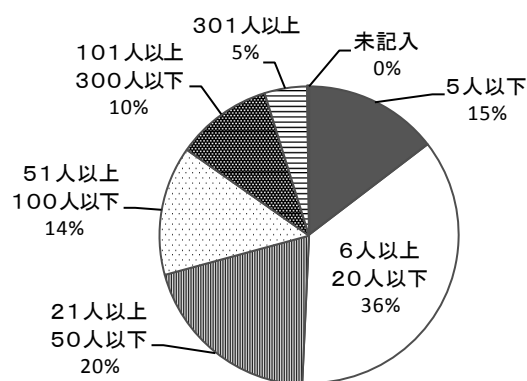
業種別では、「製造業」（41.5%）、「卸売業」（23.4%）、「サービス業」（21.9%）の順となっている。

業歴は「50年超」（58.5%）、「30年超50年以下」（35.1%）と30年超の業歴を持つ企業が9割を超えている。

回答企業の構成は、全体的に5人以下の層が少なく、やや規模が大きく、業歴が長い企業が多い結果となっている。

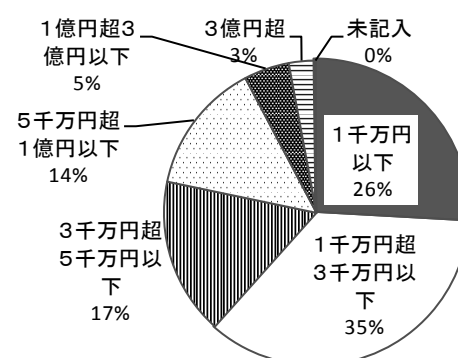
（1）従業員数（常用）

【従業員数（常用）】	件数	%
5人以下	70	14.6%
6人以上20人以下	173	36.1%
21人以上50人以下	96	20.0%
51人以上100人以下	67	14.0%
101人以上300人以下	50	10.4%
301人以上	22	4.6%
未記入	1	0.2%
合 計	479	100.0%

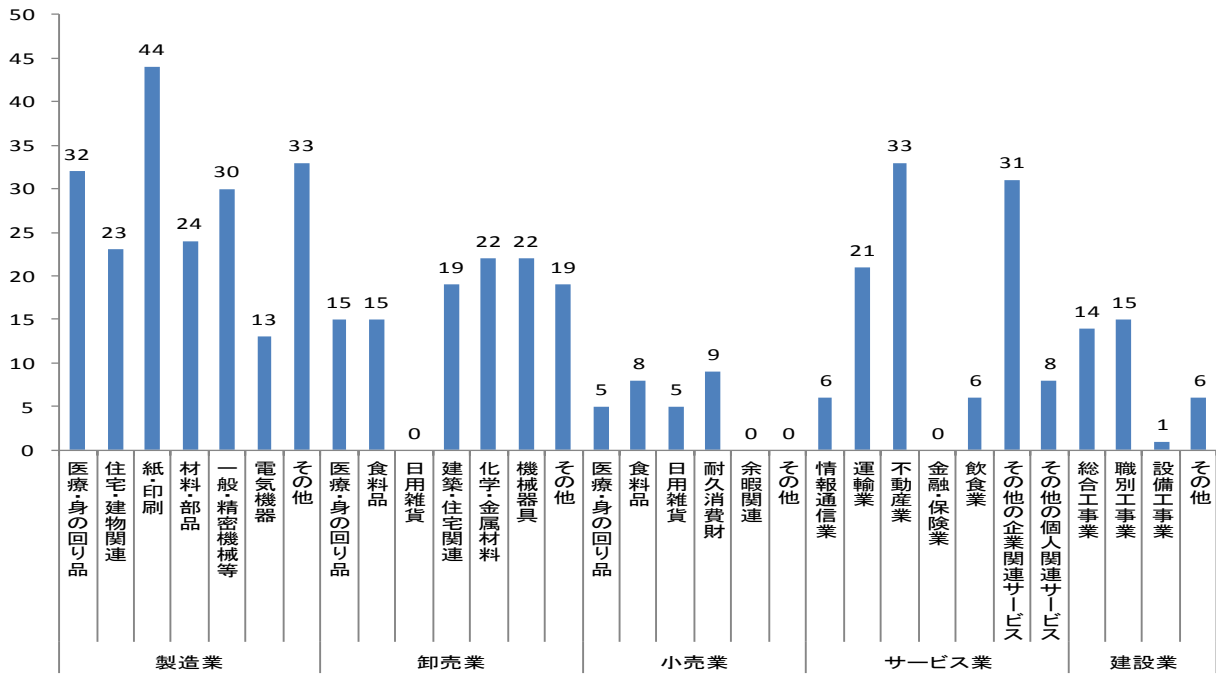


（2）資本金

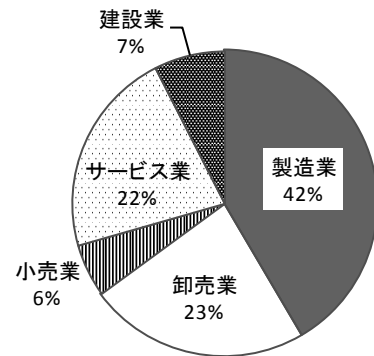
【資本金】	件数	%
1千万円以下	124	25.9%
1千万円超3千万円以下	171	35.7%
3千万円超5千万円以下	80	16.7%
5千万円超1億円以下	67	14.0%
1億円超3億円以下	23	4.8%
3億円超	13	2.7%
未記入	1	0.2%
合 計	479	100.0%



(3) 業種

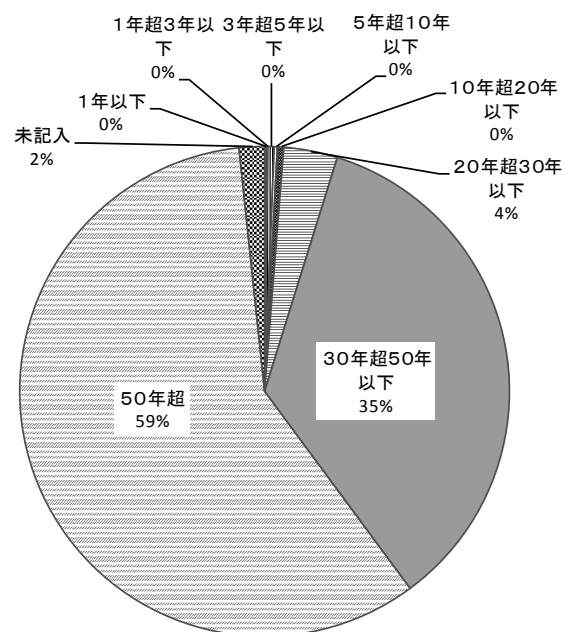


【業種】	件数	%
製造業	199	41.5%
卸売業	112	23.4%
小売業	27	5.6%
サービス業	105	21.9%
建設業	36	7.5%
合 計	479	100.0%



(4) 業歴

【業歴】	件数	%
1年以下	1	0.2%
1年超3年以下	0	0.0%
3年超5年以下	2	0.4%
5年超10年以下	1	0.2%
10年超20年以下	2	0.4%
20年超30年以下	17	3.5%
30年超50年以下	168	35.1%
50年超	280	58.5%
未記入	8	1.7%
合 計	479	100.0%



2. 回答金融機関の属性

金融機関では、「信用金庫」(85件)、「都市銀行」(25件)、「信用組合」(24件)、「地方銀行」(17件)、「政府系等」(8件)で計159件が回答しており、本支店の内訳は、「本店」(22件)、「支店」(137件)となっている。

(1) 業態

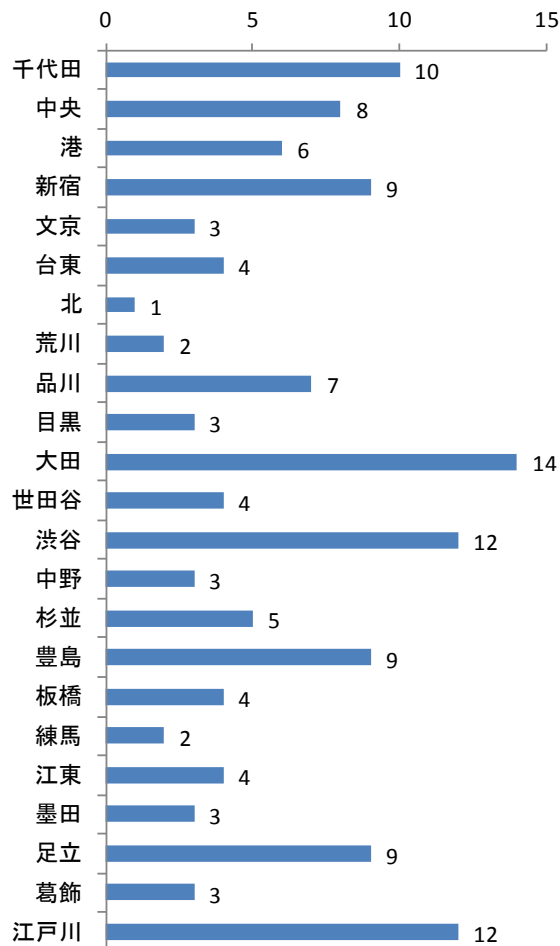
【業態】	回答件数	23区内店舗数	%
都市銀行	25	486	5.1%
地方銀行	17	111	15.3%
信用金庫	85	574	14.8%
信用組合	24	110	21.8%
政府系等	8	31	25.8%
合 計	159	1,312	12.1%

(※出張所を除く)

(2) 本・支店

【本・支店】	合計	都市銀行	地方銀行	信用金庫	信用組合	政府系等
本店	22	1	1	11	6	3
支店	137	24	16	74	18	5
合 計	159	25	17	85	24	8

【支店 所属区】	件数	%
千代田	10	7.3%
中央	8	5.8%
港	6	4.4%
新宿	9	6.6%
文京	3	2.2%
台東	4	2.9%
北	1	0.7%
荒川	2	1.5%
品川	7	5.1%
目黒	3	2.2%
大田	14	10.2%
世田谷	4	2.9%
渋谷	12	8.8%
中野	3	2.2%
杉並	5	3.6%
豊島	9	6.6%
板橋	4	2.9%
練馬	2	1.5%
江東	4	2.9%
墨田	3	2.2%
足立	9	6.6%
葛飾	3	2.2%
江戸川	12	8.8%
合 計	137	100.0%



Ⅲ. 調査結果のポイント

1. 中小企業と金融機関とのリレーションの状況について

金融機関への調査によると、メインバンクとなっている取引先には73.0%が2週間に1回以上足を運んでおり、その企業の事業内容についても99.4%が理解していると回答している。中小企業への調査でも、84.7%が自社の事業内容を取引金融機関が理解しているとの認識を示す一方、規模別に見ると、小規模な企業ほど金融機関の理解度が低いとの回答が多くなっている。特に従業員数が5人以下の企業については、17.1%が「あまり理解していない」、「全く理解していない」と回答しており、規模により金融機関の対応に違いが見られる。

金融機関に求められる取組・サービスについて、中小企業の83.7%、金融機関の95.0%が「安定した資金供給」と回答し、両者とも本来的な役割である資金供給という認識で一致している。しかし、「金利の優遇」、「担保・保証条件の柔軟な対応」を求める中小企業がそれぞれ82.2%、45.2%であるのに対し、金融機関は8.2%、12.6%となっており、また、「経営指導・アドバイス」、「経営に役立つ情報提供」が求められていると考える金融機関がそれぞれ83.6%、78.6%であるのに対し、中小企業は10.3%、20.2%となっており、両者の認識に大きな隔たりがある。中小企業は金融機関に対し、経営指導の実施ではなく、本来の金融業務の積極的な対応を強く求めていることがわかる。両者の認識の隔たりは、後述する中小企業円滑化法による条件変更に伴う経営改善計画の策定率の低さに影響していると考えられる。

取引金融機関への不満については、「担当者が頻繁に変わる」が54.0%あり、以下「消極的な貸出姿勢」（29.3%）、「支店長によって対応が変わる」（27.0%）となっている。担当者・方針が定着しない金融機関の体制や消極的な対応が課題となっている。

金融庁が示す地域密着型金融に関する監督指針について、81.1%の金融機関が「ある程度対応は可能」、11.3%が「十分に対応が可能」と回答している。一方で、「時間的・人的余裕がない」「担当者の専門能力不足」など物理的に対応できないという意見や、「企業の理解不足」「効果がない」など経営改善の効果が乏しく、企業の理解が得られないという意見もあることから、実効性の面では課題が残る。

以上を踏まえると、金融機関は中小企業、特に規模の小さな企業に対するリレーションがまだ不十分であると考えられる。金融機関に求められる取組・サービスについて、「安定した資金供給」については金融機関、中小企業の認識が一致している一方で、「経営指導・アドバイス」については中小企業のニーズが低い。また、地域密着型金融に関する監督指針について、金融機関からは「ある程度対応は可能」とする回答が多く、実効性の面では課題が残る。

2. 中小企業金融情勢について

金融機関によると、最近の中小企業金融への取組姿勢について「積極的」または「やや積極的」との回答が合わせて87.4%に及び、積極的に対応している様子が見えてくる。

借入のある中小企業の資金調達方法については、「銀行等のプロパー融資」（74.9%）との回答が最も多く、続いて「保証協会の保証付融資」（70.3%）、「政府系金融機関からの融資」（42.1%）の順となっている。企業規模別に見ると、規模が小さいほどプロパー融資の割合が低く、保証付融資の割合が高い傾向がある。

また、担保提供している企業は76.1%あり、小規模な企業ほど担保提供の割合が低い傾向にある。担保提供している資産は、「会社所有の不動産」（80.4%）との回答が最も多く、続いて「個人所有の不動産」（34.5%）、「会社所有の現金預金」（26.0%）の順となっている。また、小規模な企業ほど、個人所有不動産の担保提供割合が高い傾向にある。

緊急の融資申込をした場合、「受けられる」（61.7%）、「条件付きで受けられる」（20.7%）と合わせて82.4%の企業が何らかの形で融資を受けることができると回答しており、比較的資金調達が円滑に行えるものと思われる。この結果の一因には、回答企業の構成が30年超の業歴を持つ企業が93.6%、また20年以上の主要金融機関との取引年数を持つ企業が88.7%あることも影響していることが考えられる。

しかし、従業員数が5人以下の企業においては、17.0%が緊急の融資を受けられないと回答し、また、銀行等のプロパー融資を利用している企業も規模が小さいほど、その割合が低いことから、担保となる資産をそれほど持たない小規模・零細企業にとって、実際の金融情勢は厳しい状況にあると推察される。

金融機関が中小企業に融資を行う際に財務諸表以外で重視する項目については、「経営者の資質」（89.3%）との回答が最も多い。以下、「総合的な取引振り」（74.8%）、「事業の成長性」（71.1%）、「優れた製品・技術の有無」（67.9%）の順となっている。

以上を踏まえて、金融機関の中小企業金融に対する取組姿勢は、総じて積極的な傾向にあるが、小規模な企業においては、プロパー融資の割合が低く、また、突発性資金の調達については、懸念が残る結果となっている。

金融機関は中小企業の融資審査にあたっては、財務諸表以外に、その企業の経営者の資質という観点や、事業の成長性または優れた製品・技術の有無など将来の成長可能性という観点を重視する姿勢が見え、目利き力を発揮した審査を行っているものと思われる。

3. 信用保証協会、セーフティネット保証（5号認定）について

信用保証協会の保証付融資は、経営資源の少ない中小企業の金融円滑化を目的に、金融機関の信用リスク負担の軽減を図るための制度である。本件調査において、中小企業の86.2%が信用保証制度を利用した経験があるとしており、特に小規模な企業ほど利用が高い傾向がある。金融機関の貸出残高に占める保証付融資の割合は、「2割未満」が46.5%、「2割以上4割未満」が37.7%となっており、信用金庫、信用組合で残高に占める割合が高い傾向にある。また、政府へ求める中小企業金融政策について、金融機関からは「保証制度の拡充」との意見も寄せられている。信用保証制度は中小企業金融の円滑化に重要な機能を果たしていることがうかがえる。

セーフティネット保証（5号認定）の利用状況については、借入のある中小企業の42.6%が利用している。利用企業は全業種にわたっており、また、小規模な企業ほど利用率が高い傾向にある。本制度の全業種を対象とする措置が開始となって1年強であることを考慮すれば高い水準にあり、中小企業の業況は厳しい状況にあることがうかがえる。全業種を対象とする措置については、中小企業の61.7%、金融機関の79.9%が延長を求めている。

セーフティネット保証（5号認定）が利用できなくなった場合の影響として、中小企業からは、「資金繰りへの懸念」、「金利負担の増加」などの声が多い。また、金融機関からは、審査の厳格化や保証枠の減少により「資金供給が厳しくなる」との意見が全回答数138件の内、76件ある。責任共有制度の対象外である同制度が利用できなくなった場合、金融機関の与信判断に影響が生じ、貸し渋りにつながる懸念がある。

以上のことから、信用保証制度は中小企業金融の円滑化に重要な機能を果たしており、特に、セーフティネット保証（5号認定）の現行措置については延長を望む声が強い。セーフティネット保証（5号認定）の現行措置が終了となった場合、非対象業種に対する金融機関の与信判断に影響が生じ、貸し渋りにつながることが懸念される。下半期以降は景気浮揚効果の息切れ、急激な円高の進展など、見通しが立たない状況があり、来年3月末には中小企業金融円滑化法も終了となることを踏まえると、現行措置の延長が望まれる。

4. 中小企業金融円滑化法について

金融円滑化法による中小企業の経営改善効果について、金融機関によると、「非常に効果があった」（20.1%）、「やや効果があった」（33.3%）を合せて5割強の金融機関が効果を認めている。同法の利用による貸付条件の変更状況は、金融機関によると、貸出先数の「2割未満」（65.4%）とする回答が最も多く、信用金庫、信用組合では「2割以上4割未満」（35.3%、37.5%）とする割合も高い。さらに、同法施行以降、貸付条件を変更している企業の7割以上が複数回の変更を行っているという回答が約半数を占めている。貸付条件の変更を行っている中小企業の多くが、長期間、業績の回復を果たせず、資金繰りに窮している現状がうかがえる。

経営改善計画の提出状況については、金融機関の51.6%が「2割未満」と回答している。その理由として、金融機関からの回答によれば、「中小企業が作成指導に応じない」（47.2%）、「指導できる人材が不足している」（26.4%）との回答が多く、経営改善計画の作成指導を充分に行えていないことがうかがえる。また、前述の設問において中小企業が金融機関に「経営指導・アドバイス」を求めている結果も一因と考えられる。

同法終了後、金融機関の経営への影響については、「大きな影響がある」（19.5%）、「やや影響がある」（40.9%）と回答し、6割強が影響を受けるとしている。具体的な意見として、「倒産・延滞による不良債権の増加」、「格付けの引き下げによる信用コストの増加」を懸念する声が多い。また、中小企業からは、同法終了により「資金繰り悪化による事業縮小、倒産」などを懸念する声がある。

同法終了後、格付けの引き下げが必要と思われる中小企業の割合については、47.2%の金融機関が「2割未満」、32.7%の金融機関が「2割以上4割未満」と回答している。格付けの引き下げが必要となった企業に対する金融機関の対応として、「条件変更で変わらず対応する」（92.4%）、「経営支援の強化」（83.5%）となっており、同法終了後、当面は大きな混乱はないものと考えられる。しかしながら、「代位弁済の請求」（44.3%）、「担保権の行使」（22.8%）との回答もあり、経営の見通しが立たない中小企業を抱えていることも推察される。

以上を踏まえると、同法終了後、中小企業の金融情勢が急速に悪化することはないと考えられる。しかし、中長期的に見ると、中小企業、金融機関双方の経営に悪影響が生じることが想定される。中小企業に対しては、経費削減のみならず、転業や新分野への進出など、抜本的な経営改善を実現するため、きめ細やかな経営支援が必要である。経営改善計画の作成計画が金融機関のみでは困難である現状も踏まえ、外部機関、専門家等の連携によりコンサルティング機能の量的・質的な充実を図る必要がある。

5. 金融機関の経営状況について

金融機関は、経済・社会環境が大きく変化し、多様なサービスが求められている。現在、金融機関が感じている経営上の課題について、「新規融資先の発掘不足」（63.3%）が最も多く、続いて「若手人材の育成」（60.1%）、「金利競争の激化」（49.4%）が高い回答となっている。

新規融資先の発掘不足が課題と挙がる要因として、中小企業の資金需要の低迷や経営状況、金融機関においては、人的・時間的余力が考えられる。

IV. 調査結果

※以下、中小企業側に対する設問には【中小企業】と記載しており、金融機関側に対する設問には【金融機関】と記載している。

1. 中小企業と金融機関とのリレーションの状況

(1) 主要取引金融機関

今回調査を行った中小企業のうち、主に取引している金融機関は、「都市銀行」(68.3%)が最も多く、続いて「信用金庫」(18.2%)、「地方銀行」(6.7%)の順となっている。

【図 1-1-1】

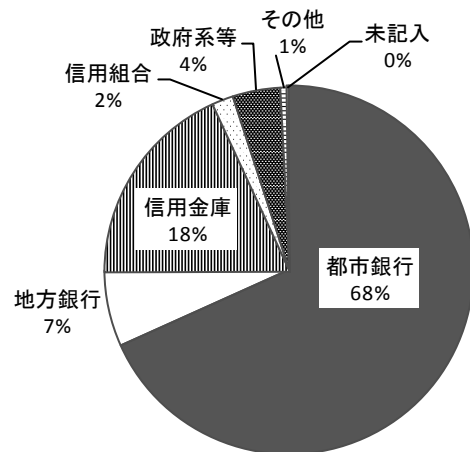
また、主に取引している金融機関の割合は企業規模によって異なる傾向にあり、小規模な企業ほど信用金庫の割合が高くなり、大規模な企業ほど都市銀行の割合が高くなる。【図 1-1-2】

これは、小規模な企業ほど、地域に根付き、きめ細やかなサービスを提供する金融機関を選択する傾向がある一方、大規模な企業ほど、多額の融資を受けることができ、日本全国広範囲に亘り支店があり利便性の高い金融機関を選択する傾向にあることが推察される。

【中小企業】主に取引している金融機関はどのような金融機関ですか？ (1つ)

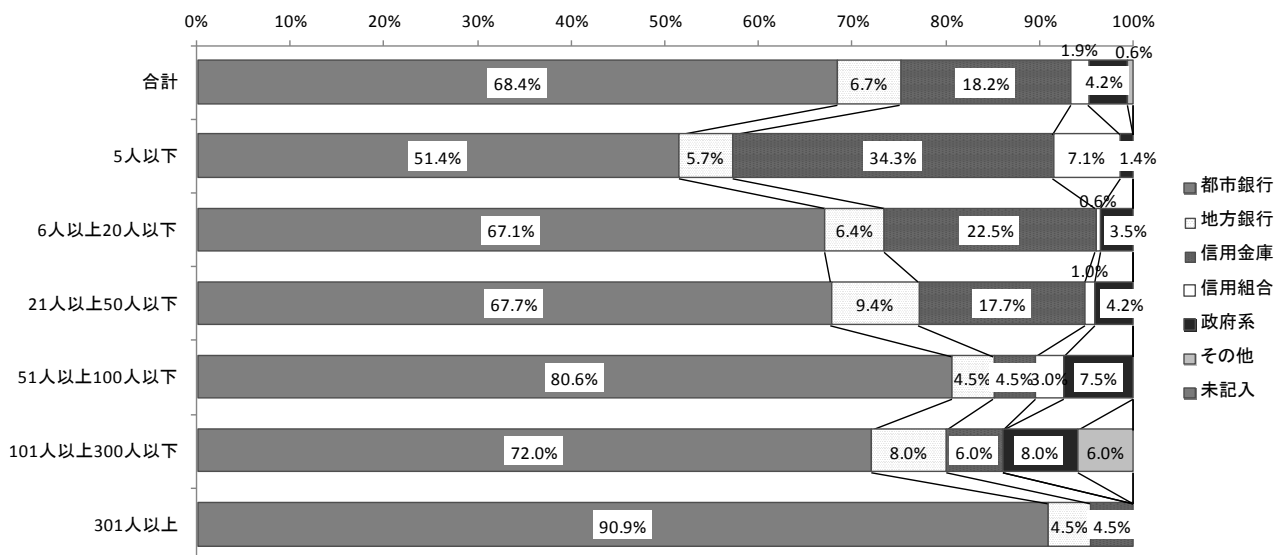
【図 1-1-1】(全体)

【主要金融機関】	件数	%
都市銀行	327	68.3%
地方銀行	32	6.7%
信用金庫	87	18.2%
信用組合	9	1.9%
政府系等	20	4.2%
その他	3	0.6%
未記入	1	0.2%
合 計	479	100.0%



【図 1-1-2】（従業員数別）

【主要金融機関】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
都市銀行	327	68.4%	36	51.4%	116	67.1%	65	67.7%	54	80.6%	36	72.0%	20	90.9%
地方銀行	32	6.7%	4	5.7%	11	6.4%	9	9.4%	3	4.5%	4	8.0%	1	4.5%
信用金庫	87	18.2%	24	34.3%	39	22.5%	17	17.7%	3	4.5%	3	6.0%	1	4.5%
信用組合	9	1.9%	5	7.1%	1	0.6%	1	1.0%	2	3.0%	0	0.0%	0	0.0%
政府系	20	4.2%	1	1.4%	6	3.5%	4	4.2%	5	7.5%	4	8.0%	0	0.0%
その他	3	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	6.0%	0	0.0%
未記入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	478	100.0%	70	100.0%	173	100.0%	96	100.0%	67	100.0%	50	100.0%	22	100.0%



（２）主要取引金融機関との取引年数

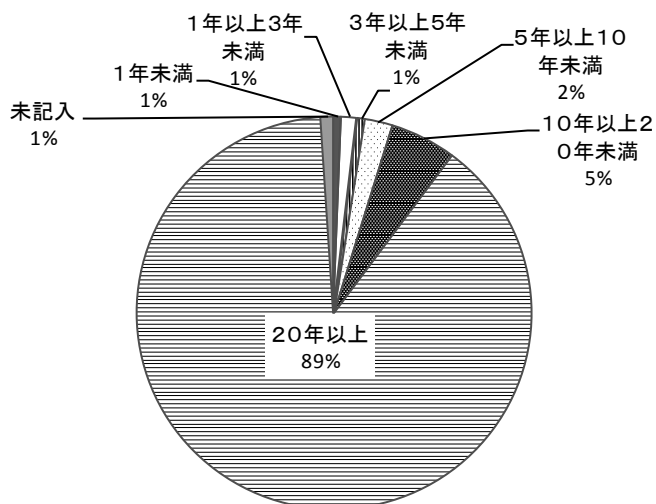
金融機関との取引の長さについて、「20年以上」（88.7%）と回答した企業は9割弱を占め、主要金融機関と継続的に取引している。【図 1-2】

その要因として、回答企業の9割強が業歴30年超の企業であることや、主要金融機関と継続的に取引を行うことで、金融機関と良好な関係を維持する意向があるものと考えられる。

【中小企業】主に取引している金融機関との取引の長さはどのぐらいですか？（1つ）

【図 1-2】

【取引年数】	件数	%
1年未満	3	0.6%
1年以上3年未満	6	1.3%
3年以上5年未満	3	0.6%
5年以上10年未満	11	2.3%
10年以上20年未満	26	5.4%
20年以上	425	88.7%
未記入	5	1.0%
合 計	479	100.0%



(3) 取引先への訪問頻度

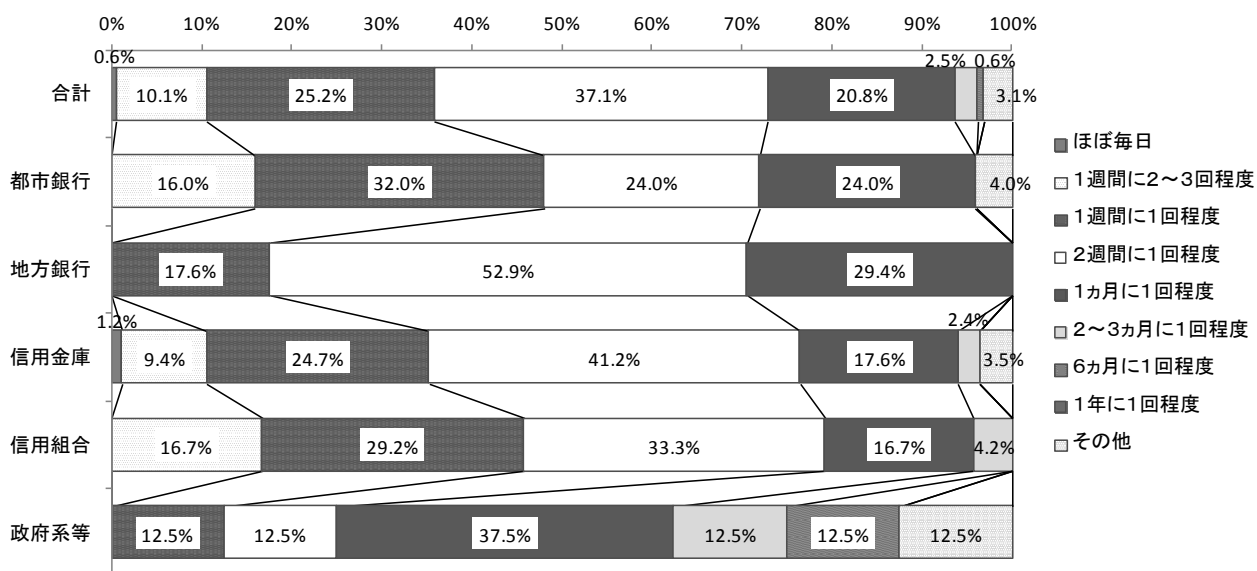
メインバンクとなっている中小企業への訪問頻度は「2週間に1回程度」(37.1%)という回答が最も多く、続いて「1週間に1回程度」(25.2%)、「1ヵ月に1回程度」(20.8%)の順になっており、金融機関別に見ると、訪問頻度にばらつきが見られるが、都市銀行・信用組合の訪問頻度が比較的高い結果となっている。【図1-3】

都市銀行は一行当たりの店舗数が多く、営業エリアが絞られているため頻繁に訪問することが可能である。信用組合も同様に、一定の地域内に顧客を抱えているため、細やかな対応ができると考えられる。

【金融機関】メインバンクとなっている取引先への訪問頻度は平均するとどの程度ですか？(1つ)

【図1-3】

【訪問頻度】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
ほぼ毎日	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
1週間に2～3回程度	16	10.1%	4	16.0%	0	0.0%	8	9.4%	4	16.7%	0	0.0%
1週間に1回程度	40	25.2%	8	32.0%	3	17.6%	21	24.7%	7	29.2%	1	12.5%
2週間に1回程度	59	37.1%	6	24.0%	9	52.9%	35	41.2%	8	33.3%	1	12.5%
1ヵ月に1回程度	33	20.8%	6	24.0%	5	29.4%	15	17.6%	4	16.7%	3	37.5%
2～3ヵ月に1回程度	4	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.4%	1	4.2%	1	12.5%
6ヵ月に1回程度	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%
1年に1回程度	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	5	3.1%	1	4.0%	0	0.0%	3	3.5%	0	0.0%	1	12.5%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



(4) 事業内容の理解度

金融機関の取引企業に対する事業内容の理解の程度について、「明確に理解している」「ある程度理解している」との回答が中小企業側では84.7%、金融機関側では99.4%あり、事業内容に関して取引金融機関は一定の理解をしているとする回答が大半を占めている。

【図 1-4-1】

企業規模別に見ると、小規模な企業ほど事業内容について金融機関の理解度が低いとの回答が多くなっている。特に従業員数が5人以下の企業については、2割弱が「あまり理解していない」（15.7%）または「全く理解していない」（1.4%）と回答しており、企業規模により金融機関の対応に違いが見られる。【図 1-4-2】

これは後述するプロパー融資を受けている割合とほぼ比例しており、プロパー融資に際して金融機関は取引先の調査をより詳細に行うため、その分、理解度が深まるものと考えられる。

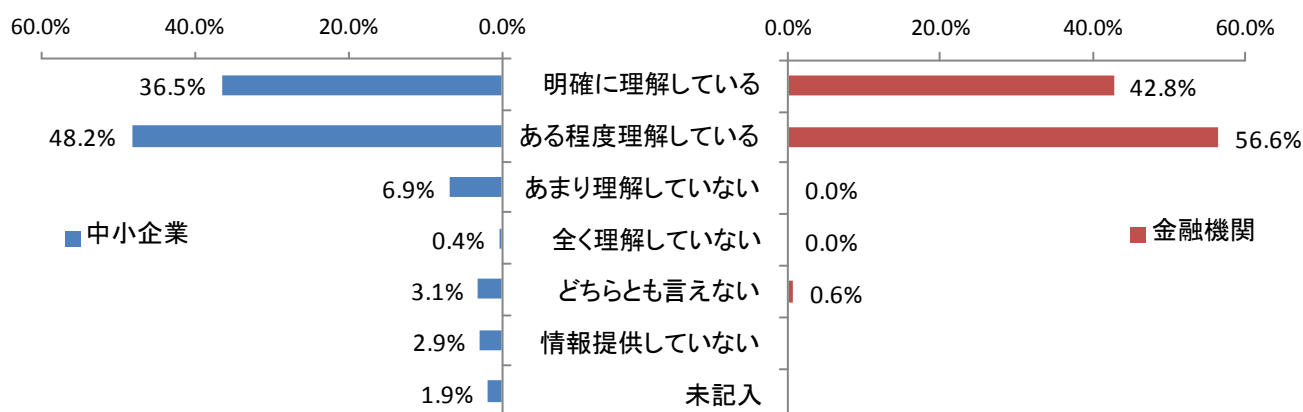
また、金融機関別に見ると、都市銀行が「明確に理解している」（72.0%）と回答する割合が最も高い。【図 1-4-3】

【中小企業】主に取引している金融機関の貴社の事業内容（財務状況、事業の特徴、固有の課題、業界動向等を含む）に対する理解の程度はどのように感じますか？（1つ）

【金融機関】メインバンクとなっている取引先の事業内容（財務状況、事業の特徴、固有の課題、業界動向等を含む）に対する理解の程度はいかがですか？（1つ）

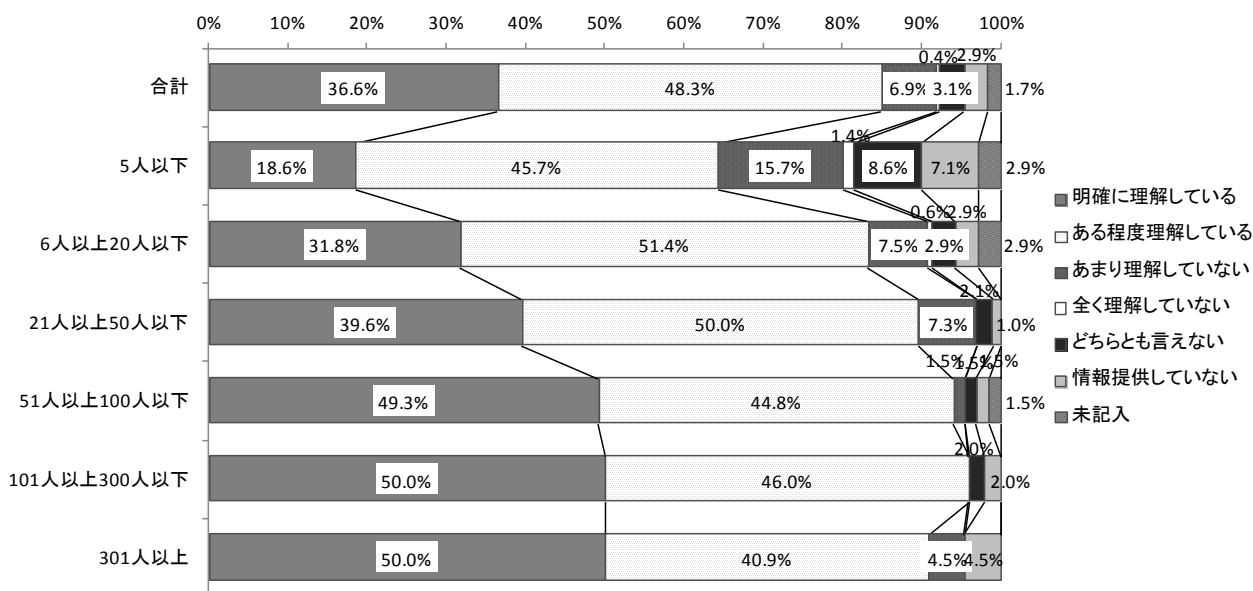
【図 1-4-1】（全体）

【理解の程度】	中小企業		金融機関	
	件数	%	件数	%
明確に理解している	175	36.5%	68	42.8%
ある程度理解している	231	48.2%	90	56.6%
あまり理解していない	33	6.9%	0	0.0%
全く理解していない	2	0.4%	0	0.0%
どちらとも言えない	15	3.1%	1	0.6%
情報提供していない	14	2.9%		
未記入	9	1.9%		
合 計	479	100.0%	159	100.0%



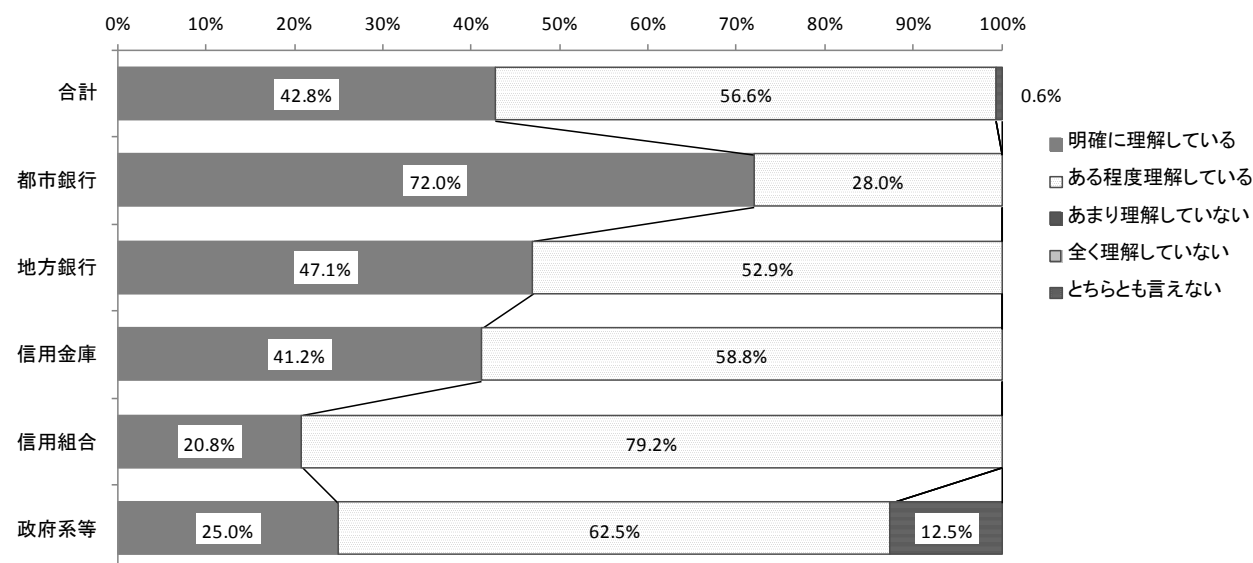
【図 1-4-2】（従業員数別）

【理解の程度】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
明確に理解している	175	36.6%	13	18.6%	55	31.8%	38	39.6%	33	49.3%	25	50.0%	11	50.0%
ある程度理解している	231	48.3%	32	45.7%	89	51.4%	48	50.0%	30	44.8%	23	46.0%	9	40.9%
あまり理解していない	33	6.9%	11	15.7%	13	7.5%	7	7.3%	1	1.5%	0	0.0%	1	4.5%
全く理解していない	2	0.4%	1	1.4%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらとも言えない	15	3.1%	6	8.6%	5	2.9%	2	2.1%	1	1.5%	1	2.0%	0	0.0%
情報提供していない	14	2.9%	5	7.1%	5	2.9%	1	1.0%	1	1.5%	1	2.0%	1	4.5%
未記入	8	1.7%	2	2.9%	5	2.9%	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	478	100.0%	70	100.0%	173	100.0%	96	100.0%	67	100.0%	50	100.0%	22	100.0%



【図 1-4-3】（金融機関別）

【理解の程度】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
明確に理解している	68	42.8%	18	72.0%	8	47.1%	35	41.2%	5	20.8%	2	25.0%
ある程度理解している	90	56.6%	7	28.0%	9	52.9%	50	58.8%	19	79.2%	5	62.5%
あまり理解していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全く理解していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
どちらとも言えない	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



(5) 金融機関に求められる取組・サービス

金融機関に求められる取組・サービスについて、中小企業の83.7%、金融機関の95.0%が「安定した資金供給」と回答し、両者とも本来的な役割である資金供給という認識で一致している。しかし、「金利の優遇」、「担保・保証条件の柔軟な対応」を求める中小企業がそれぞれ82.2%、45.2%であるのに対し、金融機関は8.2%、12.6%となっており、また、「経営指導・アドバイス」、「経営に役立つ情報提供」が求められていると考える金融機関がそれぞれ83.6%、78.6%であるのに対し、中小企業は10.3%、20.2%となっており、両者の認識に大きな隔りがある。【図1-5-1～3】

中小企業庁の調査（中小企業白書2008）においても同様の結果となっており、中小企業は金融機関に対し、経営指導の実施や経営に役立つ情報の提供などのサービスはそれほど求めておらず、金融機関の本業である金融業務をしっかりとってくれることを特に望んでいるものと考えられる。

【中小企業】取引金融機関に求める取組・サービスはどのようなものですか？（特に求めるもの4つまで）

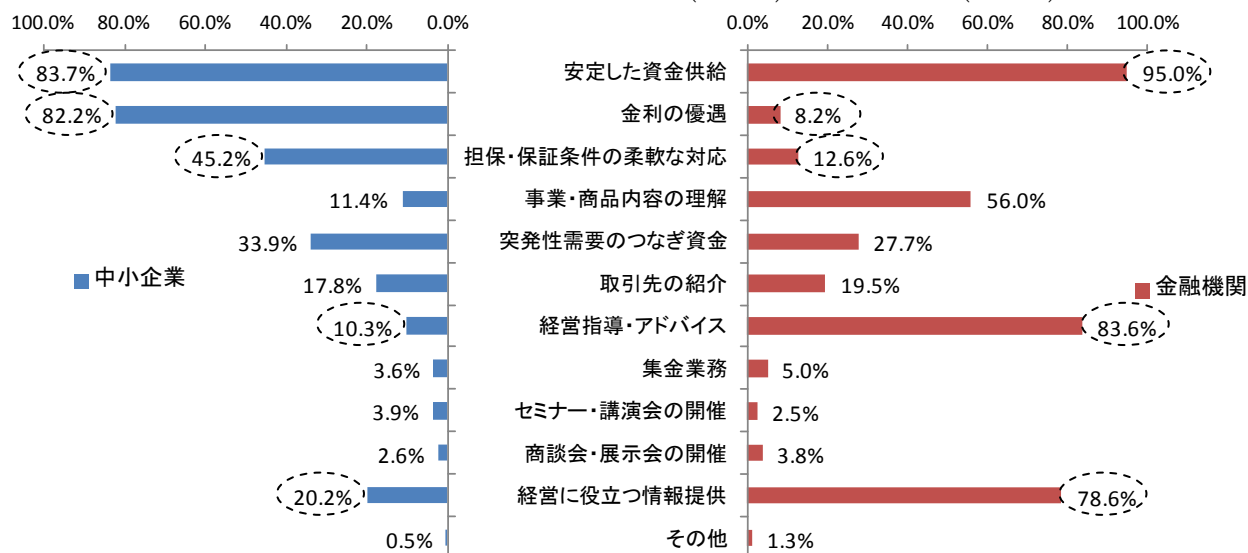
【金融機関】メインバンクに求められていると思われる取組・サービスは何だと思われるですか？（主なもの4つまで）

【図1-5-1】（全体）

【取組・サービス】	中小企業		金融機関	
	件数	%	件数	%
安定した資金供給	324	83.7%	151	95.0%
金利の優遇	318	82.2%	13	8.2%
担保・保証条件の柔軟な対応	175	45.2%	20	12.6%
事業・商品内容の理解	44	11.4%	89	56.0%
突発性需要のつなぎ資金	131	33.9%	44	27.7%
取引先の紹介	69	17.8%	31	19.5%
経営指導・アドバイス	40	10.3%	133	83.6%
集金業務	14	3.6%	8	5.0%
セミナー・講演会の開催	15	3.9%	4	2.5%
商談会・展示会の開催	10	2.6%	6	3.8%
経営に役立つ情報提供	78	20.2%	125	78.6%
その他	2	0.5%	2	1.3%

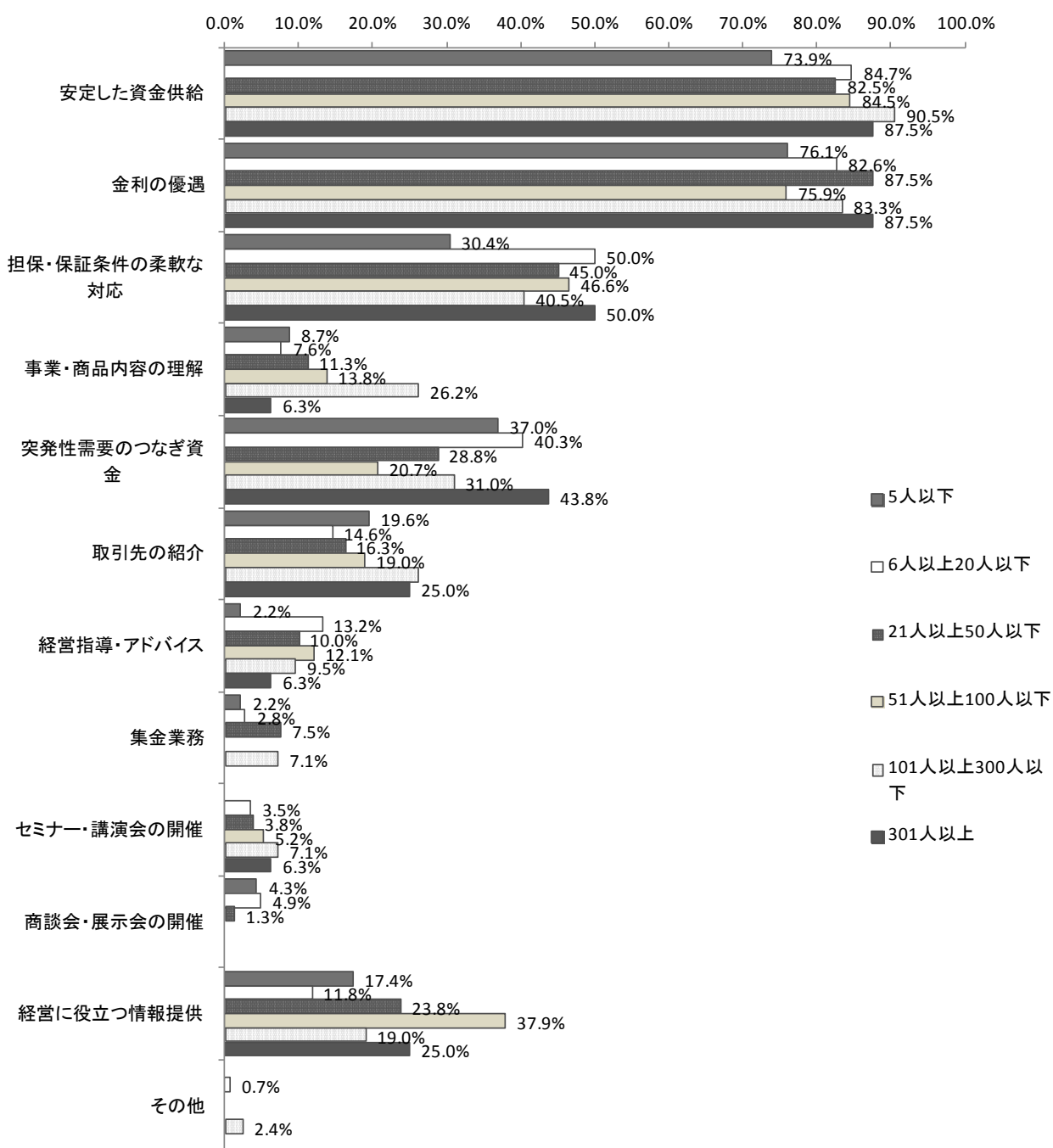
(n=387)

(n=159)



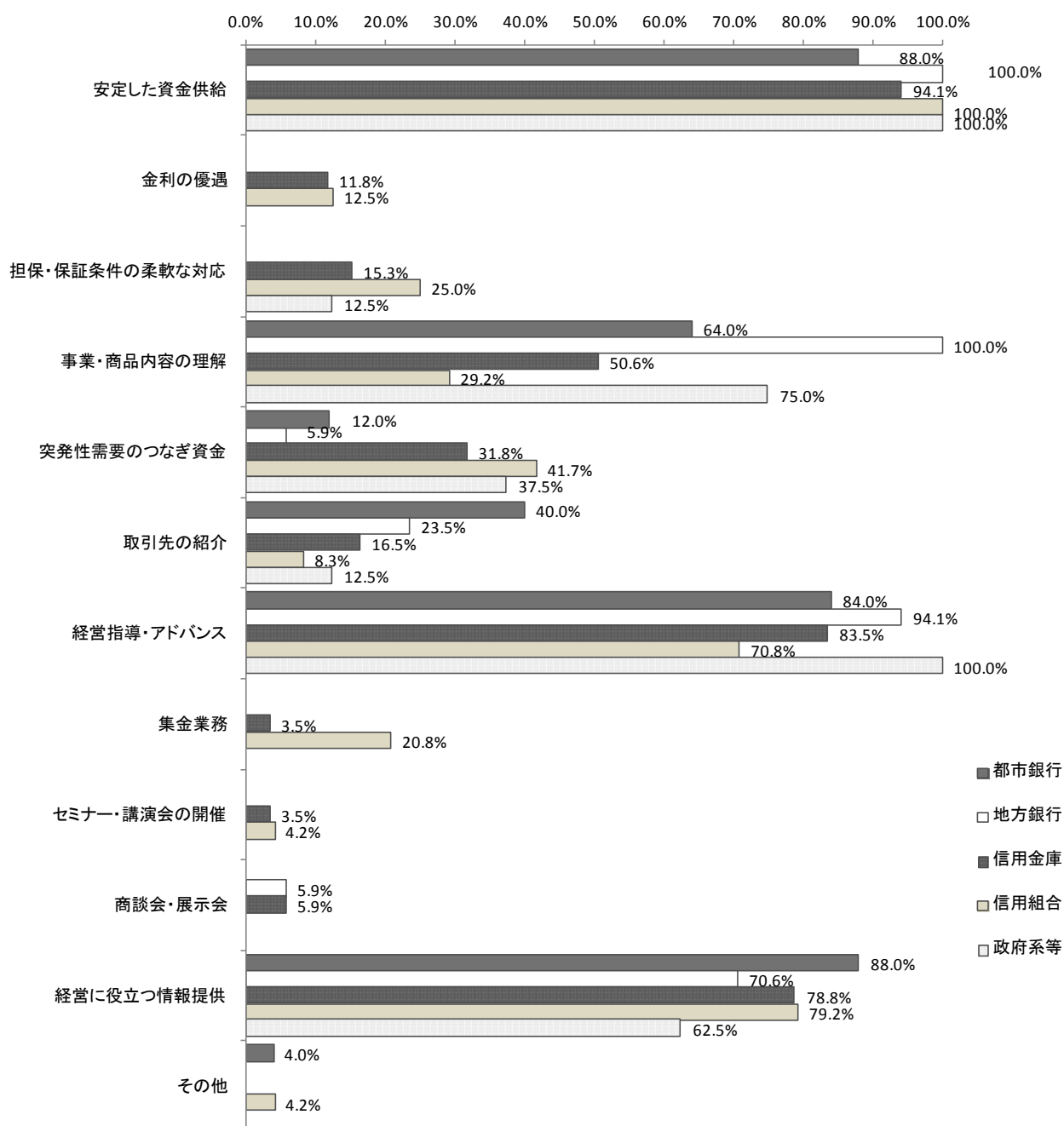
【図 1-5-2】（従業員数別）

【取組・サービス】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
安定した資金供給	323	83.7%	34	73.9%	122	84.7%	66	82.5%	49	84.5%	38	90.5%	14	87.5%
金利の優遇	317	82.1%	35	76.1%	119	82.6%	70	87.5%	44	75.9%	35	83.3%	14	87.5%
担保・保証条件の柔軟な対応	174	45.1%	14	30.4%	72	50.0%	36	45.0%	27	46.6%	17	40.5%	8	50.0%
事業・商品内容の理解	44	11.4%	4	8.7%	11	7.6%	9	11.3%	8	13.8%	11	26.2%	1	6.3%
突発性需要のつなぎ資金	130	33.7%	17	37.0%	58	40.3%	23	28.8%	12	20.7%	13	31.0%	7	43.8%
取引先の紹介	69	17.9%	9	19.6%	21	14.6%	13	16.3%	11	19.0%	11	26.2%	4	25.0%
経営指導・アドバイス	40	10.4%	1	2.2%	19	13.2%	8	10.0%	7	12.1%	4	9.5%	1	6.3%
集金業務	14	3.6%	1	2.2%	4	2.8%	6	7.5%	0	0.0%	3	7.1%	0	0.0%
セミナー・講演会の開催	15	3.9%	0	0.0%	5	3.5%	3	3.8%	3	5.2%	3	7.1%	1	6.3%
商談会・展示会の開催	10	2.6%	2	4.3%	7	4.9%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
経営に役立つ情報提供	78	20.2%	8	17.4%	17	11.8%	19	23.8%	22	37.9%	8	19.0%	4	25.0%
その他	2	0.5%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%
	(n=386)		(n=46)		(n=144)		(n=80)		(n=58)		(n=42)		(n=16)	



【図 1-5-3】（金融機関別）

【取組・サービス】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
安定した資金供給	151	95.0%	22	88.0%	17	100.0%	80	94.1%	24	100.0%	8	100.0%
金利の優遇	13	8.2%	0	0.0%	0	0.0%	10	11.8%	3	12.5%	0	0.0%
担保・保証条件の柔軟な対応	20	12.6%	0	0.0%	0	0.0%	13	15.3%	6	25.0%	1	12.5%
事業・商品内容の理解	89	56.0%	16	64.0%	17	100.0%	43	50.6%	7	29.2%	6	75.0%
突発性需要のつなぎ資金	44	27.7%	3	12.0%	1	5.9%	27	31.8%	10	41.7%	3	37.5%
取引先の紹介	31	19.5%	10	40.0%	4	23.5%	14	16.5%	2	8.3%	1	12.5%
経営指導・アドバイス	133	83.6%	21	84.0%	16	94.1%	71	83.5%	17	70.8%	8	100.0%
集金業務	8	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.5%	5	20.8%	0	0.0%
セミナー・講演会の開催	4	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.5%	1	4.2%	0	0.0%
商談会・展示会	6	3.8%	0	0.0%	1	5.9%	5	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
経営に役立つ情報提供	125	78.6%	22	88.0%	12	70.6%	67	78.8%	19	79.2%	5	62.5%
その他	2	1.3%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.2%	0	0.0%
	(n=159)		(n=25)		(n=17)		(n=85)		(n=24)		(n=8)	



(6) 金融機関に対する不満

55. 2%と半数以上の中小企業が取引金融機関には不満はないと回答している。一方、不満があるとした企業(44.8%)の不満の内訳については、「担当者が頻繁に変わる」(54.0%)との回答が最も多く、「支店長によって対応が変わる」(27.0%)など担当者・方針が定着しない金融機関の体制を課題にしたものから、「消極的な貸出姿勢」(29.3%)、「接触頻度が少ない」(23.6%)など消極的な対応を示唆する回答もある。【図1-6-1～4】

前述の通り、回答企業には主要金融機関との取引が長い企業が多く、一定の信頼関係を築いてはいるが、金融機関の体制や消極的な姿勢などに不満を抱いている企業も少なくない。特に、「担当者が頻繁に変わる」との不満については、リレーションシップバンキングの観点から、両者の信頼関係を構築する上で、支障となることが考えられる。金融機関のリスク管理、営業戦略上の方針、人材育成に係る事項でもあり、金融機関にとっても大きな課題と考えられる。

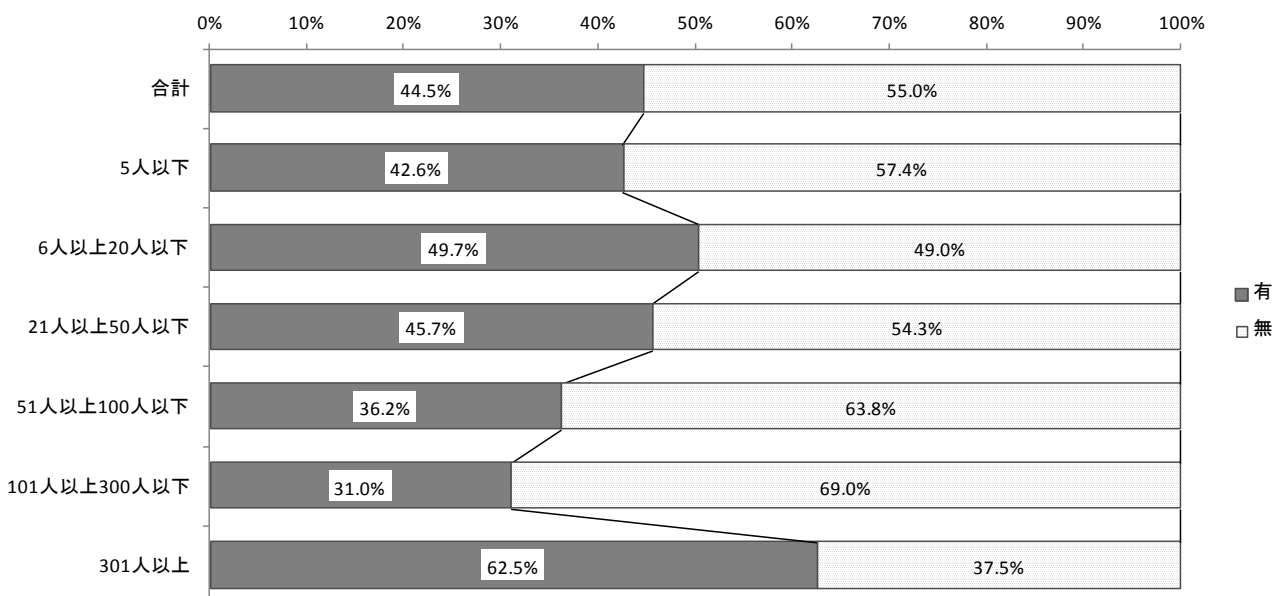
【中小企業】取引金融機関に対する不満は何ですか？（主なもの3つまで）

【図1-6-1】（不満の有無・全体）

【不満の有無】	件数	%
有	174	44.8%
無	214	55.2%
合 計	388	100.0%

【図1-6-2】（不満の有無・従業員数別）

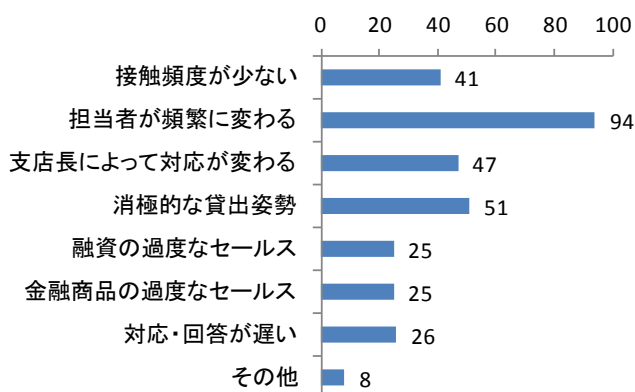
【不満の有無】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
有	173	44.5%	20	42.6%	72	49.7%	37	45.7%	21	36.2%	13	31.0%	10	62.5%
無	214	55.0%	27	57.4%	71	49.0%	44	54.3%	37	63.8%	29	69.0%	6	37.5%
合 計	387	99.5%	47	100.0%	143	98.6%	81	100.0%	58	100.0%	42	100.0%	16	100.0%



【図 1-6-3】（不満の内訳）

【不満の内訳】	件数	%
接触頻度が少ない	41	23.6%
担当者が頻繁に変わる	94	54.0%
支店長によって対応が変わる	47	27.0%
消極的な貸出姿勢	51	29.3%
融資の過度なセールス	25	14.4%
金融商品の過度なセールス	25	14.4%
対応・回答が遅い	26	14.9%
その他	8	4.6%

(n=174)



【図 1-6-4】（不満の内訳・従業員数別）

【不満の内訳】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
接触頻度が少ない	40	23.1%	4	20.0%	24	33.3%	8	21.6%	3	14.3%	1	7.7%	0	0.0%
担当者が頻繁に変わる	93	53.8%	10	50.0%	37	51.4%	24	64.9%	11	52.4%	6	46.2%	5	50.0%
支店長によって対応が変わる	47	27.2%	5	25.0%	20	27.8%	8	21.6%	6	28.6%	4	30.8%	4	40.0%
消極的な貸出姿勢	51	29.5%	4	20.0%	27	37.5%	7	18.9%	8	38.1%	5	38.5%	0	0.0%
融資の過度なセールス	25	14.5%	3	15.0%	7	9.7%	6	16.2%	2	9.5%	3	23.1%	4	40.0%
金融商品の過度なセールス	25	14.5%	1	5.0%	10	13.9%	5	13.5%	4	19.0%	3	23.1%	2	20.0%
対応・回答が遅い	26	15.0%	4	20.0%	11	15.3%	4	10.8%	0	0.0%	3	23.1%	4	40.0%
その他	8	4.6%	0	0.0%	2	2.8%	4	10.8%	1	4.8%	1	7.7%	0	0.0%

(n=173)

(n=20)

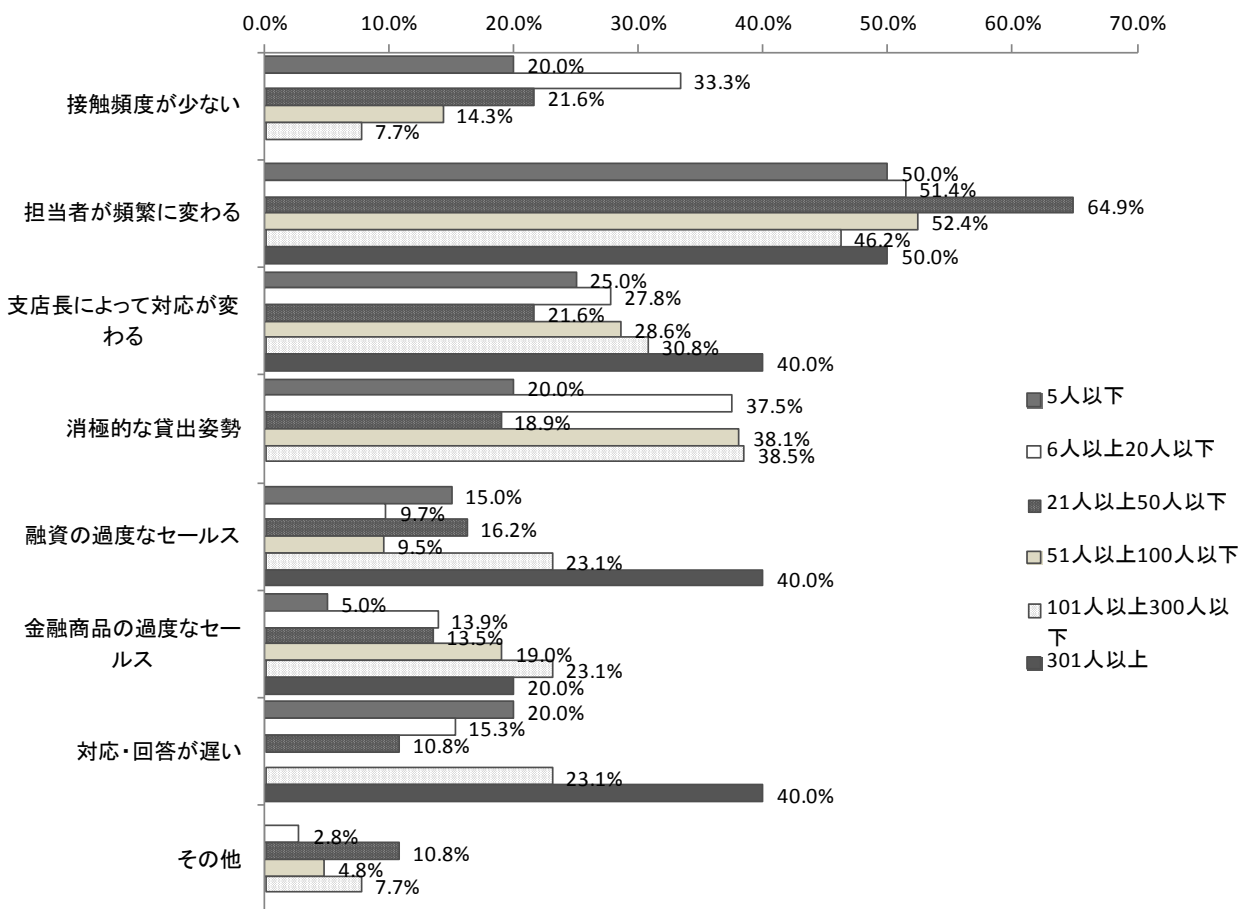
(n=72)

(n=37)

(n=21)

(n=13)

(n=10)



（７）監督指針の現場担当者への周知度

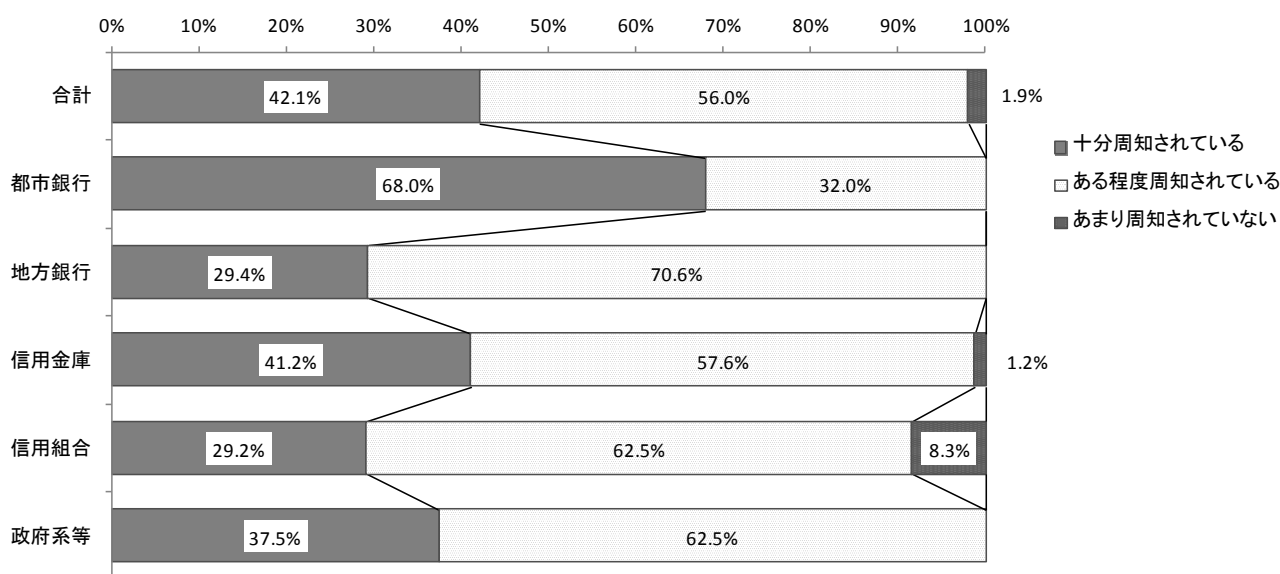
金融庁が示す地域密着型金融に関する監督指針について、「ある程度周知されている」（５６．０％）、「十分周知されている」（４２．１％）とほぼ全ての金融機関が現場担当者に周知できていると回答している。金融機関別では、都市銀行が最も「十分周知されている」（６８．０％）割合が高い。【図 1-7-1】

本・支店別に見ると、「十分に周知されている」と本店が６８．２％回答しているのに対し、支店は３８．０％と周知度については本店と支店で大きな隔たりが見られる。【図 1-7-2】

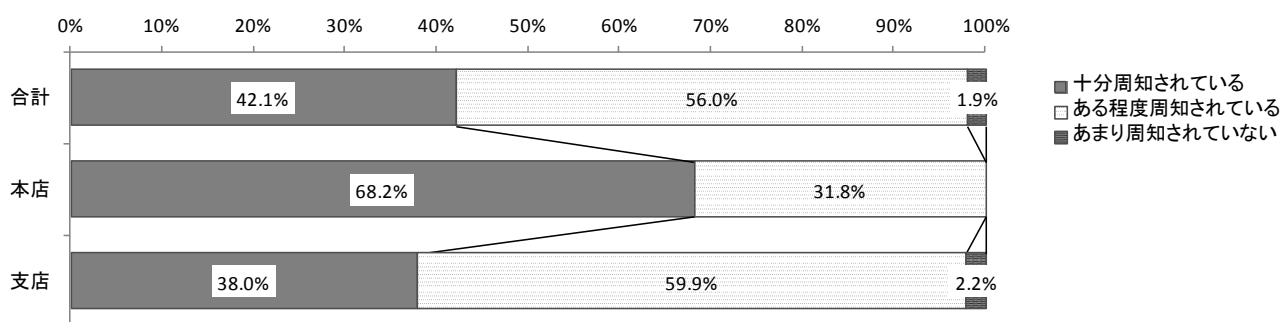
【金融機関】金融庁より地域密着型金融の目指すべき方向として「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」「地域の面的再生への積極的な参画」等が監督指針として示されていますが、現場担当者への周知の度合いはいかがですか？（１つ）

【図 1-7-1】（金融機関別）

【周知度合い】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
十分周知されている	67	42.1%	17	68.0%	5	29.4%	35	41.2%	7	29.2%	3	37.5%
ある程度周知されている	89	56.0%	8	32.0%	12	70.6%	49	57.6%	15	62.5%	5	62.5%
あまり周知されていない	3	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	2	8.3%	0	0.0%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



【図 1-7-2】（本・支店別）



（８）監督指針への対応力

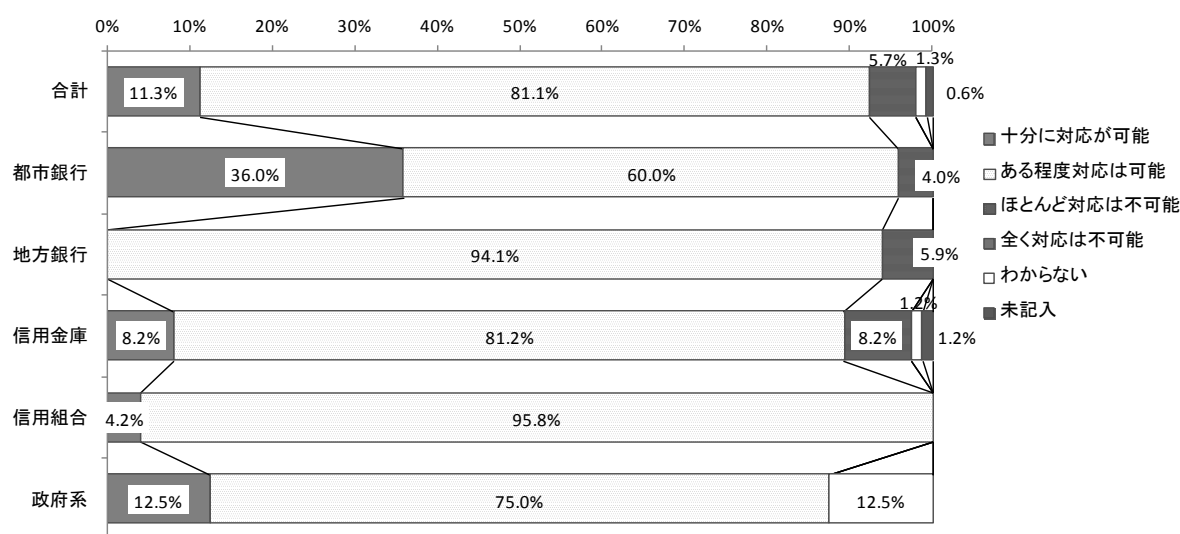
金融庁が示す地域密着型金融に関する監督指針について、金融機関によると、「ある程度対応は可能」（８１．１％）、「十分に対応が可能」（１１．３％）と９割強が対応可能と回答している。金融機関別では、都市銀行において「十分に対応が可能」（３６．０％）と回答する割合が高い。本・支店別では前問と同様である。【図 1-8-1～2】

（７）の周知度と照らし合わせると、都市銀行は、他の金融機関と比較して、人員も含めた体制が整っており、監督指針への対応力は高いと考えられるが、全般的に「ある程度対応は可能」との回答が多いことから、実効性の面で課題が残る。

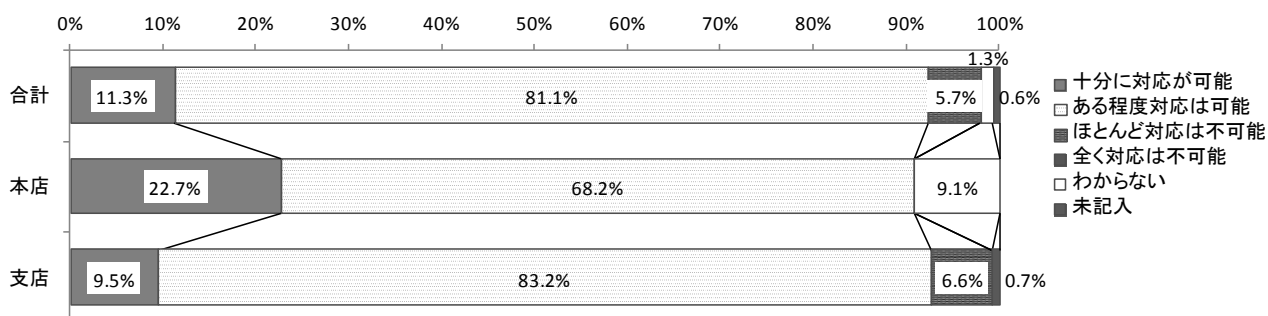
【金融機関】金融庁が示した地域密着型金融に関する監督指針について、どの程度対応が可能ですか？（１つ）

【図 1-8-1】（金融機関別）

【対応の可能性】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
十分に対応が可能	18	11.3%	9	36.0%	0	0.0%	7	8.2%	1	4.2%	1	12.5%
ある程度対応は可能	129	81.1%	15	60.0%	16	94.1%	69	81.2%	23	95.8%	6	75.0%
ほとんど対応は不可能	9	5.7%	1	4.0%	1	5.9%	7	8.2%	0	0.0%	0	0.0%
全く対応は不可能	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
わからない	2	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	1	12.5%
未記入	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



【図 1-8-2】（本・支店別）



(9) 監督指針で注力したい取組

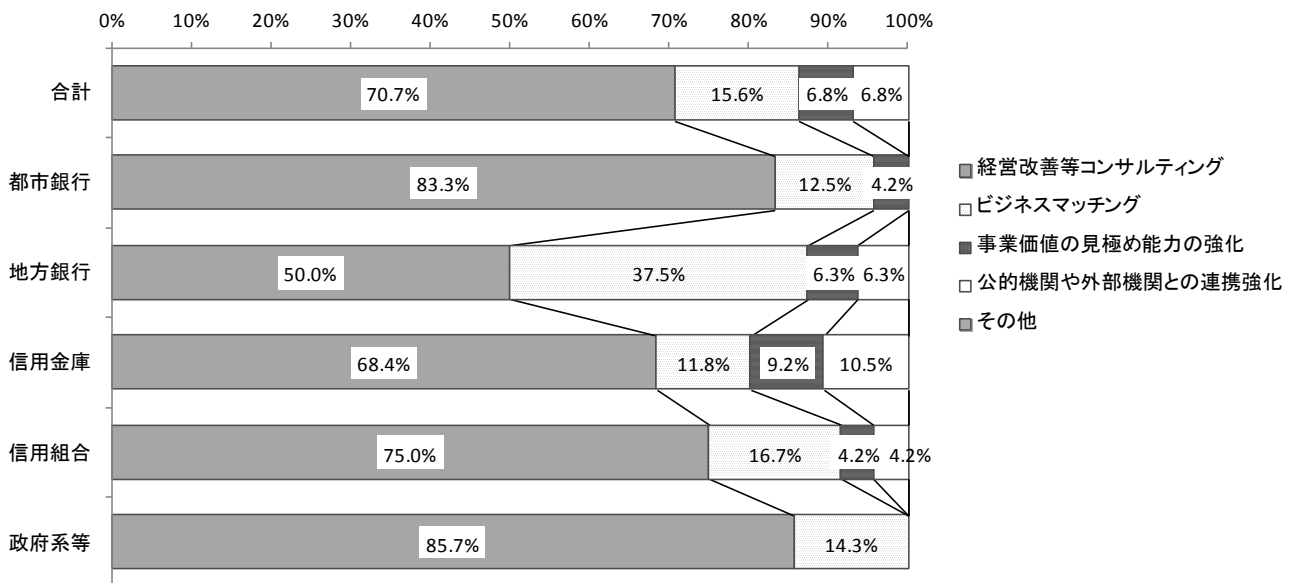
金融庁が示す地域密着型金融に関する監督指針への対応で特に注力したい取組として、「経営改善等コンサルティング」(70.7%)との回答が最も多く、続いて「ビジネスマッチング」(15.6%)となった。【図1-9】

「(5) 金融機関に求める取組・サービス」の通り、中小企業の回答の中で経営改善等のコンサルティング機能を金融機関に期待している割合は低く、金融機関には安定した資金供給など融資機能の充実が最も求められているため、その機能を十分発揮した上で、上記のような監督指針に基づく対応を取ることが望まれる。

【金融機関】地域密着型金融に関する監督指針への対応で特に注力したい取組は何ですか？(1つ)

【図1-9】

【注力したい取組】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
経営改善等コンサルティング	104	70.7%	20	83.3%	8	50.0%	52	68.4%	18	75.0%	6	85.7%
ビジネスマッチング	23	15.6%	3	12.5%	6	37.5%	9	11.8%	4	16.7%	1	14.3%
事業価値の見極め能力の強化	10	6.8%	1	4.2%	1	6.3%	7	9.2%	1	4.2%	0	0.0%
公的機関や外部機関との連携強化	10	6.8%	0	0.0%	1	6.3%	8	10.5%	1	4.2%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	147	100.0%	24	100.0%	16	100.0%	76	100.0%	24	100.0%	7	100.0%



（１０）監督指針への対応が困難な理由

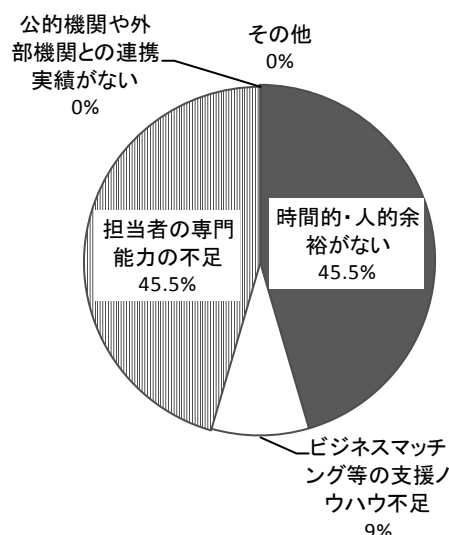
金融庁が示す地域密着型金融に関する監督指針への対応が困難な理由としては、「時間的・人的余裕がない」、「担当者の専門能力の不足」などを挙げている。【図 1-10】

ただし、回答数が、監督指針の対応力について、「対応が不可能」と回答した 11 件に限られているため、「（１１）監督指針の課題・問題点」における意見を参照されたい。

【金融機関】地域密着型金融に関する監督指針への対応が困難な理由は何ですか？（１つ）

【図 1-10】

【対応困難な理由】	件数	%
時間的・人的余裕がない	5	45.5%
ビジネスマッチング等の支援ノウハウ不足	1	9.1%
担当者の専門能力の不足	5	45.5%
公的機関や外部機関との連携実績がない	0	0.0%
その他	0	0.0%
合 計	11	100.0%



（１１）監督指針の課題・問題点

金融庁が示す地域密着型金融に関する監督指針に対する課題や問題点について、金融機関によると、「時間的・人的不足、担当者の能力不足」（24 件）のほか、「企業の理解不足」（9 件）、「効果が期待できない」（9 件）との指摘がある。

「時間的・人的不足、担当者の能力不足」では、主な意見として、「担当者の知識や経験、フォローする人材が不足している」、「経費削減の助言はできるが、どう稼ぐかについて助言できない」など、中小企業の経営改善について不安視する声もあり、外部機関・専門家等との連携により、コンサルティング機能の量的・質的な充実が求められる。

一方、「企業の理解不足」では、中小企業における経営改善に向けた自助努力の低さや条件変更を行った中小企業において、経営改善の必要性を認識していない企業が多いなど、中小企業の姿勢を課題とする意見もある。

また、「効果面」については、経営改善計画を策定できても、景気低迷等により実効面で課題があると指摘する声もある。

【金融機関】金融庁が示した地域密着型金融に関する監督指針について、課題や問題点がありましたら具体的にご記入ください。

＜主な回答の抜粋＞

●時間的・人的不足、担当者の能力不足（全24件の一部）

- ・現在金融機関に求められている事は高度で多岐に及んでおり、対応出来る人材の不足や時間的な余裕が無いことが問題点であり、今後の課題である。（信用金庫）
- ・経営指導、アドバイスに於ける担当者の知識不足散見。（信用金庫）
- ・若年者へのコンサルティング機能の発揮については経験不足等で厳しい部分があり、それをフォローする人材も不足している。（信用金庫）
- ・地域金融機関によるコンサルティング機能の発揮が債務者の企業再生にどの程度寄与するのか、人材面、時間的側面から見ると難しく感じる。（信用金庫）
- ・顧客との接点をもっているのは主に営業担当、融資窓口である状況で、通常の推進、管理業務が多岐にわたっており、コンサルティング業務への振り分けが課題。零細企業、個人事業者が多く、外部専門家等の活用が困難である。（信用金庫）
- ・人材やノウハウの面から顧客企業に対し十分なソリューションを必ずしも提供できていない。またそれらノウハウの底上げが必要であり、そのための人材育成や本支店間の連携強化が課題であろう。（信用組合）
- ・取引先企業をライフステージ別で見ると、創業や成長段階にある企業は比較的少ない。成熟した企業の経営改善へのコンサル機能が求められており、ノウハウ不足、人的不足は否めない。（信用金庫）
- ・中小金融機関において「コンサルティング機能の発揮」「地域の面的再生への参画」への取組みを実現するためには専門的金融手法や専門知識等のノウハウを持つ専門的な人材の育成や活用に努めなくてはならず、それを補うための外部機関の量的、質的拡大が課題。（信用金庫）
- ・経営課題の多い企業に対してのコンサルティング機能の発揮は、今後重要性が高まると思われるが、現実には人員、時間の問題もあり、難しい面がある。（地方銀行）
- ・コンサルティングとして経費削減の助言はできるが、中小企業経営でどう「稼ぐ」かが助言できない。（信用金庫）

●企業の理解不足（全9件の一部）

- ・中小企業の大半は封建的でありさまざまな提案に対し積極的ではない。（信用金庫）
- ・お取引先中小企業の中には金融機関が深く関与する事をよく思わない経営者もいる事から、積極的に支援する事等に限界がある場合がある。（地方銀行）
- ・中小零細企業における経営改善に向けた自助努力の低さ。（信用金庫）
- ・特に「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」について顧客企業の理解が少ない。（都市銀行）
- ・条件緩和と債権先の改善計画書作成に際し、策定見込みがあれば可としているが、中小企業のなかには当庫対応（説明）に理解されず、改善計画書未策定先への取組みが難しい。（信用金庫）
- ・貸出条件の変更を行った中小企業において、経営改善の必要性を認識していない企業が多い。（信用金庫）

●効果が期待できない（全９件の一部）

- ・条件変更の際には、モラルハザードの抑止も考慮し、実行性ある抜本的な経営改善計画を策定、実行することが不可欠である一方、小零細企業においては現実的にこのような計画を合理的な内容で策定するのは困難な場合が多い。（信用金庫）
- ・企業再生支援を行なうのに零細企業であるとあてはまらないケースあり。（信用金庫）
- ・実抜計画に沿った実績数値の達成が景気低迷等もあり、思う様に進展しない融資先が多く発生する問題点があると思われます。（信用組合）
- ・中小企業診断士の専門家による経営改善計画書の作成等を実施していますが、経営改善計画書に基づく実績目標値の進捗状況が予定通り達成できない取引先が多くなる可能性があることが課題と考えられます。（信用組合）
- ・経営支援や地域経済の活性化への貢献について未だ成功事例が少ない。（信用組合）

●その他

- ・取引先と経営課題を共有し解決に向けて協力し合う事により、十分な資金供給と回収の確実性の両立が図れるものと考えております。（都市銀行）
- ・組織全体として継続的に推進する為の態勢の更なる整備・充実。（信用金庫）
- ・経営改善等コンサルティング能力は小規模な金融機関ほど対応が難しい。公的機関を利用したスキームを最初から明示するべきであったのでは。（信用組合）
- ・当信用組合として今迄に築きあげた地域密着型金融としてのリレーションシップバンキングを再認識し、共存共栄をめざします。（信用組合）
- ・当金庫として従来より取組んできた内容も多く、大きな課題や問題点はないと思われる。（信用金庫）
- ・長期的には地域経済と地域金融機関は運命共同体であるが、短期的には金融機関の健全経営志向が地域経済の発展を阻害することがあり得る。この問題は地域密着型金融で解決することができるか？（信用金庫）
- ・外部機関の組織・制度の変遷が目まぐるしい。（信用金庫）
- ・ビジネスマッチングやコンサルタント業務では収益を確保することが難しい。（地方銀行）
- ・メインバンク以外の取引先（特に当行が下位行）とのリレーション。（地方銀行）
- ・貸出先企業や案件に対する審査能力だけでなく、地域経済の発展、活性化に寄与する事が求められ、地域経済の将来ビジョンを描く事を要求され、自治体との連携が課題である。（信用金庫）

2. 中小企業金融情勢

(1) 金融機関からの借入の状況

金融機関から借入の有無については、8割以上の中小企業が「有」と回答している。また、企業規模別に見ると、従業員数5人以下の企業が67.1%と他の規模に比べ、借入のある企業の比率が低い。【図2-1-1～2】

小規模な企業では、必要となる資金規模が少額に留まり、代表者や親族からの借入で対応するケースが多いことも一因と考えられる。

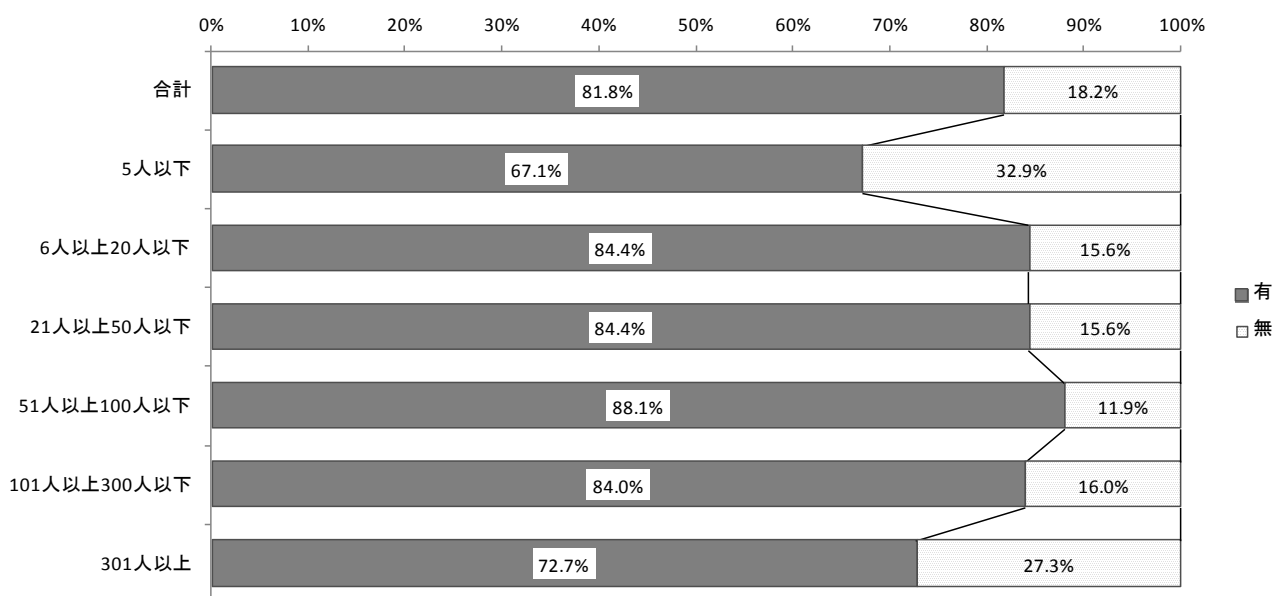
【中小企業】金融機関からの借入はありますか？

【図2-1-1】(全体)

【借入の有無】	件数	%
有	392	81.8%
無	87	18.2%
合 計	479	100.0%

【図2-1-2】(従業員数別)

【借入の有無】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
有	391	81.8%	47	67.1%	146	84.4%	81	84.4%	59	88.1%	42	84.0%	16	72.7%
無	87	18.2%	23	32.9%	27	15.6%	15	15.6%	8	11.9%	8	16.0%	6	27.3%
合 計	478	100.0%	70	100.0%	173	100.0%	96	100.0%	67	100.0%	50	100.0%	22	100.0%



(2) 借入金融機関数

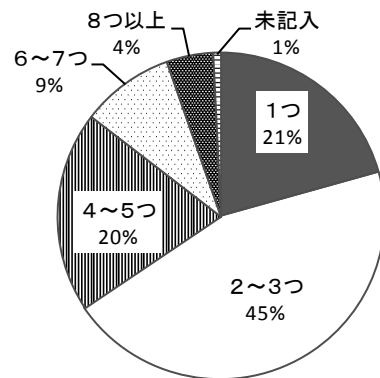
借入のある中小企業のうち借入している金融機関数については、「2～3つ」(44.9%)との回答が最も多く、続いて「1つ」(20.7%)、「4～5つ」(19.9%)の順となっている。企業規模別に見ると、規模が小さいほど借入のある金融機関の数も少なくなっている。【図2-2-1～2】

大規模な企業ほど必要とする資金額が増大し、それが取引金融機関の数に反映されているものと考えられる。

【中小企業】借入している金融機関等の数はいくつありますか？(1つ)

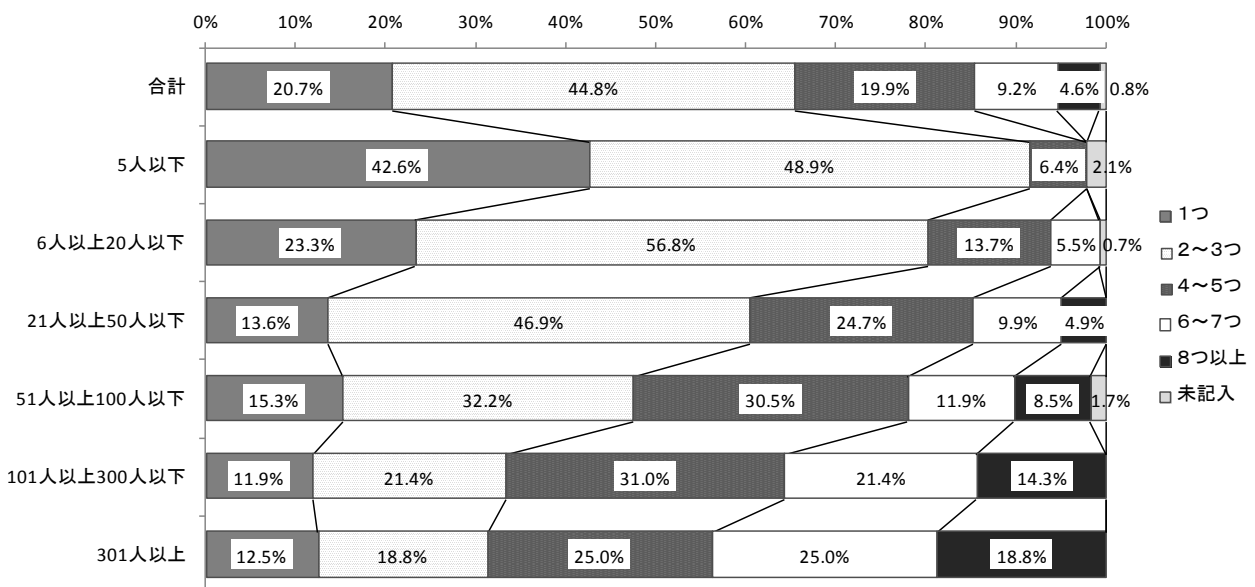
【図2-2-1】(全体)

【借入金融機関数】	件数	%
1つ	81	20.7%
2～3つ	176	44.9%
4～5つ	78	19.9%
6～7つ	36	9.2%
8つ以上	18	4.6%
未記入	3	0.8%
合 計	392	100.0%



【図2-2-2】(従業員数別)

【借入金融機関数】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1つ	81	20.7%	20	42.6%	34	23.3%	11	13.6%	9	15.3%	5	11.9%	2	12.5%
2～3つ	175	44.8%	23	48.9%	83	56.8%	38	46.9%	19	32.2%	9	21.4%	3	18.8%
4～5つ	78	19.9%	3	6.4%	20	13.7%	20	24.7%	18	30.5%	13	31.0%	4	25.0%
6～7つ	36	9.2%	0	0.0%	8	5.5%	8	9.9%	7	11.9%	9	21.4%	4	25.0%
8つ以上	18	4.6%	0	0.0%	0	0.0%	4	4.9%	5	8.5%	6	14.3%	3	18.8%
未記入	3	0.8%	1	2.1%	1	0.7%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	391	100.0%	47	100.0%	146	100.0%	81	100.0%	59	100.0%	42	100.0%	16	100.0%



(3) 資金調達方法

借入のある中小企業の資金調達方法については、「銀行等のプロパー融資」(74.9%)との回答が最も多く、続いて「保証協会の保証付融資」(70.3%)、「政府系金融機関からの融資」(42.1%)の順となっている。【図2-3-1】

また、企業規模別に見ると、規模が小さいほどプロパー融資の割合が低く、保証付融資の割合が高い傾向がある。【図2-3-2】

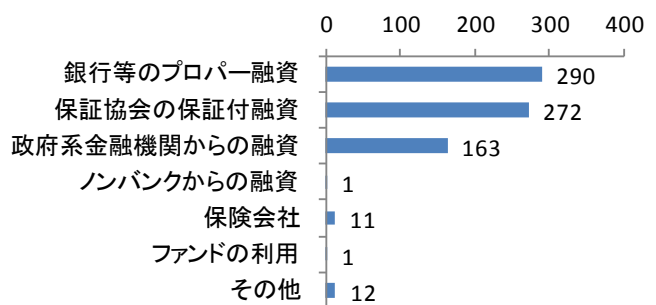
小規模な企業においては、必要となる資金規模が小さく、また信用力も乏しいため、金融機関も小口の資金については、保証付融資を勧める傾向にあると考えられる。

【中小企業】どのような資金調達方法を利用していますか？（該当するものすべて）

【図2-3-1】（全体）

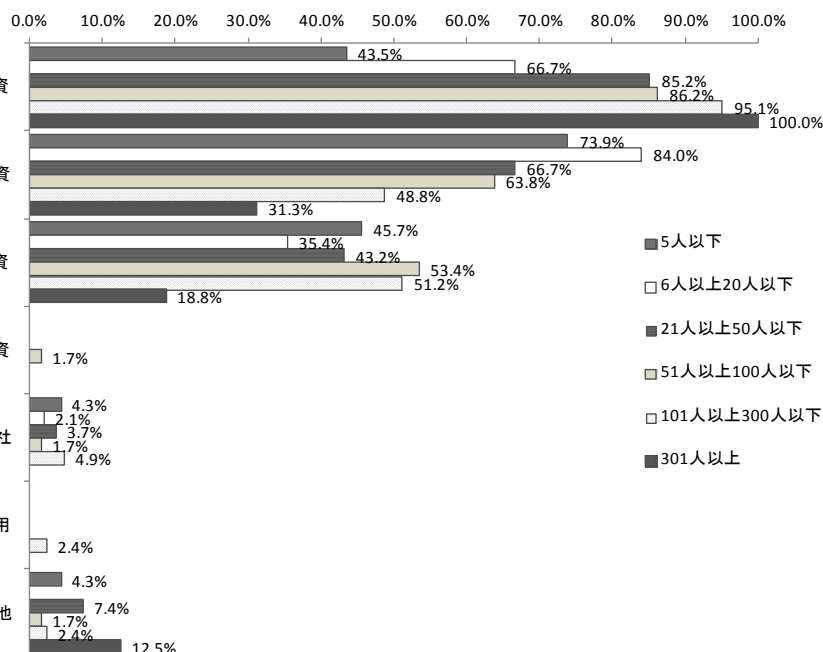
【資金調達方法】	件数	%
銀行等のプロパー融資	290	74.9%
保証協会の保証付融資	272	70.3%
政府系金融機関からの融資	163	42.1%
ノンバンクからの融資	1	0.3%
保険会社	11	2.8%
ファンドの利用	1	0.3%
その他	12	3.1%

(n=387)



【図2-3-2】（従業員数別）

【資金調達方法】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
銀行等のプロパー融資	290	75.1%	20	43.5%	96	66.7%	69	85.2%	50	86.2%	39	95.1%	16	100.0%
保証協会の保証付融資	271	70.2%	34	73.9%	121	84.0%	54	66.7%	37	63.8%	20	48.8%	5	31.3%
政府系金融機関からの融資	162	42.0%	21	45.7%	51	35.4%	35	43.2%	31	53.4%	21	51.2%	3	18.8%
ノンバンクからの融資	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%
保険会社	11	2.8%	2	4.3%	3	2.1%	3	3.7%	1	1.7%	2	4.9%	0	0.0%
ファンドの利用	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%
その他	12	3.1%	2	4.3%	0	0.0%	6	7.4%	1	1.7%	1	2.4%	2	12.5%



（４）担保設定資産の状況

借入のある中小企業のうち担保提供している企業は76.1%あり、小規模な企業ほど担保提供の割合が低い傾向にある。【図2-4-1～2】

これは、「（３）資金調達方法」で述べたとおり、小規模な企業においては、保証付融資の割合が高い傾向にあることと関連していると考えられる。

また、担保提供している資産について、「会社所有の不動産」（80.4%）との回答が最も多く、続いて「個人所有の不動産」（34.5%）、「会社所有の現預金」（26.0%）の順となっている。また、小規模な企業ほど、個人所有不動産の担保提供割合が高い傾向がある。【図2-4-3～4】

これは、小規模な企業においては、代表者や親族からの借入が多いことと同様に、担保についても個人資産で補完しているためと考えられる。

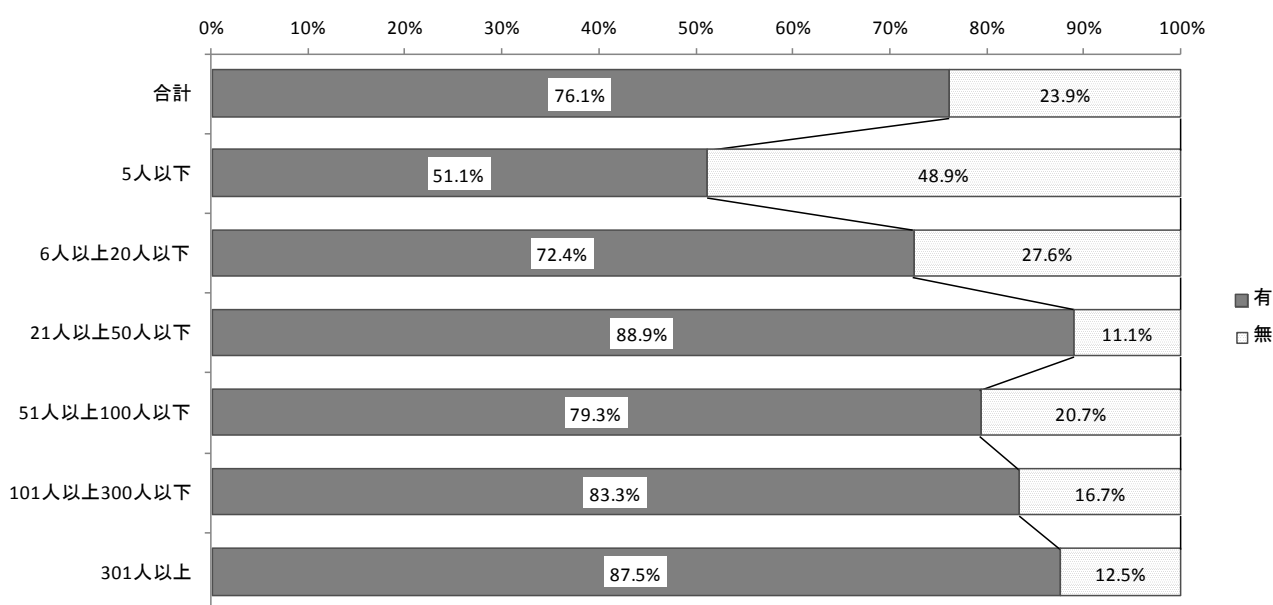
【中小企業】貴社の融資に対して、担保設定している資産はありますか？（該当するものすべて）

【図2-4-1】（担保提供の有無・全体）

【担保提供の有無】	件数	%
有	296	76.1%
無	93	23.9%
合 計	389	100.0%

【図2-4-2】（担保提供の有無・従業員数別）

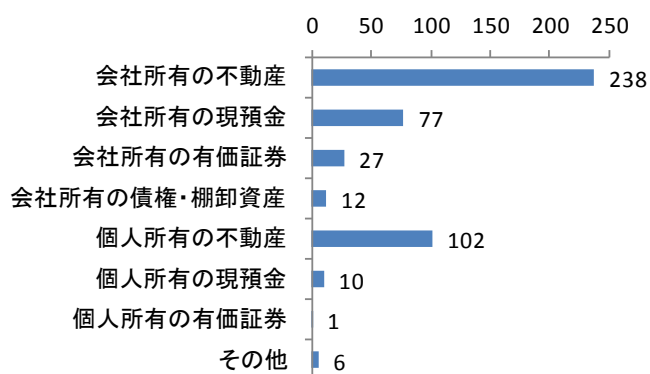
【担保提供の有無】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
有	296	76.1%	24	51.1%	105	72.4%	72	88.9%	46	79.3%	35	83.3%	14	87.5%
無	93	23.9%	23	48.9%	40	27.6%	9	11.1%	12	20.7%	7	16.7%	2	12.5%
合 計	389	100.0%	47	100.0%	145	100.0%	81	100.0%	58	100.0%	42	100.0%	16	100.0%



【図 2-4-3】（担保設定資産の内訳）

【担保設定資産】	件数	%
会社所有の不動産	238	80.4%
会社所有の現預金	77	26.0%
会社所有の有価証券	27	9.1%
会社所有の債権・棚卸資産	12	4.1%
個人所有の不動産	102	34.5%
個人所有の現預金	10	3.4%
個人所有の有価証券	1	0.3%
その他	6	2.0%

(n=296)



【図 2-4-4】（担保設定資産の内訳・従業員数別）

【担保設定資産】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
会社所有の不動産	237	80.1%	14	58.3%	76	72.4%	62	86.1%	42	91.3%	33	94.3%	10	71.4%
会社所有の現預金	77	26.0%	5	20.8%	20	19.0%	23	31.9%	16	34.8%	6	17.1%	7	50.0%
会社所有の有価証券	27	9.1%	0	0.0%	3	2.9%	9	12.5%	7	15.2%	4	11.4%	4	28.6%
会社所有の債権・棚卸資産	12	4.1%	1	4.2%	2	1.9%	3	4.2%	3	6.5%	3	8.6%	0	0.0%
個人所有の不動産	102	34.5%	13	54.2%	48	45.7%	19	26.4%	18	39.1%	4	11.4%	0	0.0%
個人所有の現預金	10	3.4%	1	4.2%	4	3.8%	2	2.8%	2	4.3%	0	0.0%	1	7.1%
個人所有の有価証券	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	6	2.0%	1	4.2%	0	0.0%	2	2.8%	3	6.5%	0	0.0%	0	0.0%

(n=296)

(n=24)

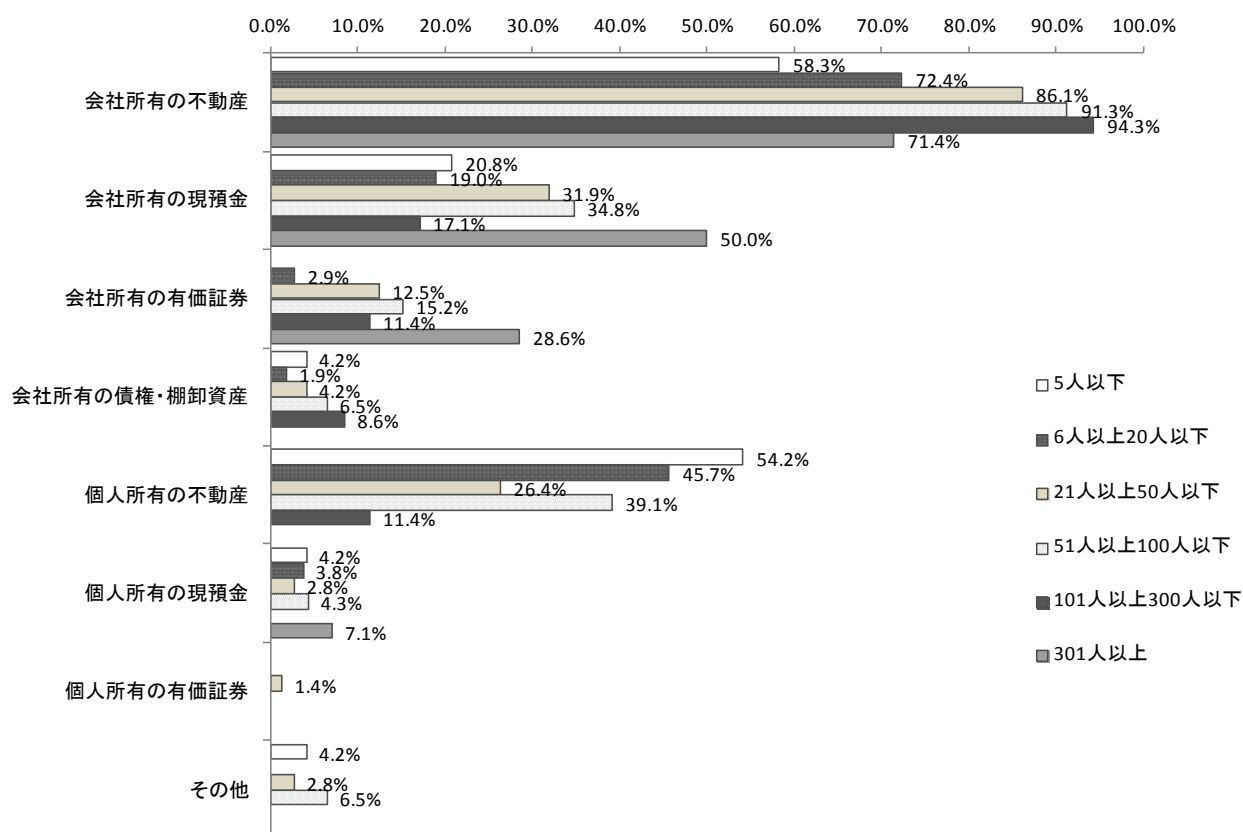
(n=105)

(n=72)

(n=46)

(n=35)

(n=14)



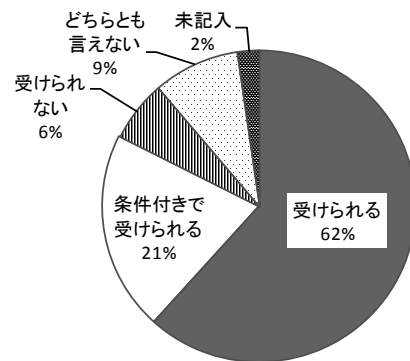
(5) 緊急融資

中小企業が緊急の融資申込を行った際、融資が受けられるかについて、「受けられる」(61.7%)、「条件付きで受けられる」(20.7%)と8割以上の企業が何らかの形で融資が受けられると回答しているが、小規模な企業ほどその割合は低い傾向があり、突発性資金の調達については、懸念が残る結果となっている。【図2-5-1～2】

【中小企業】現状の経営・財務状況をふまえ、緊急の融資申込を行った場合、融資を受けられることができるとお考えですか？(1つ)

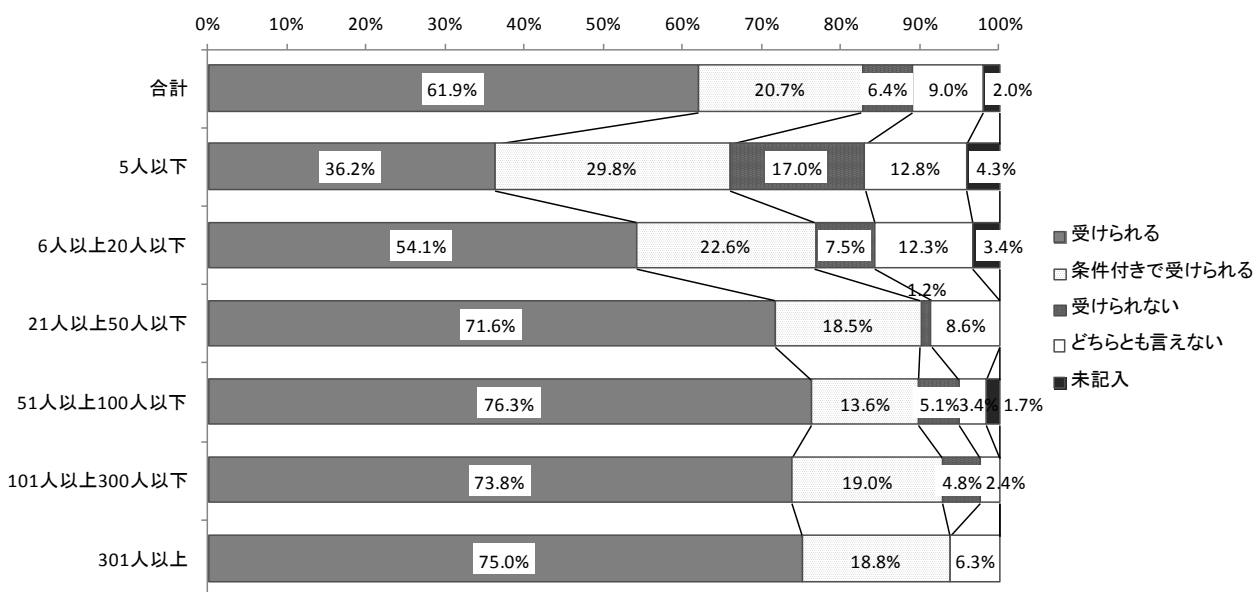
【図2-5-1】(全体)

【借入の可能性】	件数	%
受けられる	242	61.7%
条件付きで受けられる	81	20.7%
受けられない	25	6.4%
どちらとも言えない	35	8.9%
未記入	9	2.3%
合 計	392	100.0%



【図2-5-2】(従業員数別)

【借入の可能性】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
受けられる	242	61.9%	17	36.2%	79	54.1%	58	71.6%	45	76.3%	31	73.8%	12	75.0%
条件付きで受けられる	81	20.7%	14	29.8%	33	22.6%	15	18.5%	8	13.6%	8	19.0%	3	18.8%
受けられない	25	6.4%	8	17.0%	11	7.5%	1	1.2%	3	5.1%	2	4.8%	0	0.0%
どちらとも言えない	35	9.0%	6	12.8%	18	12.3%	7	8.6%	2	3.4%	1	2.4%	1	6.3%
未記入	8	2.0%	2	4.3%	5	3.4%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	391	100.0%	47	100.0%	146	100.0%	81	100.0%	59	100.0%	42	100.0%	16	100.0%



（６）中小企業金融への取組姿勢

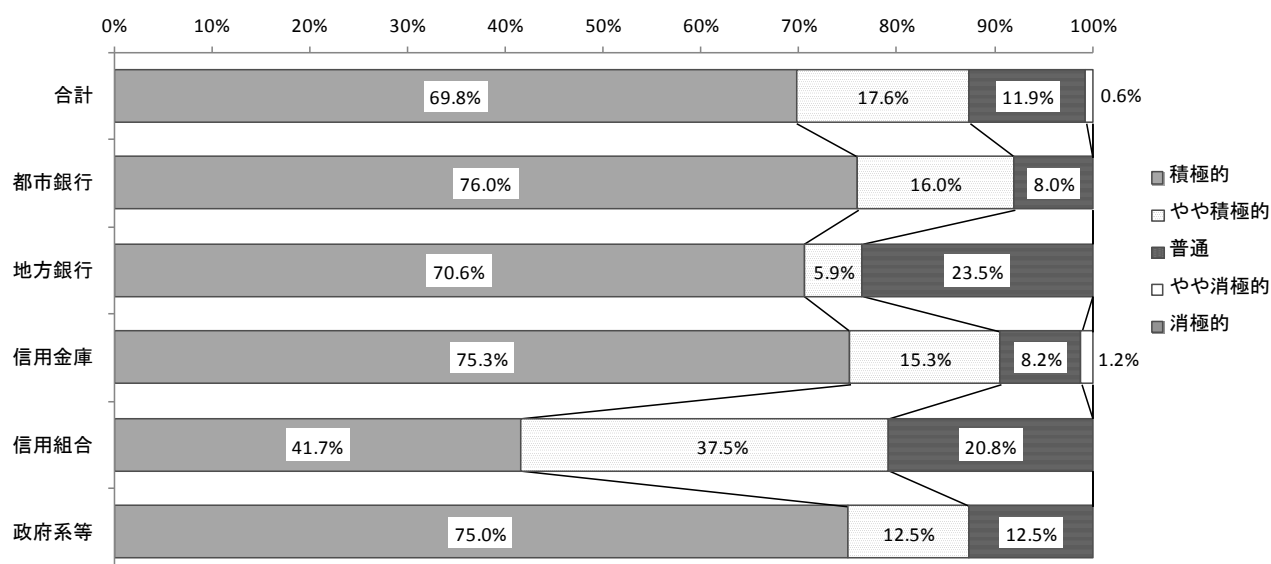
金融機関の中小企業金融への取組姿勢については、「積極的」（６９．８％）、「やや積極的」（１７．６％）を合わせ８割以上が積極的に対応している。金融機関別に見ると、信用組合は「積極的」と回答する割合が他の金融機関に比べて低くなっている。【図 2-6】

これは信用組合が、他の金融機関と比べて小規模な企業を取引の対象としており、これらの企業の経営状況の厳しさが融資姿勢に表れていると考えられる。

【金融機関】最近の中小企業金融への取組姿勢はいかがですか？（１つ）

【図 2-6】

【取組姿勢】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
積極的	111	69.8%	19	76.0%	12	70.6%	64	75.3%	10	41.7%	6	75.0%
やや積極的	28	17.6%	4	16.0%	1	5.9%	13	15.3%	9	37.5%	1	12.5%
普通	19	11.9%	2	8.0%	4	23.5%	7	8.2%	5	20.8%	1	12.5%
やや消極的	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
消極的	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



(7) 金融機関に提供している情報

中小企業が取引金融機関に対して提供している情報で最も多いのが、「財務状況（決算書）」（98.2%）であり、続いて「財務状況（試算表）」（63.1%）、「資金繰りの状況」（30.7%）、「他の金融機関との取引内容」（30.7%）となっている。【図2-7-1～2】

融資審査上、金融機関への決算書等の提出は必須であるため、当然の結果と言える。

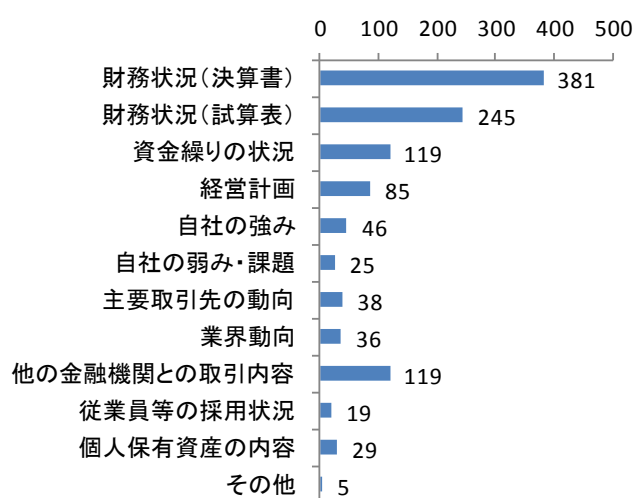
企業規模別に見ると、大規模な企業ほど、財務状況のほかに、経営計画や他の金融機関との取引内容を提供している割合が高い傾向にある。これは必要となる資金規模が大きいいため、より詳細な情報を提供することで、金融機関の理解を得ているものと考えられる。

【中小企業】取引金融機関に対して提供している情報はどのようなものがありますか？（該当するものすべて）

【図2-7-1】（全体）

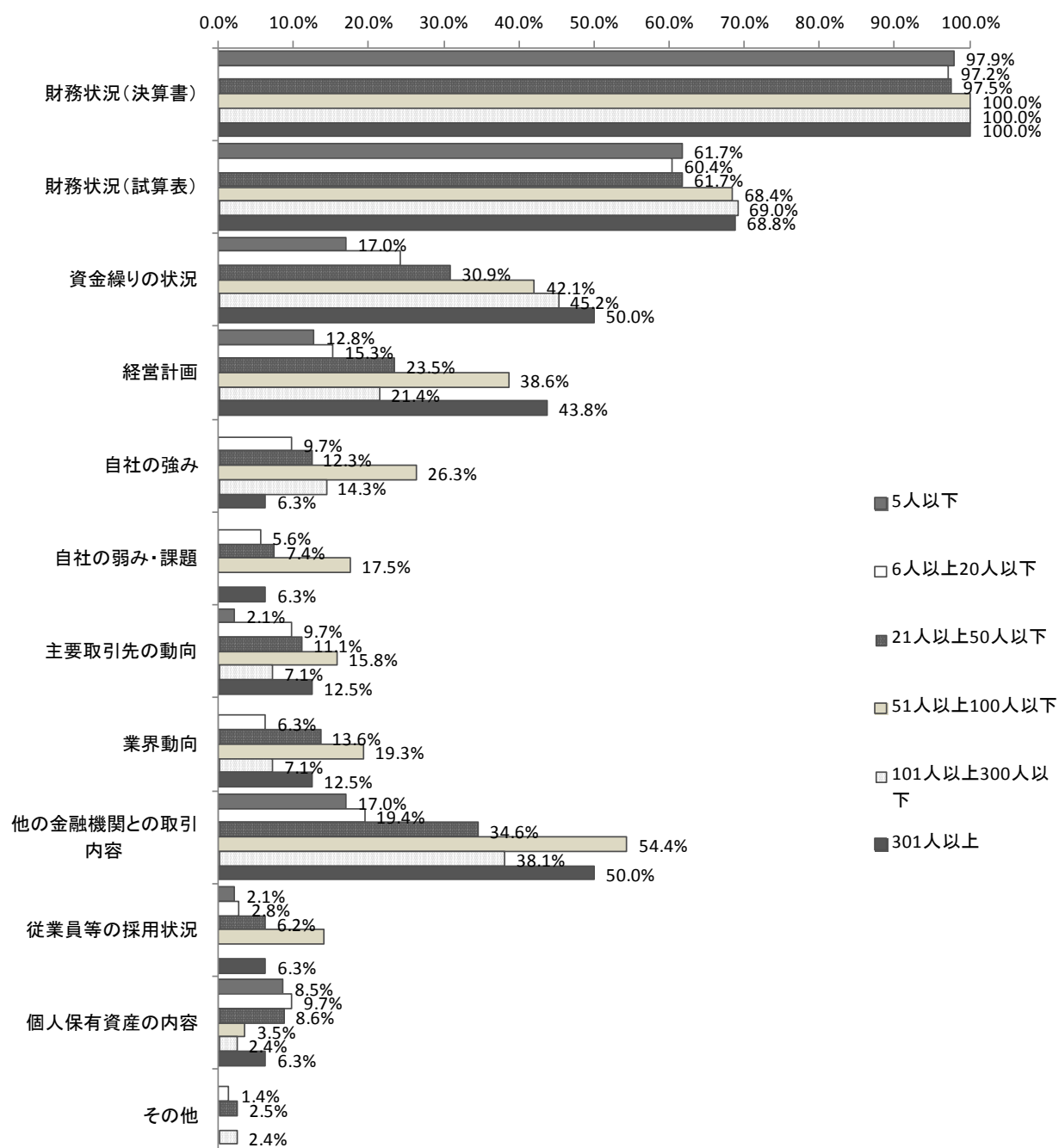
【提供情報】	件数	%
財務状況（決算書）	381	98.2%
財務状況（試算表）	245	63.1%
資金繰りの状況	119	30.7%
経営計画	85	21.9%
自社の強み	46	11.9%
自社の弱み・課題	25	6.4%
主要取引先の動向	38	9.8%
業界動向	36	9.3%
他の金融機関との取引内容	119	30.7%
従業員等の採用状況	19	4.9%
個人保有資産の内容	29	7.5%
その他	5	1.3%

(n=388)



【図 2-7-2】（従業員数別）

【提供情報】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
財務状況（決算書）	380	98.2%	46	97.9%	140	97.2%	79	97.5%	57	100.0%	42	100.0%	16	100.0%
財務状況（試算表）	245	63.3%	29	61.7%	87	60.4%	50	61.7%	39	68.4%	29	69.0%	11	68.8%
資金繰りの状況	119	30.7%	8	17.0%	35	24.3%	25	30.9%	24	42.1%	19	45.2%	8	50.0%
経営計画	85	22.0%	6	12.8%	22	15.3%	19	23.5%	22	38.6%	9	21.4%	7	43.8%
自社の強み	46	11.9%	0	0.0%	14	9.7%	10	12.3%	15	26.3%	6	14.3%	1	6.3%
自社の弱み・課題	25	6.5%	0	0.0%	8	5.6%	6	7.4%	10	17.5%	0	0.0%	1	6.3%
主要取引先の動向	38	9.8%	1	2.1%	14	9.7%	9	11.1%	9	15.8%	3	7.1%	2	12.5%
業界動向	36	9.3%	0	0.0%	9	6.3%	11	13.6%	11	19.3%	3	7.1%	2	12.5%
他の金融機関との取引内容	119	30.7%	8	17.0%	28	19.4%	28	34.6%	31	54.4%	16	38.1%	8	50.0%
従業員等の採用状況	19	4.9%	1	2.1%	4	2.8%	5	6.2%	8	14.0%	0	0.0%	1	6.3%
個人保有資産の内容	29	7.5%	4	8.5%	14	9.7%	7	8.6%	2	3.5%	1	2.4%	1	6.3%
その他	5	1.3%	0	0.0%	2	1.4%	2	2.5%	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%
	(n=387)		(n=47)		(n=144)		(n=81)		(n=57)		(n=42)		(n=16)	



（８）金融機関が貸出審査で重視している項目

金融機関が中小企業に融資を行う際に財務諸表以外で重視する項目については、「経営者の資質」（８９．３％）との回答が最も多い。以下、「総合的な取引振り」（７４．８％）、「事業の成長性」（７１．１％）、「優れた製品・技術の有無」（６７．９％）の順となっている。

【図 2-8】

中小企業は経営者自ら経営の舵を切ることが多く、その資質によって企業の命運が左右されることも少なくないため、金融機関は経営者の資質を重視するものと考えられる。また、借入額や返済実績だけでなく、預金額や個人取引なども含めた総合的な取引振りという観点も審査に大きく影響していることがうかがえる。さらに、事業の成長性や優れた製品・技術の有無など事業分野の将来性を重視する姿勢もうかがえる。

【金融機関】 中小企業に対する貸出審査において、財務諸表以外で重視している項目は何か？（特に重視するもの４つまで）

【図 2-8】

【重視している項目】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
業歴	33	20.8%	6	24.0%	5	29.4%	19	22.4%	3	12.5%	0	0.0%
業種	15	9.4%	1	4.0%	2	11.8%	11	12.9%	1	4.2%	0	0.0%
取引年数	10	6.3%	1	4.0%	1	5.9%	3	3.5%	5	20.8%	0	0.0%
総合的な取引振り	119	74.8%	17	68.0%	16	94.1%	62	72.9%	19	79.2%	5	62.5%
返済実績	37	23.3%	6	24.0%	2	11.8%	17	20.0%	9	37.5%	3	37.5%
優れた製品・技術の有無	108	67.9%	17	68.0%	13	76.5%	57	67.1%	14	58.3%	7	87.5%
経営者の資質	142	89.3%	23	92.0%	15	88.2%	74	87.1%	22	91.7%	8	100.0%
優秀な人材の豊富さ	13	8.2%	2	8.0%	2	11.8%	6	7.1%	3	12.5%	0	0.0%
優良な取引先の有無	31	19.5%	7	28.0%	2	11.8%	17	20.0%	4	16.7%	1	12.5%
優れた設備・機会の有無	2	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.2%	1	12.5%
海外取引の有無	1	0.6%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事業の成長性	113	71.1%	18	72.0%	8	47.1%	66	77.6%	14	58.3%	7	87.5%
その他	1	0.6%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(n=159)

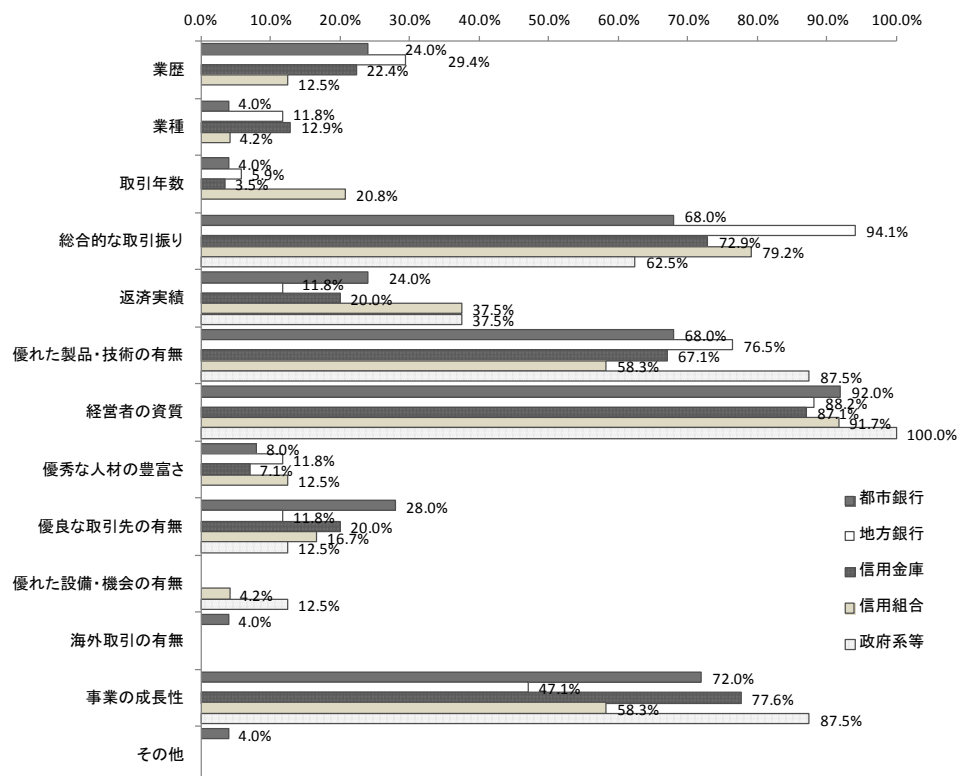
(n=25)

(n=17)

(n=85)

(n=24)

(n=8)



3. 信用保証協会、セーフティネット保証（5号認定）

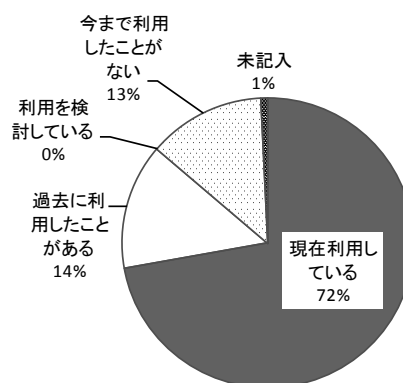
（1）信用保証協会の利用状況

信用保証協会の利用状況については、「現在利用している」（72.2%）、「過去利用したことがある」（14.0%）となり、9割弱の利用経験がある。企業規模別にみると、小規模な企業ほど、その利用割合は高い傾向にあり、信用力が乏しい企業にとって、同制度は重要な役割を果たしていることがうかがえる。【図3-1-1～2】

【中小企業】信用保証協会を利用していますか？（1つ）

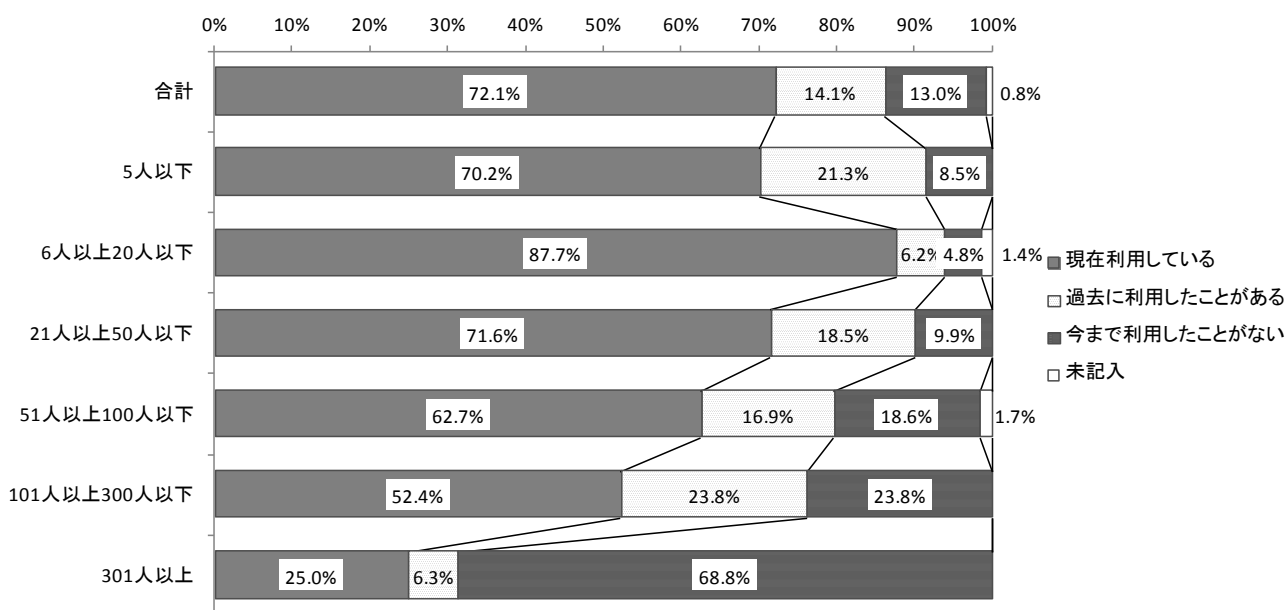
【図3-1-1】（全体）

【保証協会の利用】	件数	%
現在利用している	283	72.2%
過去に利用したことがある	55	14.0%
利用を検討している	0	0.0%
今まで利用したことがない	51	13.0%
未記入	3	0.8%
合 計	392	100.0%



【図3-1-2】（従業員数別）

【保証協会の利用】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
現在利用している	282	72.1%	33	70.2%	128	87.7%	58	71.6%	37	62.7%	22	52.4%	4	25.0%
過去に利用したことがある	55	14.1%	10	21.3%	9	6.2%	15	18.5%	10	16.9%	10	23.8%	1	6.3%
利用を検討している	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
今まで利用したことがない	51	13.0%	4	8.5%	7	4.8%	8	9.9%	11	18.6%	10	23.8%	11	68.8%
未記入	3	0.8%	0	0.0%	2	1.4%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	391	100.0%	47	100.0%	146	100.0%	81	100.0%	59	100.0%	42	100.0%	16	100.0%



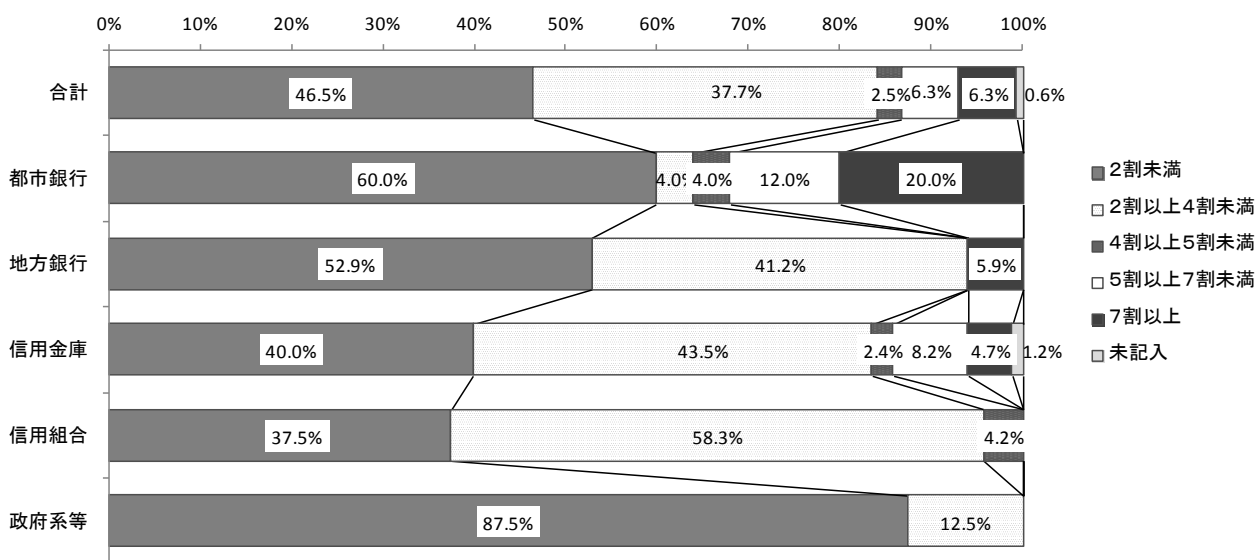
(2) 信用保証協会の貸出残高に占める割合

金融機関によると、自店舗の貸出残高に占める保証付融資の割合について、「2割未満」（46.5%）との回答が最も多く、次いで「2割以上4割未満」（37.7%）となっている。国内金融機関の中小企業向け総貸出残高は約245兆円（2011年12月時点 中小企業白書2012）に対し、信用保証債務残高は約35兆円（同時点 全国信用保証協会連合会）であり、中小企業向け総残高の約14%であることから相応の回答結果となっている。金融機関別にみると、信用金庫、信用組合においては2割以上との回答が多い傾向にある。これは、信用力の乏しい小規模な企業を顧客に多く抱えていることが一因と考えられる。【図3-2】

【金融機関】貴店舗の貸出残高に占める保証協会付き融資の割合はどの程度ですか？（1つ）

【図3-2】

【保証協会付割合】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
2割未満	74	46.5%	15	60.0%	9	52.9%	34	40.0%	9	37.5%	7	87.5%
2割以上4割未満	60	37.7%	1	4.0%	7	41.2%	37	43.5%	14	58.3%	1	12.5%
4割以上5割未満	4	2.5%	1	4.0%	0	0.0%	2	2.4%	1	4.2%	0	0.0%
5割以上7割未満	10	6.3%	3	12.0%	0	0.0%	7	8.2%	0	0.0%	0	0.0%
7割以上	10	6.3%	5	20.0%	1	5.9%	4	4.7%	0	0.0%	0	0.0%
未記入	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



（３）中小企業が認識している信用保証協会の利用度（空き枠状況）

信用保証協会の利用度については、「ある程度空き枠がある」（３８．８％）との回答が最も多く、次いで、「保証限度枠上限まで」（２６．０％）となっている。

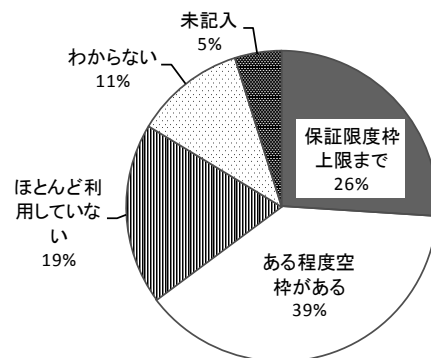
企業規模別に見ると、小規模な企業ほど「保証限度枠上限まで」との回答が高い傾向にあるが、「５人以下」の企業においては、やや低くなっている。これは必要となる資金規模が少額に留まり、限度額に至らない範囲で対応出来ていることが推察される。【図 3-3-1～2】

全国信用保証協会連合会が公表している保証債務残高は平成１９年３月が約２９．３兆円であったのに対し、平成２１年３月は約３５．８兆円、平成２４年３月は約３４．４兆円と、リーマンショック後のセーフティネット保証等による増枠以降、大幅に増加している。平成２１年３月のピークから、返済が進んだ結果、現在ではある程度の空き枠が確保されているものと考えられる。

【中小企業】信用保証協会の利用度はどのぐらいですか？（１つ）

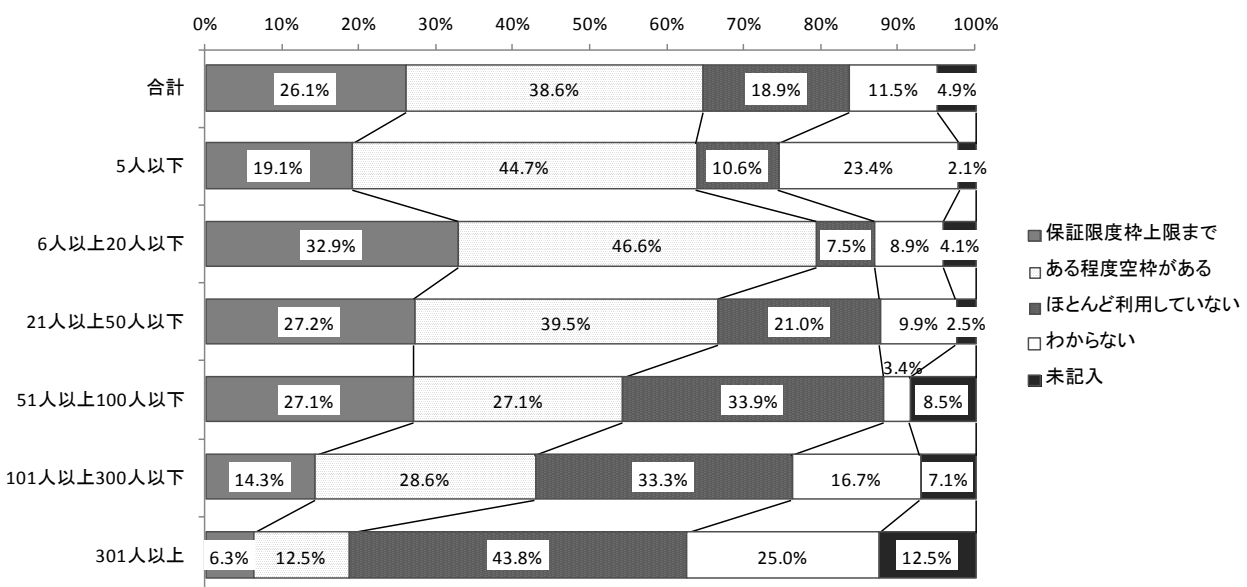
【図 3-3-1】（全体）

【保証協会の利用度】	件数	%
保証限度枠上限まで	102	26.0%
ある程度空き枠がある	152	38.8%
ほとんど利用していない	74	18.9%
わからない	45	11.5%
未記入	19	4.8%
合 計	392	100.0%



【図 3-3-2】（従業員数別）

【保証協会の利用度】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
保証限度枠上限まで	102	26.1%	9	19.1%	48	32.9%	22	27.2%	16	27.1%	6	14.3%	1	6.3%
ある程度空き枠がある	151	38.6%	21	44.7%	68	46.6%	32	39.5%	16	27.1%	12	28.6%	2	12.5%
ほとんど利用していない	74	18.9%	5	10.6%	11	7.5%	17	21.0%	20	33.9%	14	33.3%	7	43.8%
わからない	45	11.5%	11	23.4%	13	8.9%	8	9.9%	2	3.4%	7	16.7%	4	25.0%
未記入	19	4.9%	1	2.1%	6	4.1%	2	2.5%	5	8.5%	3	7.1%	2	12.5%
合 計	391	100.0%	47	100.0%	146	100.0%	81	100.0%	59	100.0%	42	100.0%	16	100.0%



（４）セーフティネット保証（５号認定）の利用有無

セーフティネット保証（５号認定）の利用については、借入のある企業の４２．６％が「有」と回答している。企業規模別に見ると、「５人以下」の層を除き、小規模な企業ほど、セーフティネット保証の利用割合は高い傾向がある。業種別に見ると、建設業の５１．６％が最も多く、次いで卸売業４５．５％、製造業４５．１％の順となっている。また、この利用率（４２．６％）を借入のない企業も含めた有効回答数（４７９社）を母数として算出すると、３４．９％となる。セーフティネット保証（５号認定）の全業種を対象とする措置が開始となって１年強であることなどを勘案すると、この同制度の利用度は高いものと考えられ、中小企業の業況は厳しい状況にあることがうかがえる。【図３-４-１～４】

【中小企業】セーフティネット保証（５号認定）を利用したことはありますか？

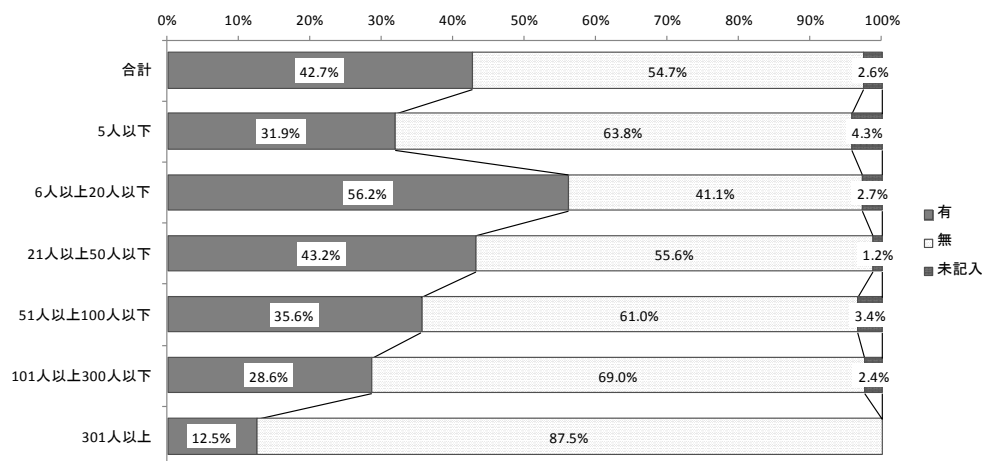
【図３-４-１】（全体）

【利用の有無】	件数	%
有	167	42.6%
無	215	54.8%
未記入	10	2.6%
合 計	392	100.0%

※本調査の有効回答数４７９社に占める利用「有」の割合は３４．９％

【図３-４-２】（従業員数別）

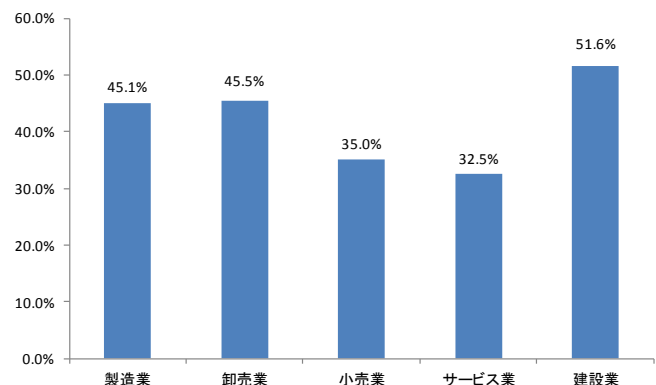
【利用の有無】	合計		５人以下		６人以上２０人以下		２１人以上５０人以下		５１人以上１００人以下		１０１人以上３００人以下		３０１人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
有	167	42.7%	15	31.9%	82	56.2%	35	43.2%	21	35.6%	12	28.6%	2	12.5%
無	214	54.7%	30	63.8%	60	41.1%	45	55.6%	36	61.0%	29	69.0%	14	87.5%
未記入	10	2.6%	2	4.3%	4	2.7%	1	1.2%	2	3.4%	1	2.4%	0	0.0%
合 計	391	100.0%	47	100.0%	146	100.0%	81	100.0%	59	100.0%	42	100.0%	16	100.0%



【図３-４-３】（５業種別）

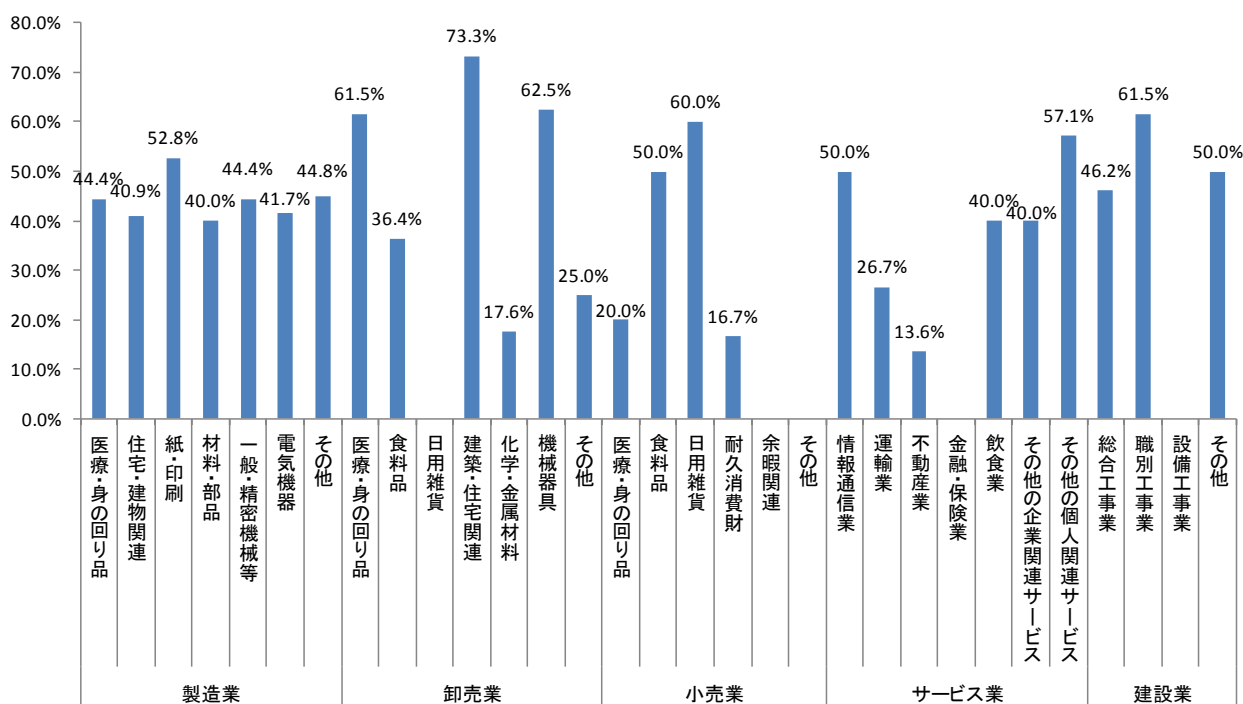
	件数	%
製造業	78	45.1%
卸売業	40	45.5%
小売業	7	35.0%
サービス業	26	32.5%
建設業	16	51.6%
合 計	167	42.6%

(n=173)
(n= 88)
(n= 20)
(n= 80)
(n= 31)
(n=392)



【図 3-4-4】（各業種別）

		件数	%	
製造業	医療・身の回り品	12	44.4%	(n= 27)
	住宅・建物関連	9	40.9%	(n= 22)
	紙・印刷	19	52.8%	(n= 36)
	材料・部品	8	40.0%	(n= 20)
	一般・精密機械等	12	44.4%	(n= 27)
	電気機器	5	41.7%	(n= 12)
	その他	13	44.8%	(n= 29)
卸売業	医療・身の回り品	8	61.5%	(n= 13)
	食料品	4	36.4%	(n= 11)
	日用雑貨	0		(n= 0)
	建築・住宅関連	11	73.3%	(n= 15)
	化学・金属材料	3	17.6%	(n= 17)
	機械器具	10	62.5%	(n= 16)
	その他	4	25.0%	(n= 16)
小売業	医療・身の回り品	1	20.0%	(n= 5)
	食料品	2	50.0%	(n= 4)
	日用雑貨	3	60.0%	(n= 5)
	耐久消費財	1	16.7%	(n= 6)
	余暇関連	0		(n= 0)
	その他	0		(n= 0)
サービス業	情報通信業	3	50.0%	(n= 6)
	運輸業	4	26.7%	(n= 15)
	不動産業	3	13.6%	(n= 22)
	金融・保険業	0		(n= 0)
	飲食業	2	40.0%	(n= 5)
	その他の企業関連サービス	10	40.0%	(n= 25)
	その他の個人関連サービス	4	57.1%	(n= 7)
建設業	総合工事業	6	46.2%	(n= 13)
	職別工事業	8	61.5%	(n= 13)
	設備工事業	0	0.0%	(n= 1)
	その他	2	50.0%	(n= 4)
		167	42.6%	(n=392)



(5) セーフティネット保証（5号認定）を利用した理由

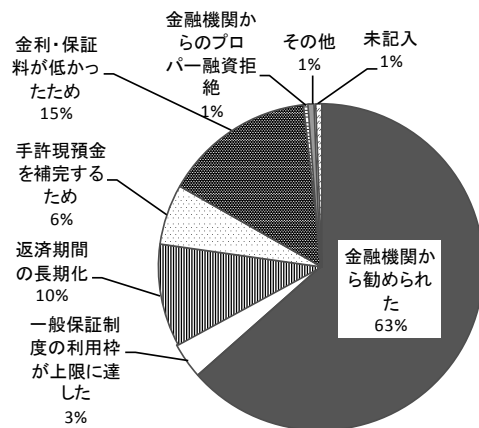
セーフティネット保証（5号認定）を利用した理由については、「金融機関から勧められた」（63.5%）との回答が最も多い。中小企業においては、低金利で別枠の保証が得られること、金融機関においては、責任共有制度の対象外であることなど、それぞれメリットがあるため、金融機関にとっても積極的に推進しやすい制度であることが要因と考えられる。

【図3-5-1～2】

【中小企業】セーフティネット保証（5号認定）を利用した理由は何ですか？（主な理由1つ）

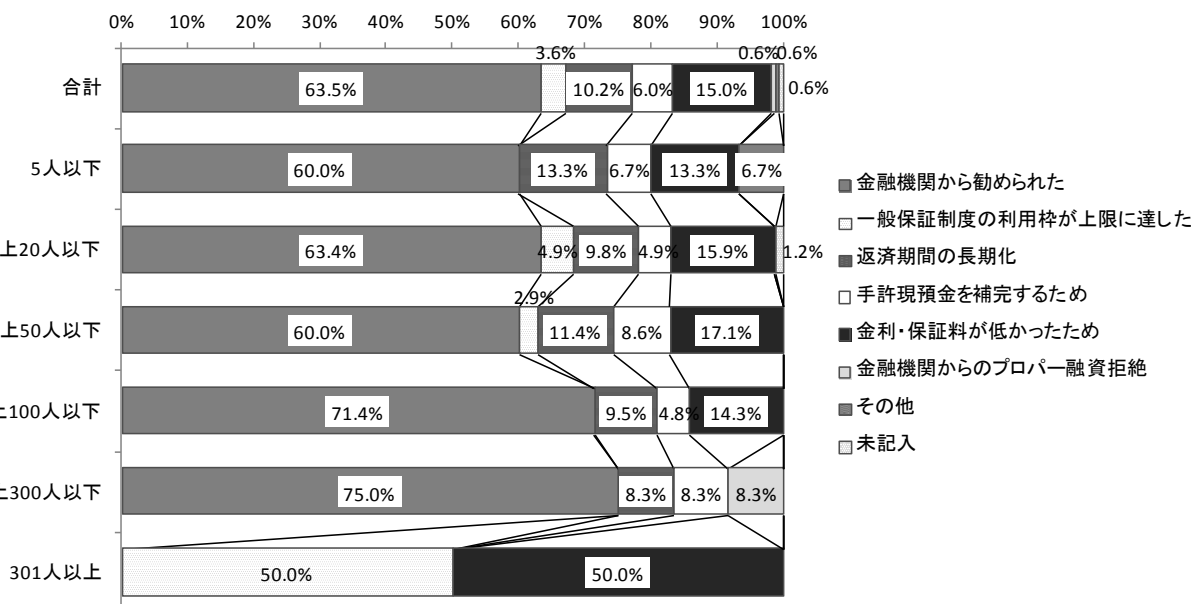
【図3-5-1】（全体）

【利用した理由】	件数	%
金融機関から勧められた	106	63.5%
一般保証制度の利用枠が上限に達した	6	3.6%
返済期間の長期化	17	10.2%
手許現預金を補完するため	10	6.0%
金利・保証料が低かったため	25	15.0%
金融機関からのプロパー融資拒絶	1	0.6%
その他	1	0.6%
未記入	1	0.6%
合 計	167	100.0%



【図3-5-2】（従業員別）

【利用した理由】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
金融機関から勧められた	106	63.5%	9	60.0%	52	63.4%	21	60.0%	15	71.4%	9	75.0%	0	0.0%
一般保証制度の利用枠が上限に達した	6	3.6%	0	0.0%	4	4.9%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%
返済期間の長期化	17	10.2%	2	13.3%	8	9.8%	4	11.4%	2	9.5%	1	8.3%	0	0.0%
手許現預金を補完するため	10	6.0%	1	6.7%	4	4.9%	3	8.6%	1	4.8%	1	8.3%	0	0.0%
金利・保証料が低かったため	25	15.0%	2	13.3%	13	15.9%	6	17.1%	3	14.3%	0	0.0%	1	50.0%
金融機関からのプロパー融資拒絶	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	8.3%	0	0.0%
その他	1	0.6%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
未記入	1	0.6%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	167	100.0%	15	100.0%	82	100.0%	35	100.0%	21	100.0%	12	100.0%	2	100.0%



（６）セーフティネット保証（５号認定）の全業種を対象とする措置の延長の

必要性

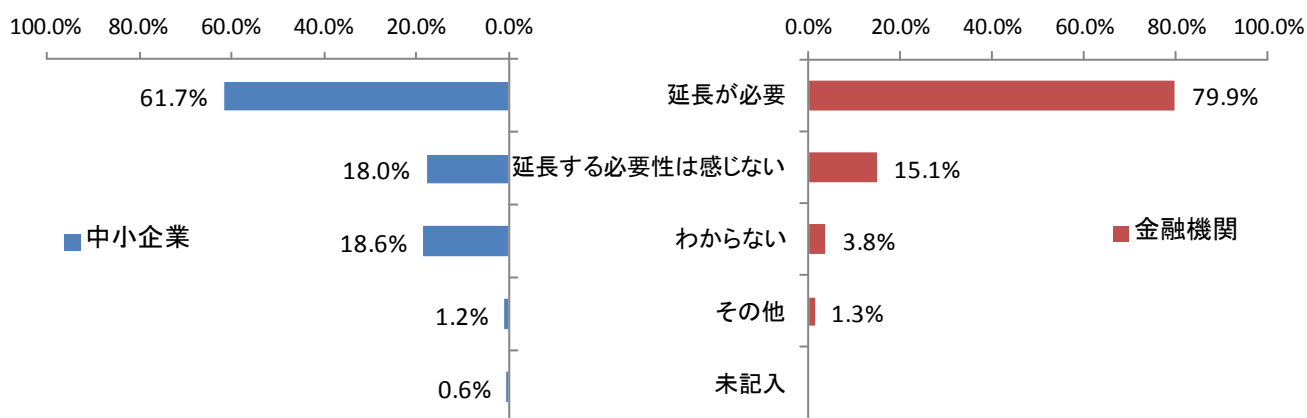
セーフティネット保証（５号認定）の全業種を対象とする措置の延長の必要性については、中小企業では６１．７％、金融機関では７９．９％が「延長が必要」と回答している。【図 3-6-1～3】

中小企業よりも貸し手である金融機関の方が延長の必要性を強く求めている。後述の「（７）セーフティネット保証（５号認定）が利用できなくなった場合の影響」にもある通り、金融機関においては、同制度が利用できなくなった場合の融資業務への影響を深刻に受け止めている傾向があり、非対象業種においては与信判断の厳格化により貸し渋りにつながることが懸念される。

【中小企業】【金融機関】セーフティネット保証（５号認定）の全業種を対象とする措置は、平成２４年９月３０日での終了が予定されていますが、延長の必要性についてどうお考えですか？（１つ）

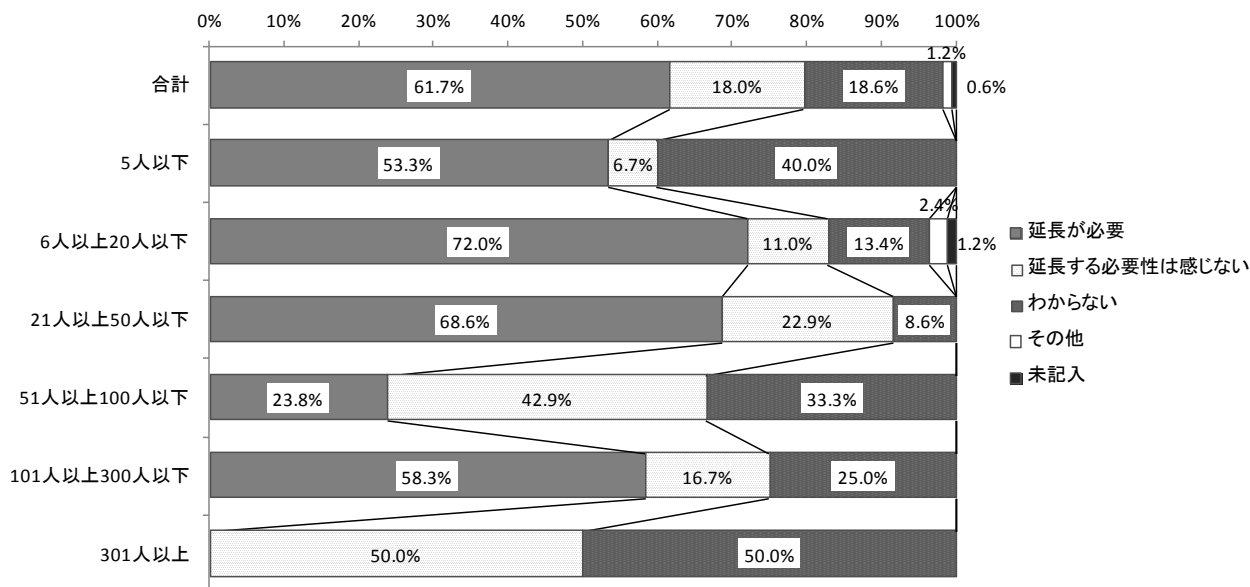
【図 3-6-1】（全体）

【延長の必要性】	中小企業		金融機関	
	件数	%	件数	%
延長が必要	103	61.7%	127	79.9%
延長する必要性は感じない	30	18.0%	24	15.1%
わからない	31	18.6%	6	3.8%
その他	2	1.2%	2	1.3%
未記入	1	0.6%		
合 計	167	100.0%	159	100.0%



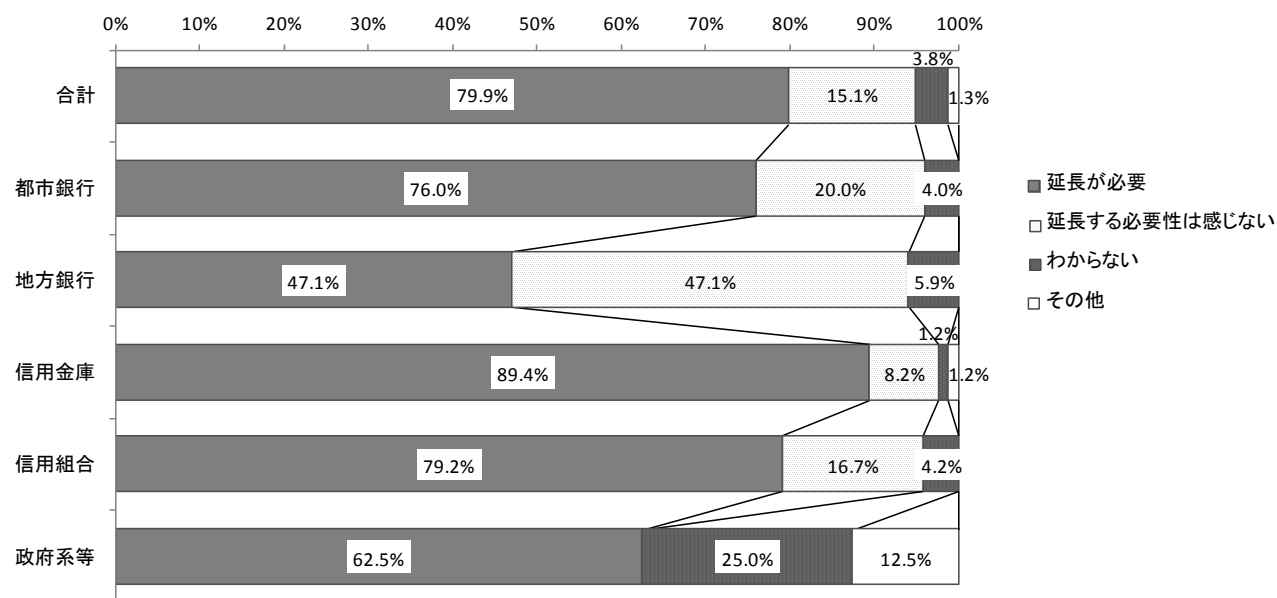
【図 3-6-2】（従業員別）

【延長の必要性】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
延長が必要	103	61.7%	8	53.3%	59	72.0%	24	68.6%	5	23.8%	7	58.3%	0	0.0%
延長する必要性は感じない	30	18.0%	1	6.7%	9	11.0%	8	22.9%	9	42.9%	2	16.7%	1	50.0%
わからない	31	18.6%	6	40.0%	11	13.4%	3	8.6%	7	33.3%	3	25.0%	1	50.0%
その他	2	1.2%	0	0.0%	2	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
未記入	1	0.6%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	167	100.0%	15	100.0%	82	100.0%	35	100.0%	21	100.0%	12	100.0%	2	100.0%



【図 3-6-3】（金融機関別）

【延長の必要性】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
延長が必要	127	79.9%	19	76.0%	8	47.1%	76	89.4%	19	79.2%	5	62.5%
延長する必要性は感じない	24	15.1%	5	20.0%	8	47.1%	7	8.2%	4	16.7%	0	0.0%
わからない	6	3.8%	1	4.0%	1	5.9%	1	1.2%	1	4.2%	2	25.0%
その他	2	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	1	12.5%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



(7) セーフティネット保証（５号認定）が利用できなくなった場合の影響

同制度が利用できなくなった場合の影響について、中小企業によると、「資金繰りへの懸念」（２７件）、「金利負担の増加」（１１件）等を指摘する声があがっている。また、金融機関によると、「資金供給が困難となる」（７６件）、「条件変更先の増加」（１４件）が多く、金融機関が想定する中小企業への影響については「資金繰りの懸念」（１０７件）、「金利・保証料負担の増加」（１１件）等を指摘する声が多い。セーフティネット保証（５号認定）の全業種を対象とする措置が終了となった場合、金融機関の与信判断に影響が生じ、その結果非対象業種となる中小企業の資金繰りに影響を及ぼす懸念がある。

【中小企業】セーフティネット保証（５号認定）が利用できなくなった場合、貴社にとってどのような影響が考えられますか？

＜主な回答の抜粋＞

●資金繰りへの懸念（全２７件の一部）

- ・資金調達が難しくなり、経営存続の危機に陥る。
- ・運転資金不足、借入金利増による経営圧迫
- ・友人関係に頼ります。
- ・会社運営が不可能。
- ・資金ショートの可能性
- ・個人融資でツナギをしている。これ以上ムリ。
- ・主要仕入先に支援を依頼。
- ・低金利、保証料のアップ。運転資金の確保が難しくなる。
- ・長期返済が出来なくなり資金繰りが厳しくなる。
- ・借り替えが困難になる。
- ・景気が回復してくれないと資金繰りに窮する。特に消費税の支払いがきつい。
- ・材料、部品の購入資金不足。
- ・預金の取崩し
- ・融資枠の確保がむずかしくなる。

●業績悪化時等、今後の資金繰りに不安（全９件の一部）

- ・景気変動がマイナスに大きくふれた時が心配。
- ・安定した経営ができるか心配。
- ・保証協会の借入枠が狭まる。
- ・融資条件が厳しくなりそうである。
- ・突発的な融資ができなくなる。
- ・売上等の減少時の資金対策に支障をきたす懸念がある。

●金利負担の増加（全１１件の一部）

- ・借入金利息が増大する。
- ・資金不足になれば交渉して金利を低くお願いします。
- ・高い金利で資金を調達せざるをえない。
- ・金融機関からのプロパー融資で金利上昇する。
- ・金利の負担が大きく、利益が減少する。

●影響は無い（全１２件の一部）

- ・別枠保証とは言いながら合計保証金額で言いますので影響はない。
- ・今のところ影響はない。
- ・特に考えていない。措置の継続は必要。

●その他

- ・現況、当社自身に問題ないが、中小取引先の資金繰り悪化が間接的に影響を受ける可能性あり。
- ・貸し渋りや貸しはがしに走る影響が出る。
- ・プロパー融資の交渉（３件）
- ・月々の返済を少なくする。
- ・借入れが小口化し、本数が増え手間がかかる。

【金融機関】セーフティネット保証（５号認定）が利用できなくなった場合、融資業務にどのような影響が出ると考えられますか？また、企業側にとってどのような影響が出ると考えられますか？具体的にご記入ください。

<主な回答の抜粋>

【融資業務への影響】

●資金供給が困難となる（全７６件の一部）

- ・中小企業の支援方法が厳しくなる。（信用金庫）
- ・業況低迷している企業への資金繰り支援が厳しくなる。（信用金庫）
- ・保証協会枠減少により顧客に十分な資金供給が行えなくなるリスク。（都市銀行）
- ・別枠が無くなることで、資金供給が困難になる顧客も出る。（都市銀行）
- ・再調達の見定め、慎重な融資検討。（都市銀行）
- ・案件検討の幅が縮小。（都市銀行）
- ・スピーディさに欠け、円滑な資金供給に支障。（信用金庫）
- ・低利融資の対応が厳しくなる。（信用金庫）
- ・既利用先の再申込（既貸出を決済する）が難しくなる。（信用組合）
- ・保証付融資はほぼ責任共有制度の対象となる事から、より慎重な取上げとなる。（信用金庫）
- ・取引金融機関のうち、担保条件が劣化する金融機関の取組姿勢の変化が懸念される。（政府系）
- ・資産を持っていない顧客への融資を厳しく取組まざるを得ない状況となる。（信用組合）
- ・信用リスク増加による今まで以上の慎重な対応。（信用金庫）
- ・保全不足の先が多く発生し融資姿勢の消極化。（信用金庫）
- ・保証協会利用先の反復利用が難しくなる。貸倒損失拡大に伴う融資に対する慎重化。（信用金庫）
- ・取扱い出来ない案件の増加。（地方銀行）
- ・貸倒損失拡大に伴う融資姿勢の慎重化。経営指導、コンサルティングにおけるタイムリーな融資提案。（信用金庫）
- ・セーフティネット保証の活用によりリスクヘッジができていたが制度廃止により個別融資

の信用リスク拡大に伴い融資判断へ影響が拡大する。(信用金庫)

- ・融資案件の増加につながるも、同時に否決案件の件数も多くなると考えられます。(信用組合)
- ・代替となる資金支援の検討等、実行までに時間を要する案件が発生する可能性あり。(都市銀行)
- ・100%保証でなくなり負担金が増え、要注意以下の顧客先の対応で新規融資出しづらくなる。(信用組合)
- ・保証付による長期資金の対応でなくなり、期間短縮や担保の検討等借入申込に際し条件を付す事も考えられる。(地方銀行)
- ・民間の貸出姿勢が慎重となり、当社への相談が増加する可能性がある。(政府系等)

●条件変更先の増加(全14件の一部)

- ・条件変更の増加が予測され業務が多忙となる。(信用金庫)
- ・条件変更申込先の増加懸念。(都市銀行)
- ・条件変更の増加、資金繰り滑化方法の手詰まり。(信用金庫)
- ・管理する先が増える。(信用金庫)
- ・延滞の発生、返済条件緩和の申出。(信用金庫)
- ・不良債権の発生。(信用組合)
- ・低レート、長期の保証がきかなくなることから、不良債権が増加する。(信用金庫)
- ・現在の景況から判断すると、条件変更の増加による事務負担増加や格付低下による引当増が考えられる。(信用金庫)

●影響はない(全14件の一部)

- ・影響は少ないと思料。(政府系等)
- ・利用頻度が低く、あまり影響はない。(信用金庫)
- ・金融機関の融資業務(融資姿勢)に大きな影響は無い。(信用金庫)
- ・融資審査上、特段の影響はない。(信用金庫)
- ・当店で利用は少ない為、影響も少ない。(信用組合)
- ・プロパーでの支援、大きな影響少ない。(信用組合)

●その他(全34件の一部)

- ・金庫側のリスクの増大が懸念される。(信用金庫)
- ・セーフ枠利用の既存債務との一本化等、資金繰り改善策の提案が困難となるのでは。(信用金庫)
- ・審査能力の向上。(信用金庫)
- ・責任共有制により、20%の与信発生する為にリスク面での対応が必要。(信用組合)
- ・従前より(円滑化法導入以前)条変等については対応しているが他行(メガバンク)の最終処理具体化すると対応が難しくなる。(信用金庫)
- ・信用保証協会における総保証額が減り、別の方法での支援検討が必要になる。(都市銀行)
- ・新規貸出を行なうことにより、貸出本数の増加、返済月額の増加によりCF悪化。(信用金庫)
- ・プロパー貸及び保証協会(負担金有)の取組を一層検討して行く。(地方銀行)
- ・保証枠減少による他金融機関との競合激化。金利競争など。(地方銀行)

- ・「企業の調達力の減少」を審査時に勘案。(地方銀行)
- ・金利採算の低下。(都市銀行)
- ・安定した資金供給に支障が出る懸念有。(都市銀行)
- ・プロパー対応または負担金扱いの保証協会の提案を検討。(地方銀行)
- ・貸出リスク面。商品競争力上、影響がある。(信用金庫)
- ・保証協会の対応にもよるが、業況が厳しい。先に対し担保提供を依頼するケースが増える可能性あり。(信用金庫)

【企業側への影響】

●資金繰りの懸念（全１０７件の一部）

- ・資金繰りの安定が図りづらくなる。(１本化による返済額軽減が出来なくなる)(信用金庫)
- ・資金調達が困難になると思われる。(信用金庫)
- ・売上減少傾向にある企業の資金調達の選択肢が極めて少なくなってしまう懸念がある。(信用金庫)
- ・現状、震災以降の売上減少が続いている先も多く、資金調達に支障を来す恐れがある。(信用金庫)
- ・足元安定していない企業もまだまだ多く、資金調達手段が限られてくる。(政府系等)
- ・売上が増えない状況下であり、資金繰りについては日々苦労している状況が続いている。心理的にも負担なのではないか。(信用金庫)
- ・保証付融資の資金供給が減り、資金不足による倒産先が増加する。(信用金庫)
- ・一本化及び上乗せでの融資が受けづらくなる。保証料の負担が大きくなる。(信用金庫)
- ・１００％保証の融資が無くなる為、融資が受けづらくなり、資金繰りに影響を受ける企業が増加する。(信用金庫)
- ・１００％保証でのみ対応できる先も存在する。(信用金庫)
- ・既存の保証付利用分の統合が難しくなり、資金繰りを圧迫させる懸念。保証付一般枠のみでは新たな利用枠が生まれるまで相当の期間がかかる。(信用金庫)
- ・業況不振先は資金調達手段が絶たれ、倒産に追い込まれる可能性が高くなる。(信用金庫)
- ・長期運転資金調達が困難となる。(信用組合)
- ・１０年返済がメリットであったが、運転資金では年数短くなり資金繰苦しくなる。(信用金庫)
- ・当然に審査は厳しくなり、資金調達が出来なくなる。(信用金庫)
- ・必要なときに必要な資金の手当が難しくなると考えられます。(信用組合)
- ・資金手当ができず倒産件数が増加する懸念が考えられます。(信用組合)
- ・スピーディーな資金調達に影響が出る可能性あり。(都市銀行)
- ・超長期借入(運転資金)の利用が出来なくなることによるＣＦの悪化。(信用金庫)
- ・財務内容、資産の乏しい企業は長期安定資金の調達が難しくなる。(地方銀行)
- ・５号認定枠を利用した借換えが出来なくなり、取引先の割賦負担が増える可能性がある。(信用金庫)

●金利・保証料負担の増加（全 11 件の一部）

- ・保証料、金利負担が増加する。（信用金庫）
- ・保証料の割引、都からの補助がなくなると負担が大きい。（信用金庫）
- ・信用リスク増加による貸出金利の引き上げ。（信用金庫）

●大きな影響はない（全 4 件の一部）

- ・大きな影響はないと思われる。（信用金庫）
- ・一順しているので影響はないと思われる。（地方銀行）

●その他（全 18 件の一部）

- ・企業側にとっても保証制度を利用するという点で重要な選択肢の 1 つであり、全業種対応等の措置があるセーフティネット保証は必要だと考えます。（信用金庫）
- ・円高・デフレ等厳しい経営状況が続いており、企業の自助努力だけでは限界がある。（信用金庫）
- ・先行投資しなくなる。（信用金庫）
- ・取引先の倒産、業況の景気低迷により資金繰りに支障をきたしている場合、別枠無担保保証が利用できなくなることによって経営破綻する企業が増加する。（信用金庫）
- ・資金調達力の弱い企業に調達の懸念はあるも、それなりに金融機関の取組姿勢は積極的であるとする。（地方銀行）
- ・メイン行以外の資金調達先を新たに模索する必要がある。（政府系等）

4. 中小企業金融円滑化法

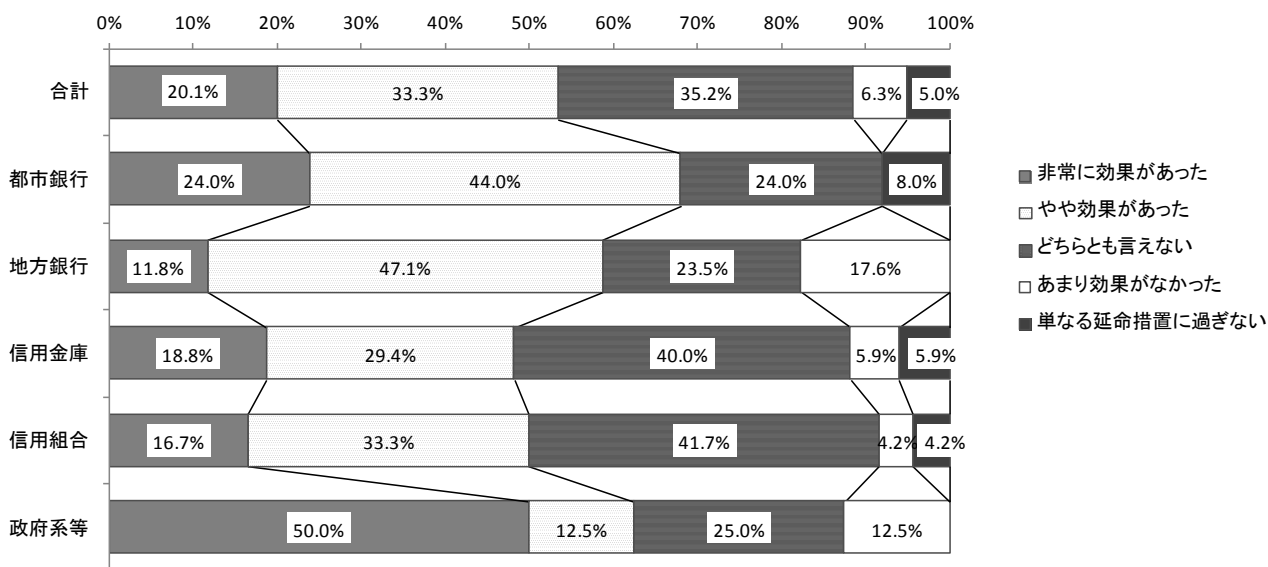
(1) 金融円滑化法の中小企業の経営改善への効果

同法による中小企業の経営改善効果について、金融機関によると、「非常に効果があった」（20.1%）、「やや効果があった」（33.3%）を合せて5割強の金融機関が効果を認める結果となっている。平成20年以降の倒産件数は、平成20年15,646件（東京商工リサーチ、以下同じ）、平成21年15,480件と高水準であったのに対し、同法の施行（平成21年12月）以降、平成22年13,321件、平成23年12,734件と減少傾向にあることも、同法の効果の現れと推察できる。【図4-1】

【金融機関】金融円滑化法は中小企業の経営改善に効果はありましたか？（1つ）

【図4-1】

【経営改善効果】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
非常に効果があった	32	20.1%	6	24.0%	2	11.8%	16	18.8%	4	16.7%	4	50.0%
やや効果があった	53	33.3%	11	44.0%	8	47.1%	25	29.4%	8	33.3%	1	12.5%
どちらとも言えない	56	35.2%	6	24.0%	4	23.5%	34	40.0%	10	41.7%	2	25.0%
あまり効果がなかった	10	6.3%	0	0.0%	3	17.6%	5	5.9%	1	4.2%	1	12.5%
単なる延命措置に過ぎない	8	5.0%	2	8.0%	0	0.0%	5	5.9%	1	4.2%	0	0.0%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



(2) 貸出条件の変更を行った割合

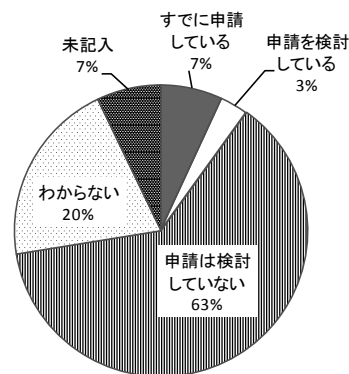
同法による貸出条件の変更について、「申請は検討していない」とする回答が最も多く全体の62.5%となっている。「既に申請している」(6.9%)および「申請を検討している」(3.1%)を合わせると中小企業の1割が同法の活用および検討を行っている。【図4-2-1～2】

金融庁の公表によると同法に基づく貸出条件の変更件数は平成24年3月末時点で、289万件、79.7兆円となっている。延べ件数の累計のため、実際の企業数は30万社～40万社と推定されている。日本の中小企業数約420万社の内、1割弱が条件変更を行っていることとなり、本調査結果と概ね一致している。

【中小企業】金融円滑化法による貸出条件の変更を申請しましたか？（1つ）

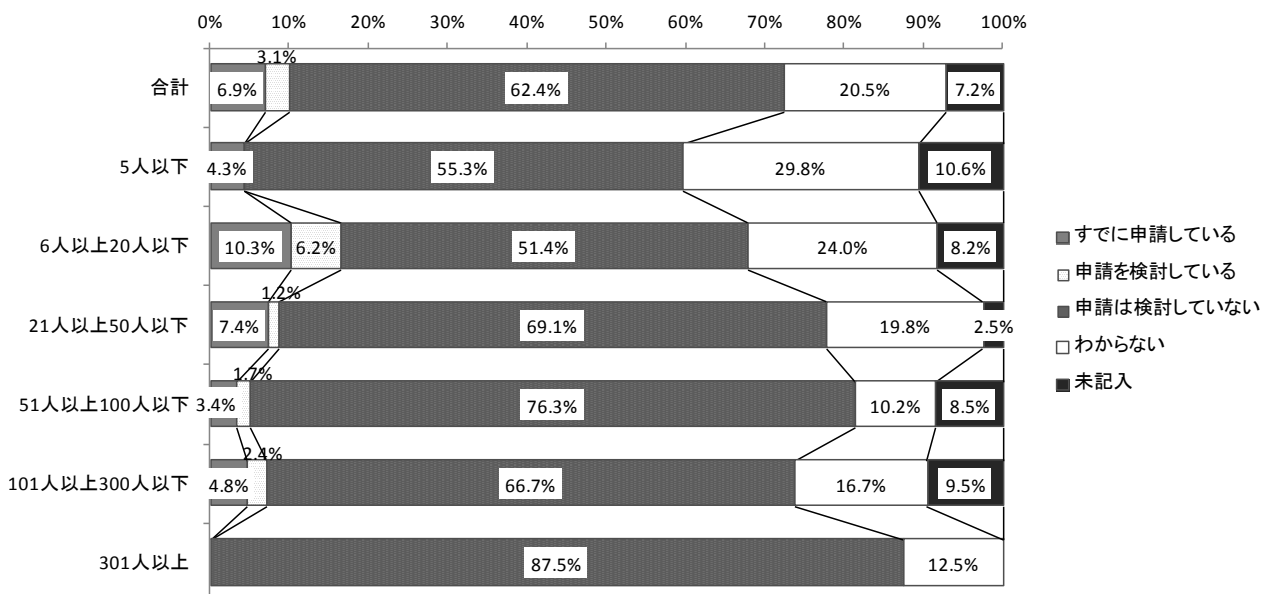
【図4-2-1】（全体）

【条件変更申請】	件数	%
すでに申請している	27	6.9%
申請を検討している	12	3.1%
申請は検討していない	245	62.5%
わからない	80	20.4%
未記入	28	7.1%
合 計	392	100.0%



【図4-2-2】（従業員別）

【条件変更申請】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
すでに申請している	27	6.9%	2	4.3%	15	10.3%	6	7.4%	2	3.4%	2	4.8%	0	0.0%
申請を検討している	12	3.1%	0	0.0%	9	6.2%	1	1.2%	1	1.7%	1	2.4%	0	0.0%
申請は検討していない	244	62.4%	26	55.3%	75	51.4%	56	69.1%	45	76.3%	28	66.7%	14	87.5%
わからない	80	20.5%	14	29.8%	35	24.0%	16	19.8%	6	10.2%	7	16.7%	2	12.5%
未記入	28	7.2%	5	10.6%	12	8.2%	2	2.5%	5	8.5%	4	9.5%	0	0.0%
合 計	391	100.0%	47	100.0%	146	100.0%	81	100.0%	59	100.0%	42	100.0%	16	100.0%



（３）店舗における貸出条件の変更を行った中小企業の割合（先数）

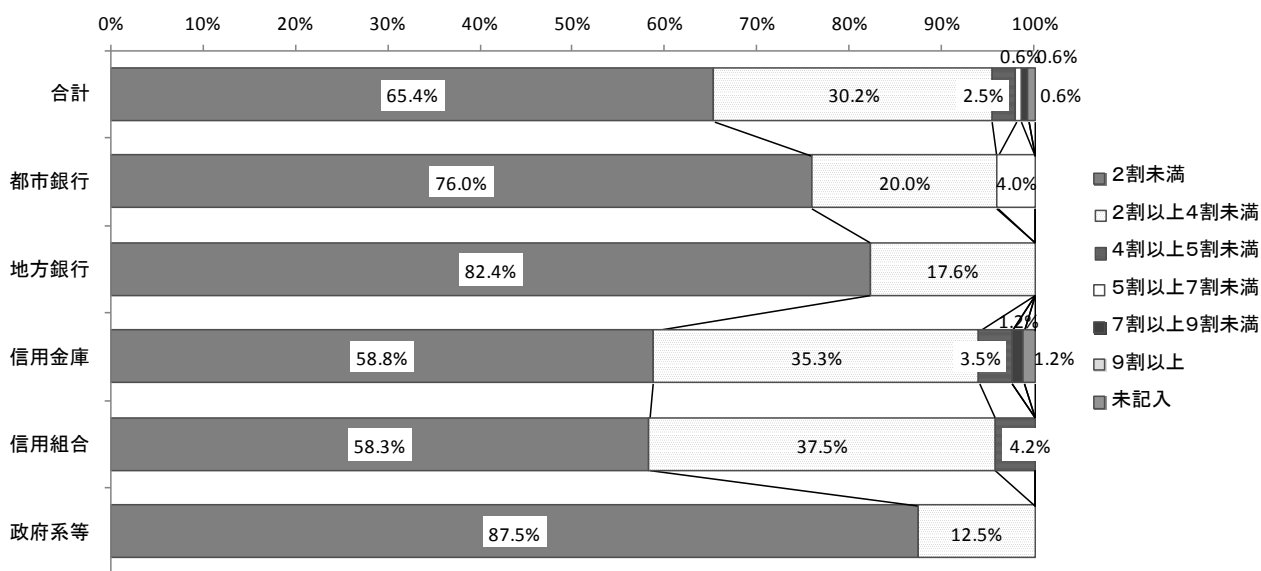
貸出条件の変更を行った中小企業の割合（先数）については、「２割未満」と回答する金融機関が最も多く、６５．４％を占めている。金融機関別に見ると、信用金庫および信用組合において「２割以上４割未満」と回答する割合が高い傾向にある。【図４-３】

前述の中小企業側の回答と比較すると、金融機関の数値が高い結果となっている。これは、本調査の回答企業が業歴や金融機関との取引状況などから鑑みて、比較的優良な企業が多いことが理由として推測される。一方、金融機関側の回答は取引先中小企業全てを対象としていることから、断定はできないが、都内金融機関における条件変更先数は高い水準にある可能性がある。

【金融機関】貴店舗において貸出条件の変更を行った中小企業の割合（先数）は、融資取引のある中小企業全体のどの程度ですか？（１つ）

【図４-３】

【条件変更割合】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
２割未満	104	65.4%	19	76.0%	14	82.4%	50	58.8%	14	58.3%	7	87.5%
２割以上４割未満	48	30.2%	5	20.0%	3	17.6%	30	35.3%	9	37.5%	1	12.5%
４割以上５割未満	4	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.5%	1	4.2%	0	0.0%
５割以上７割未満	1	0.6%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
７割以上９割未満	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
９割以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
未記入	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



（４）金融円滑化法の施行以降、貸出条件の変更を複数回行っている中小企業

の割合（先数）

貸出条件の変更を複数回行っている中小企業の割合（先数）について、「７割以上９割未満」（２７．７％）、「９割以上」（２１．４％）となり、７割以上の中小企業が複数回の条件変更を行っていると回答する金融機関が約半数を占めている。特に都市銀行、地方銀行においては「９割以上」との回答割合が高く、それぞれ、３６．０％、５２．９％となっている。

【図 4-4】

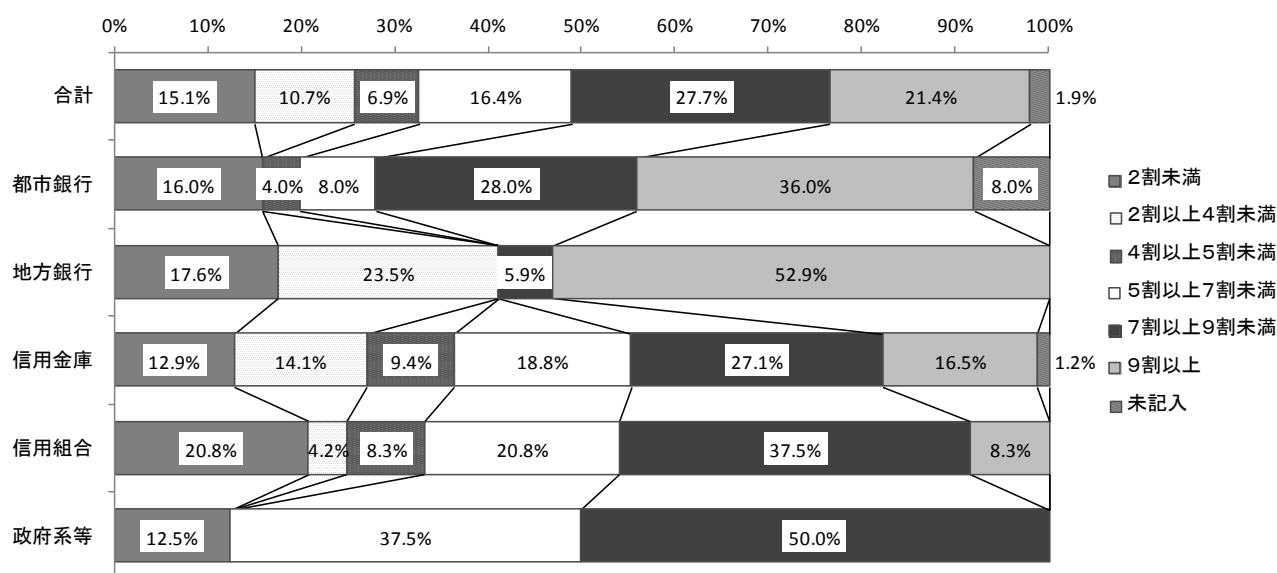
貸付条件の変更を行っている中小企業の多くが、長期間、業績の回復を果たせず、資金繰りに窮している状況にあり、金融機関にとっても不良債権の増加につながるリスクを多く内在している様子がうかがえる。

【金融機関】金融円滑化法の施行以降、貸出条件の変更を複数回行っている中小企業の割合（先数）は、貸出条件の変更を１回も行っている中小企業に対してどの程度ですか？

（１つ）

【図 4-4】

【条件変更複数回割合】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
2割未満	24	15.1%	4	16.0%	3	17.6%	11	12.9%	5	20.8%	1	12.5%
2割以上4割未満	17	10.7%	0	0.0%	4	23.5%	12	14.1%	1	4.2%	0	0.0%
4割以上5割未満	11	6.9%	1	4.0%	0	0.0%	8	9.4%	2	8.3%	0	0.0%
5割以上7割未満	26	16.4%	2	8.0%	0	0.0%	16	18.8%	5	20.8%	3	37.5%
7割以上9割未満	44	27.7%	7	28.0%	1	5.9%	23	27.1%	9	37.5%	4	50.0%
9割以上	34	21.4%	9	36.0%	9	52.9%	14	16.5%	2	8.3%	0	0.0%
未記入	3	1.9%	2	8.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



（５）借入条件の変更内容

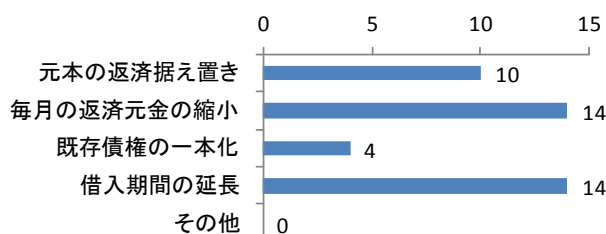
借入条件の変更内容については「毎月の返済元金の縮小」および「借入期間の延長」がともに53.8%となり、返済額の縮小で対応している企業が半数以上を占めている。【図4-5】

【中小企業】借入条件をどのように変更しましたか？（該当するものすべて）

【図4-5】

【条件変更内容】	件数	%
元本の返済据え置き	10	38.5%
毎月の返済元金の縮小	14	53.8%
既存債権の一本化	4	15.4%
借入期間の延長	14	53.8%
その他	0	0.0%

(n=26)



（６）貸出条件の変更での対応

金融機関によると、貸出条件の変更内容について、「元本の返済据え置き」が82.3%と最も多く、中小企業からの回答とは異なる結果となっている。【図4-6-1～2】

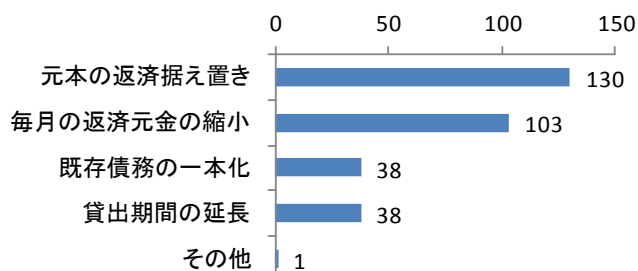
前問の中小企業による回答が少数であるため、債権を管理している金融機関からの回答の信頼度が高いと考えられる。ただし、貸出条件の変更において、「元本の返済据え置き」は資金繰りが困難な企業ほど適用されるケースが多く、厳しい経営状態にある中小企業が多いことを裏付けていると考えられる。

【金融機関】貸出条件の変更で多い対応は何ですか？（主な対応2つまで）

【図4-6-1】（全体）

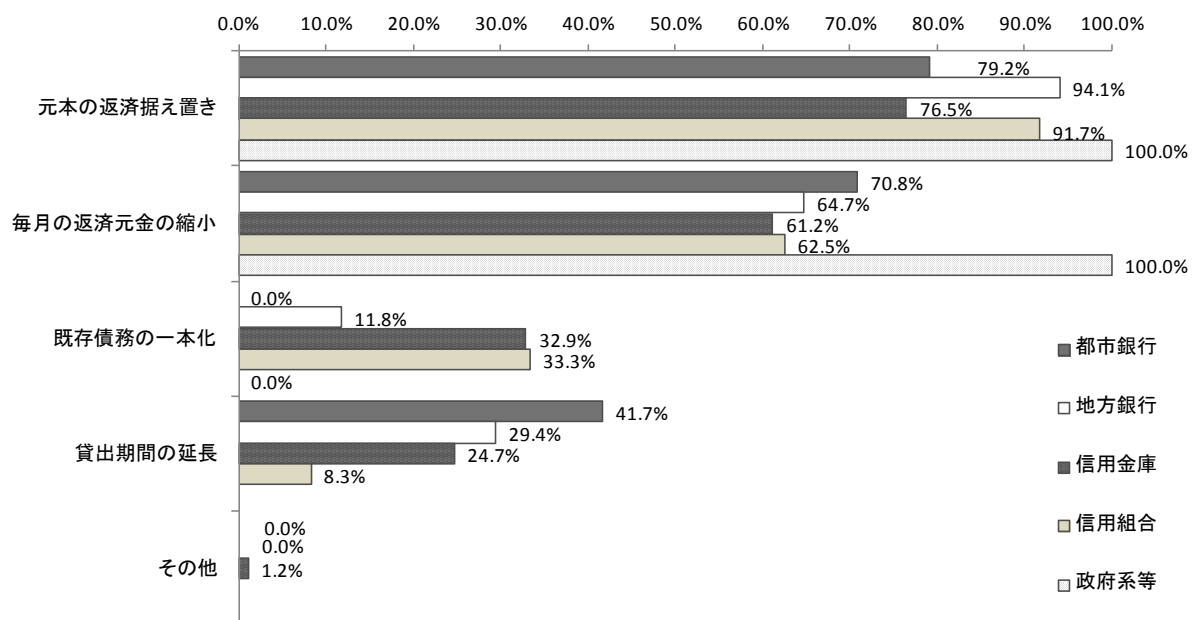
【貸出条件変更対応】	件数	%
元本の返済据え置き	130	82.3%
毎月の返済元金の縮小	103	65.2%
既存債務の一本化	38	24.1%
貸出期間の延長	38	24.1%
その他	1	0.6%

(n=158)



【図 4-6-2】（金融機関別）

【貸出条件変更対応】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
元本の返済据え置き	130	82.3%	19	79.2%	16	94.1%	65	76.5%	22	91.7%	8	100.0%
毎月の返済元金の縮小	103	65.2%	17	70.8%	11	64.7%	52	61.2%	15	62.5%	8	100.0%
既存債務の一本化	38	24.1%	0	0.0%	2	11.8%	28	32.9%	8	33.3%	0	0.0%
貸出期間の延長	38	24.1%	10	41.7%	5	29.4%	21	24.7%	2	8.3%	0	0.0%
その他	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
	(n=158)		(n=24)		(n=17)		(n=85)		(n=24)		(n=8)	



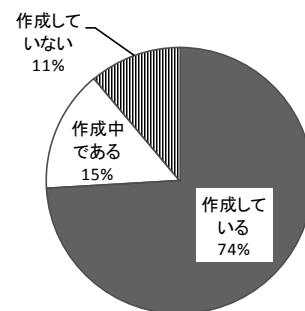
（７）経営改善計画の作成状況

経営改善計画の作成状況については７割強の企業が作成済みと回答している。【図４-7-1～2】

【中小企業】経営改善計画は作成しましたか？（１つ）

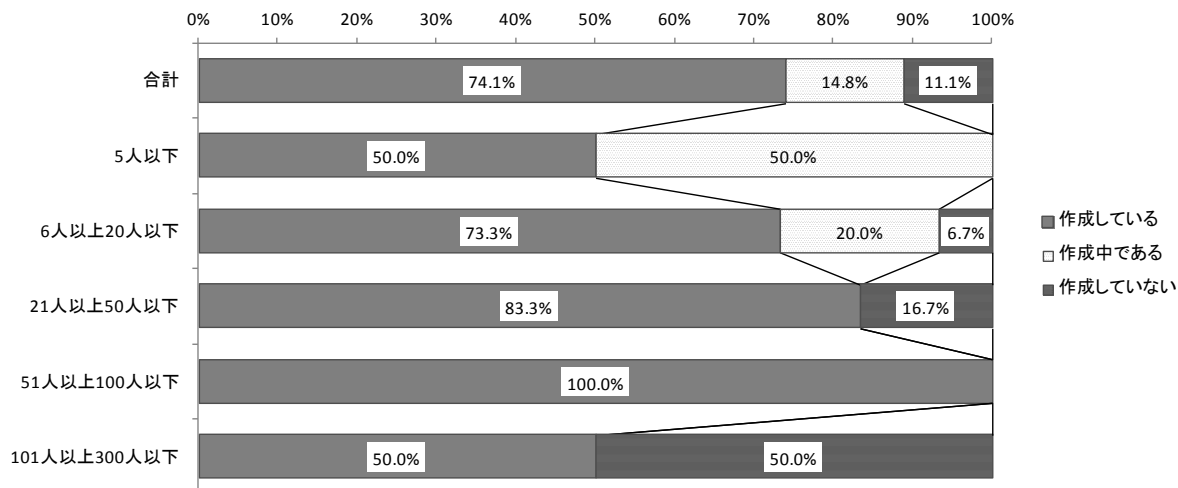
【図４-7-1】（全体）

【経営改善計画の作成】	件数	%
作成している	20	74.1%
作成中である	4	14.8%
作成していない	3	11.1%
合 計	27	100.0%



【図４-7-2】（従業員別）

【経営改善計画の作成】	合計		5人以下		6人以上20人以下		21人以上50人以下		51人以上100人以下		101人以上300人以下		301人以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
作成している	20	74.1%	1	50.0%	11	73.3%	5	83.3%	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%
作成中である	4	14.8%	1	50.0%	3	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
作成していない	3	11.1%	0	0.0%	1	6.7%	1	16.7%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%
合 計	27	100.0%	2	100.0%	15	100.0%	6	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%



（８）経営改善計画を作成していない理由

経営改善計画を作成していない理由については「金融機関からの要請がない」（66.7%）が最も多い結果となっている。（回答数が少ないため、参考までに掲載）【図４-8】

【中小企業】経営改善計画を作成していない理由は何ですか？（１つ）

【図４-8】

【不作成理由】	件数	%
金融機関からの要請がない	2	66.7%
人的・時間的余裕がない	0	0.0%
ノウハウがない	0	0.0%
必要性を感じない	0	0.0%
その他	1	33.3%
合 計	3	100.0%

（９）経営改善計画の提出を受けている企業の割合

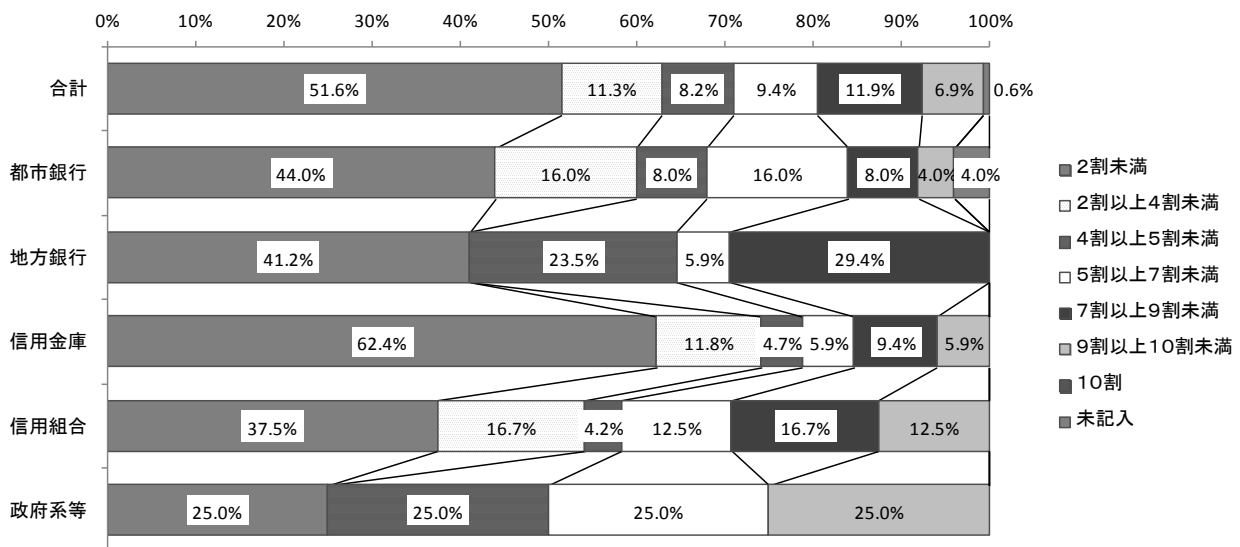
貸出条件の変更を行った中小企業のうち、経営改善計画の提出を受けている企業の割合について、半数以上が「２割未満」と回答している。【図 4-9】

改善計画の提出が非常に少ない結果であり、中小企業の経営改善に対する取組み状況の把握や改善支援が十分に行われていないことが想定できる。金融機関別に見ると、信用金庫における提出割合が低い傾向にある。「（３）店舗における貸出条件の変更を行った中小企業の割合（先数）」では、信用金庫、信用組合が共に高い傾向にあったが、経営改善計画の提出が遅れている状況がうかがえる。

【金融機関】 貸出条件の変更を行った中小企業で経営改善計画の提出を受けている企業の割合はどの程度ですか？（１つ）

【図 4-9】

【提出割合】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
2割未満	82	51.6%	11	44.0%	7	41.2%	53	62.4%	9	37.5%	2	25.0%
2割以上4割未満	18	11.3%	4	16.0%	0	0.0%	10	11.8%	4	16.7%	0	0.0%
4割以上5割未満	13	8.2%	2	8.0%	4	23.5%	4	4.7%	1	4.2%	2	25.0%
5割以上7割未満	15	9.4%	4	16.0%	1	5.9%	5	5.9%	3	12.5%	2	25.0%
7割以上9割未満	19	11.9%	2	8.0%	5	29.4%	8	9.4%	4	16.7%	0	0.0%
9割以上10割未満	11	6.9%	1	4.0%	0	0.0%	5	5.9%	3	12.5%	2	25.0%
10割	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
未記入	1	0.6%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



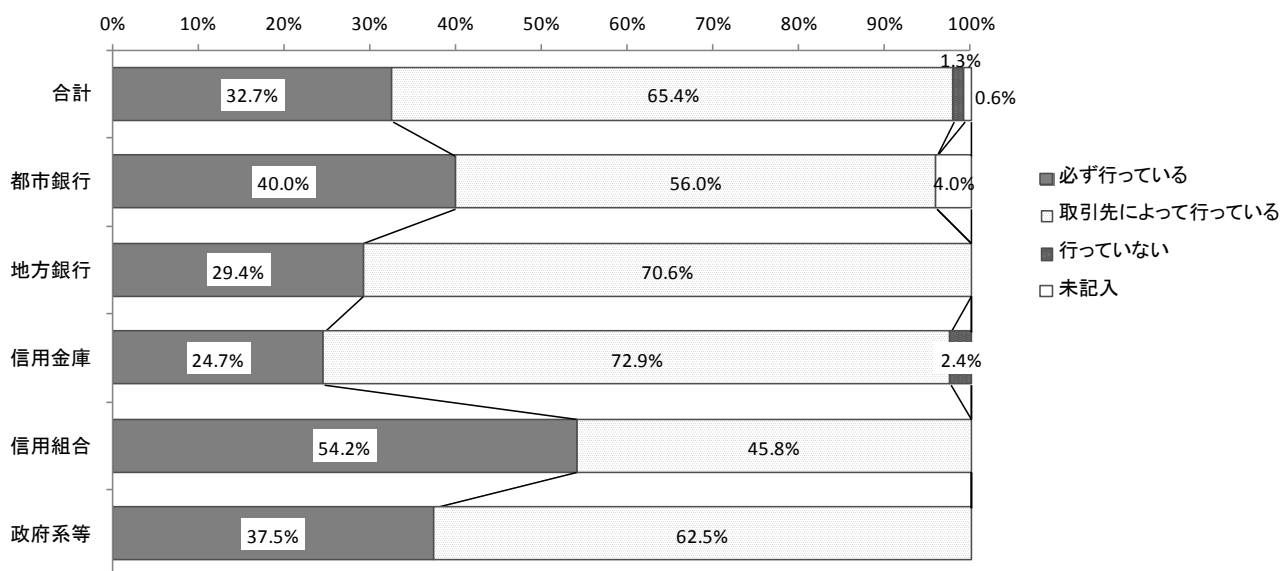
（１０）貸出条件変更を申請した取引先に対する経営改善計画の作成指導状況

金融機関によると、貸出条件の変更先への経営改善計画の作成指導について、「取引先によって行っている」（６５．４％）、「必ず行っている」（３２．７％）の順となっており、６割強の金融機関が必ずしも指導を行えていない状況がうかがえる。【図 4-10】

【金融機関】 貸出条件変更を申請した取引先に対し、経営改善計画の作成指導をしていますか？

【図 4-10】

【作成指導】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
必ず行っている	52	32.7%	10	40.0%	5	29.4%	21	24.7%	13	54.2%	3	37.5%
取引先によって行っている	104	65.4%	14	56.0%	12	70.6%	62	72.9%	11	45.8%	5	62.5%
行っていない	2	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.4%	0	0.0%	0	0.0%
未記入	1	0.6%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



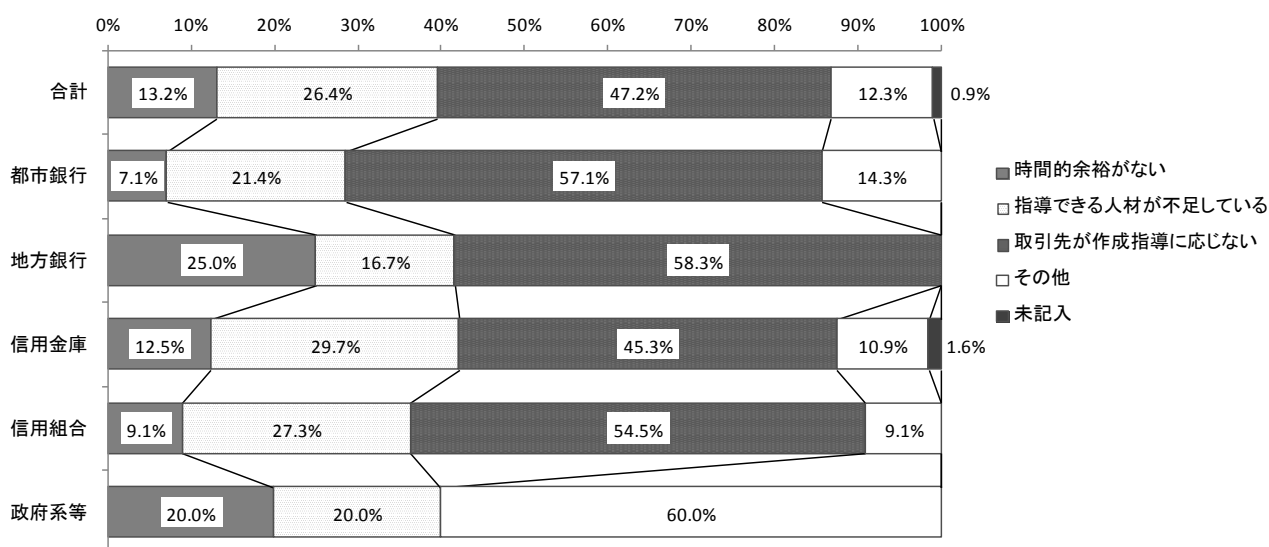
（１１）経営改善計画の作成指導が困難な理由

作成指導が困難な理由については、「取引先が作成指導に応じない」との回答が４７．２％と約半数を占めている。前述の「中小企業と金融機関のリレーション状況について」の設問にもあった通り、中小企業においては金融機関からの経営改善指導に対するニーズが低いことが一因と考えられる。【図 4-11】

【金融機関】経営改善計画の作成指導が困難な最も大きな理由は何ですか？（１つ）

【図 4-11】

【困難な理由】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
時間的余裕がない	14	13.2%	1	7.1%	3	25.0%	8	12.5%	1	9.1%	1	20.0%
指導できる人材が不足している	28	26.4%	3	21.4%	2	16.7%	19	29.7%	3	27.3%	1	20.0%
取引先が作成指導に応じない	50	47.2%	8	57.1%	7	58.3%	29	45.3%	6	54.5%	0	0.0%
その他	13	12.3%	2	14.3%	0	0.0%	7	10.9%	1	9.1%	3	60.0%
未記入	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	106	100.0%	14	100.0%	12	100.0%	64	100.0%	11	100.0%	5	100.0%



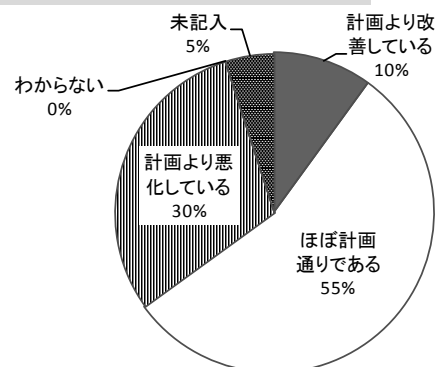
（１２）経営改善計画の進捗状況

経営改善計画に基づく改善状況は、「ほぼ計画通りである」（５５．０％）、「計画より改善している」（１０．０％）となり、６割強の企業が一定の改善を図れている。（対象数が少ないため参考までに掲載）【図 4-12】

【中小企業】経営改善計画通りに経営の改善は進んでいますか？（１つ）

【図 4-12】

【改善状況】	件数	%
計画より改善している	2	10.0%
ほぼ計画通りである	11	55.0%
計画より悪化している	6	30.0%
わからない	0	0.0%
未記入	1	5.0%
合 計	20	100.0%



（１３）条件変更期間中に行った主な取り組み

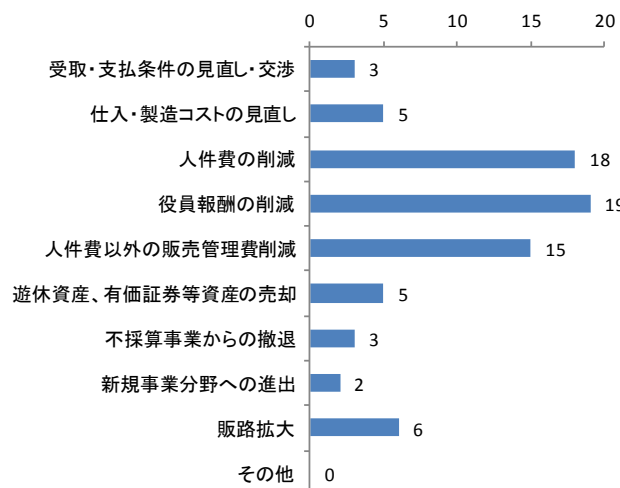
条件変更期間中に行った中小企業の取組みは、「役員報酬の削減」（８２．６％）、「人件費の削減」（７８．３％）、「人件費以外の販売管理費削減」（６５．２％）など、主に経費削減の取組みが多い結果となっている。一方、「販路拡大」（２６．１％）、「新規事業分野への進出」（８．７％）など売上向上や新たな活路を見出す取組みについては低い結果となっている。【図 4-13】

【中小企業】条件変更期間中に行った主な取り組みは何ですか？（主なもの３つまで）

【図 4-13】

【条件変更中の取組】	件数	%
受取・支払条件の見直し・交渉	3	13.0%
仕入・製造コストの見直し	5	21.7%
人件費の削減	18	78.3%
役員報酬の削減	19	82.6%
人件費以外の販売管理費削減	15	65.2%
遊休資産、有価証券等資産の売却	5	21.7%
不採算事業からの撤退	3	13.0%
新規事業分野への進出	2	8.7%
販路拡大	6	26.1%
その他	0	0.0%

(n=23)



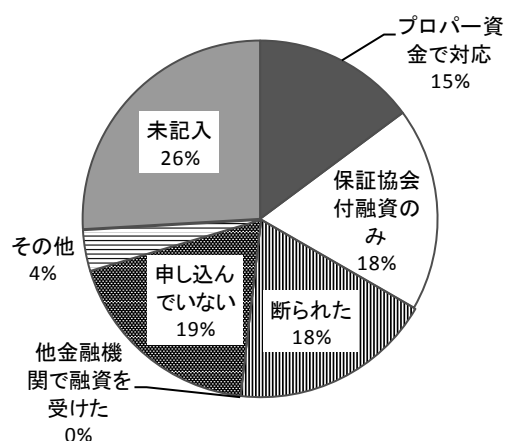
（１４）借入条件変更後の新規融資

借入条件変更後の新規融資については「保証協会付融資のみ」（１８．５％）、「プロパー資金で対応」（１４．８％）となっており、３割強の企業が新規融資を受けられたと回答している。一方、「断られた」との回答も１８．５％ある。【図 4-14】（対象先が少ないため、参考までに掲載）

【中小企業】借入条件変更後、新規融資を受けることができましたか？（１つ）

【図 4-14】

【新規融資対応】	件数	%
プロパー資金で対応	4	14.8%
保証協会付融資のみ	5	18.5%
断られた	5	18.5%
他金融機関で融資を受けた	0	0.0%
申し込んでいない	5	18.5%
その他	1	3.7%
未記入	7	25.9%
合 計	27	100.0%



（１５）金融円滑化法が終了となった場合の経営への影響

同法終了による金融機関への影響については「大きな影響がある」（１９．５％）、「やや影響がある」（４０．９％）となり、６割強の金融機関が何らかの影響を受けると回答している。特に、信用金庫、信用組合、政府系金融機関等において「大きな影響がある」と回答する割合が高い。【図４-15】

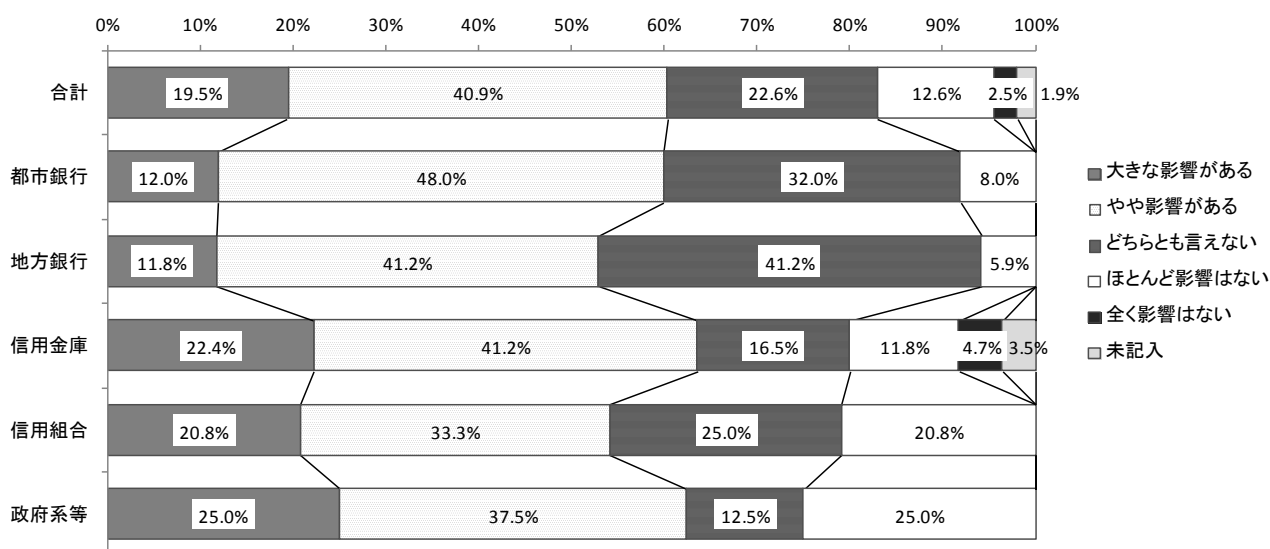
具体的な影響については、中小企業からは「事業の縮小、経営悪化懸念」、「事業継続の懸念」など、金融機関からは「倒産・延滞などによる不良債権の増加」、「債務者区分・格付の引き下げ先による収益の悪化」が懸念されている。

【金融機関】金融円滑化法が終了となった場合、貴機関の経営に、影響はありますか？

（１つ）

【図４-15】

【終了後の影響】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
大きな影響がある	31	19.5%	3	12.0%	2	11.8%	19	22.4%	5	20.8%	2	25.0%
やや影響がある	65	40.9%	12	48.0%	7	41.2%	35	41.2%	8	33.3%	3	37.5%
どちらとも言えない	36	22.6%	8	32.0%	7	41.2%	14	16.5%	6	25.0%	1	12.5%
ほとんど影響はない	20	12.6%	2	8.0%	1	5.9%	10	11.8%	5	20.8%	2	25.0%
全く影響はない	4	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	4	4.7%	0	0.0%	0	0.0%
未記入	3	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.5%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



【中小企業】金融円滑化法が終了となった場合、貴社にとってどのような影響があるとお考えですか？具体的にご記入ください。

具体的意見を分類すると以下の通りとなった。

<主な回答抜粋>

●事業の縮小、経営悪化懸念（全５件の一部）

- ・売上減少の為に業務の縮小。
- ・景気が上向かず、売上の上昇が見込めない場合、さらなる経費削減により、返済原資を出さねばならないが、経費削減も限界にきている

- ・個人資産はほとんど出し切った。

●事業継続への懸念（全４件の一部）

- ・事業閉鎖
- ・倒産、破産以外にない。
- ・３年目の３回目のリスクで元金は各行とも少ないですが向う１ヶ年返済も始まりました。終了するH25.4月以降は元の元金返済を迫られれば絶対に返済出来る金額ではないので店をとじる事も考えています。

●資金繰りの懸念（全４件の一部）

- ・いざ必要な時の対応に時間がかかる。
- ・融資条件が厳しくなって困る。
- ・資金繰りの悪化。

●その他（全４件）

- ・金融円滑化法延長して下さい。
- ・とても悪い影響。
- ・企業延命策に必要。
- ・現在は無い。

【中小企業】金融円滑化法が終了となった場合の金融機関の対応として予測されることは何ですか？具体的にご記入ください。

具体的意見を分類すると以下の通りとなった。

<主な回答抜粋>

●経営改善計画の再提出（全６件の一部）

- ・経営改善計画の再提出要求。
- ・詳細な月次計画及報告が必要。

●返済条件等の悪化（全４件の一部）

- ・貸し渋り、貸し剥がし
- ・返済額（毎月）のアップ
- ・資金回収の強化。

●その他（全５件）

- ・プロパー資金等にて対応出来る。
- ・終了前の契約条件に沿った資金返済条件の継続・実施。
- ・取り立てがものすごく強くなると思います。いっその事、中小零細で借金２億円以下は借金の棒引きを金融機関は行うべきと考えます。そうすれば一挙に世の中が明るくなります。
- ・今まで通り。
- ・売上が伸びず、経費ばかり増加。

【金融機関】金融円滑化法が終了となった場合、貴機関の経営上、どのような影響が出ると想定されますか？具体的にご記入ください。

＜主な回答の抜粋＞

●「倒産・延滞による不良債権の増加」（全２７件の一部）

- ・破綻先増加の可能性大。（都市銀行）
- ・貸出条件変更申請が厳しくなり、倒産等が増加。（信用金庫）
- ・当庫の姿勢は変わらないが、他金融機関にて足並みを揃えた対応をするか、懸念がある。代弁先が増加する懸念もゼロではない。（信用金庫）
- ・少なからず連鎖も含め倒産企業が増加し、貸出資金の悪化が懸念される。（信用金庫）
- ・不良債権の増加→引当の増加→収益の悪化→自己資本比率の低下→地域金融機関としてのサービスの低下→最終的には地域金融機関の破綻、更なる統廃合が始まる。（信用金庫）
- ・金融円滑化法終了により、資金繰りが悪化する中小企業が増え、倒産や業績悪化により不良債権が増加する。それに伴い貸出資産の劣化が貸出を抑制する可能性が高まる結果となる。（信用金庫）
- ・資金繰り悪化に伴う破綻が増え、引き当て増加の為のコスト負担が増える。（都市銀行）

●「債務者区分・格付の引き下げによる収益の悪化」（全３９件の一部）

- ・金融円滑化法が終了しても継続的に支援することには変わらないが債務者区分の変更等により引当金が増え経営を圧迫する懸念がある。（信用金庫）
- ・ライフステージに合わせた対応を継続していくことは変わらないが、経営改善の効果が出ていない事業所が多い中、ランクダウンが予想される先が多くなると思われる。（信用金庫）
- ・債務者区分の変更、代位弁済の増加。（信用金庫）
- ・ランクダウンによる引当の増加、支援打ち切りによる倒産の増加。（信用金庫）
- ・債務者格付の劣化先の増加および引当増加となり、損益面に影響。破綻懸念先となれば融資対応困難となり、破綻リスクも増加、取引先数の減少要因。（地方銀行）
- ・債務者区分の悪化による資産の劣化、貸出金による支援困難、及び収益の悪化。（引当ての増加等）（信用金庫）
- ・終了となった場合、返済が順調に進んでいくのか、現在の状況で疑問であり、返済が進まない場合、延滞債権となれば経営上悪影響が出ると思われる。（信用金庫）
- ・法施行以前より条件変更対応しているが来春以降、同条件先に対する引当積増の行政指導強化が懸念といえる。（信用組合）
- ・元本返済猶与により、漸く資金繰りを回している企業も多くあり、円滑化法終了後、信用リスクが悪化する懸念が高い。（都市銀行）

●その他（３０件）

- ・円滑化措置に基づいて債務者区分を引き上げた先に対する対応や状況によって収支に多大な影響を及ぼすことが想定される。（信用金庫）
- ・貸出条件変更交渉の長期化。（都市銀行）
- ・各金融機関の対応がバラバラとなり、リスク対応の継続に支障をきたすことが予想される。（都市銀行）
- ・メインバンクの動向によっては当金庫で支援できなくなる可能性がある。（信用金庫）

- ・当庫は円滑化法導入以前より条変を含めた対応をして来ているが、保証協会及他金融機関（メガ）の対応によっては、支援しきれない先も発生して来る。（信用金庫）
- ・各金融機関の資金供給が圧縮することによって安定的な融資に支障が生じるおそれ。（政府系等）
- ・長引く景気低迷により中小企業の経営体力が十分でない為。（信用金庫）
- ・条件変更先の経営改善が進んでいない。円滑化法終了後も条件変更が引き続き可能という意識があり、正常化出来ない先が多数ある。（信用組合）
- ・出口戦略が順調に行なわれ、正常になるかどうか。（信用金庫）
- ・条件変更依頼に対して今迄以上に厳しい判断をしなければならない。（信用組合）
- ・元来、中小企業専門の金融機関であり、ほとんど影響はないと思料される。（信用金庫）
- ・現在も引続き景気低迷の状況にあり、取引先の業況回復には至っていない為、再度のリスクスケジュール要請による債権の長期化が見られる。（信用金庫）
- ・適切な資金供給の減少と条件変更先に対する条件面が厳しくなる。（信用金庫）
- ・金融円滑化法が終了となり、大手金融機関の条件変更等の対応が厳しくなり影響が出てくると思われる。（信用組合）
- ・代位弁済の請求、担保権の行使等の手続準備。（信用金庫）
- ・経営改善が図られない先からの再度の条件変更依頼にどう対応していくのか。（信用金庫）

（１６）金融円滑化法終了後、格付の引き下げが必要な中小企業の割合（件数）

同法終了により、格付けの引き下げが必要と思われる中小企業の割合について、金融機関によると、「２割未満」（４７．２％）、「２割以上４割未満」（３２．７％）と回答している。地方銀行、政府系等は「２割以上４割未満」とする回答が高くなっている。【図４-16】

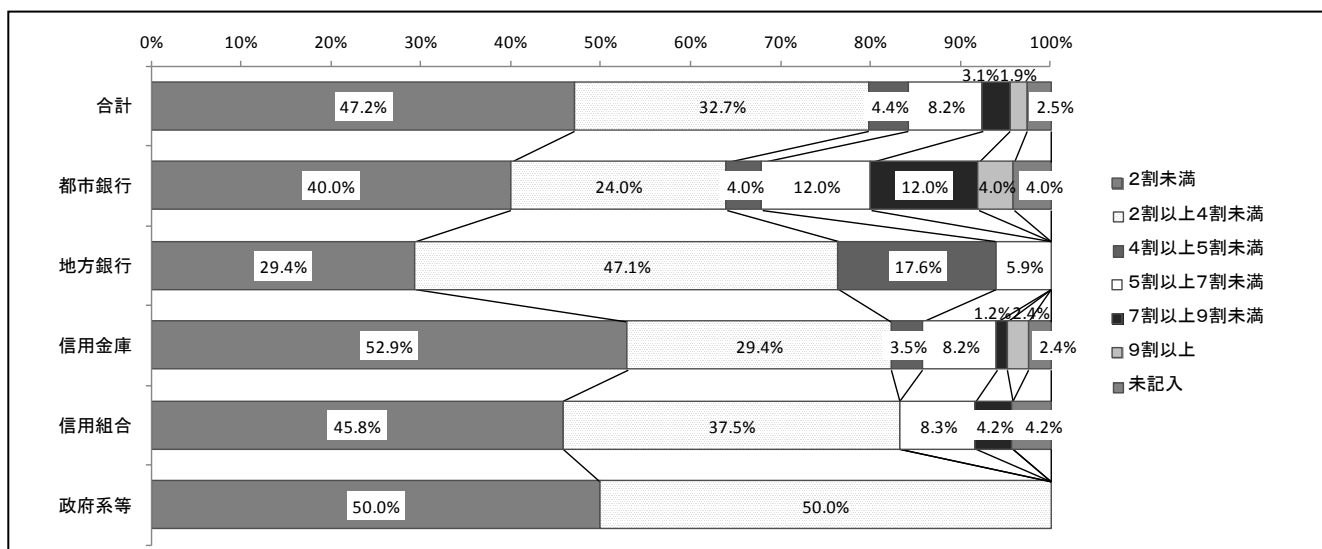
仮に２割程度と推定すると、同法に基づく貸出条件の変更を行った企業が約３０万社～４０万社と推計されていることから、約６万社～８万社の企業が格付けの引き下げを行われるものと推計できる。

【金融機関】金融円滑化法が終了となった場合、格付の引き下げが必要と思われる中小企業の割合（件数）は、条件変更を行っている中小企業全体に対してどの程度ありますか？

（１つ）

【図４-16】

【引き下げが必要な割合】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
２割未満	75	47.2%	10	40.0%	5	29.4%	45	52.9%	11	45.8%	4	50.0%
２割以上４割未満	52	32.7%	6	24.0%	8	47.1%	25	29.4%	9	37.5%	4	50.0%
４割以上５割未満	7	4.4%	1	4.0%	3	17.6%	3	3.5%	0	0.0%	0	0.0%
５割以上７割未満	13	8.2%	3	12.0%	1	5.9%	7	8.2%	2	8.3%	0	0.0%
７割以上９割未満	5	3.1%	3	12.0%	0	0.0%	1	1.2%	1	4.2%	0	0.0%
９割以上	3	1.9%	1	4.0%	0	0.0%	2	2.4%	0	0.0%	0	0.0%
未記入	4	2.5%	1	4.0%	0	0.0%	2	2.4%	1	4.2%	0	0.0%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



(17) 金融円滑化法終了後、格付の引き下げが必要となった中小企業への対応

格付けの引き下げが必要となった中小企業への対応としては、「条件変更で変わらず対応」（92.4%）、「経営支援の強化」（83.5%）となり、同法終了後、大きな混乱は起きないことが想定される。一方、「代位弁済の請求」（44.3%）、「担保権の行使」（22.8%）など、債権回収に向けた対応や「金利の引き上げ」（37.3%）、「不動産担保の追加取得」（21.5%）などの対応も一定数見られることから、倒産・廃業といった最悪の事態に直面する中小企業も存在することがうかがえる。なお、「資本制借入の活用」（7.0%）、「動産担保の追加取得」（3.2%）は低い割合となっている。【図 4-17-1】

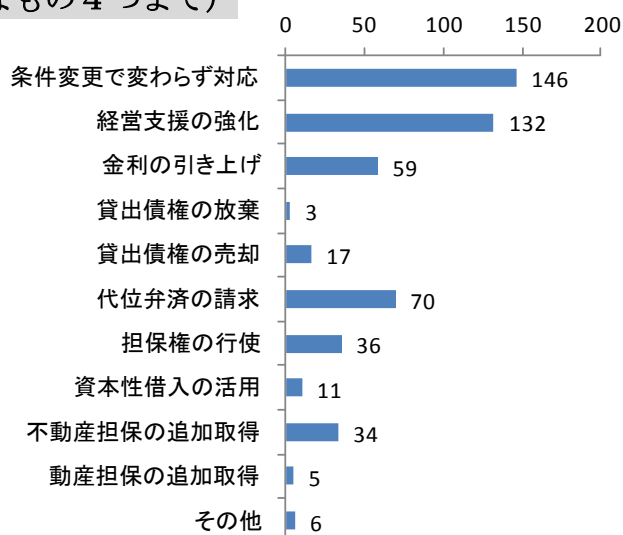
金融機関別に見ると、都市銀行においては、「条件変更でかわらず対応」（75%）が他の機関に比べやや低く、「担保権の行使」（41.7%）がやや高いことから、債権回収に向けた姿勢が強い印象を受ける。また、信用金庫においては「条件変更でかわらず対応」（92.9%）の一方、「代位弁済の請求」（57.6%）の割合も高く、経営の見通しが立たない中小企業を抱えていることが推察される。【図 4-17-2】

【金融機関】金融円滑化法が終了し、格付の引き下げが必要となった中小企業に対する対応として検討されることは何ですか？（主なもの4つまで）

【図 4-17-1】（全体）

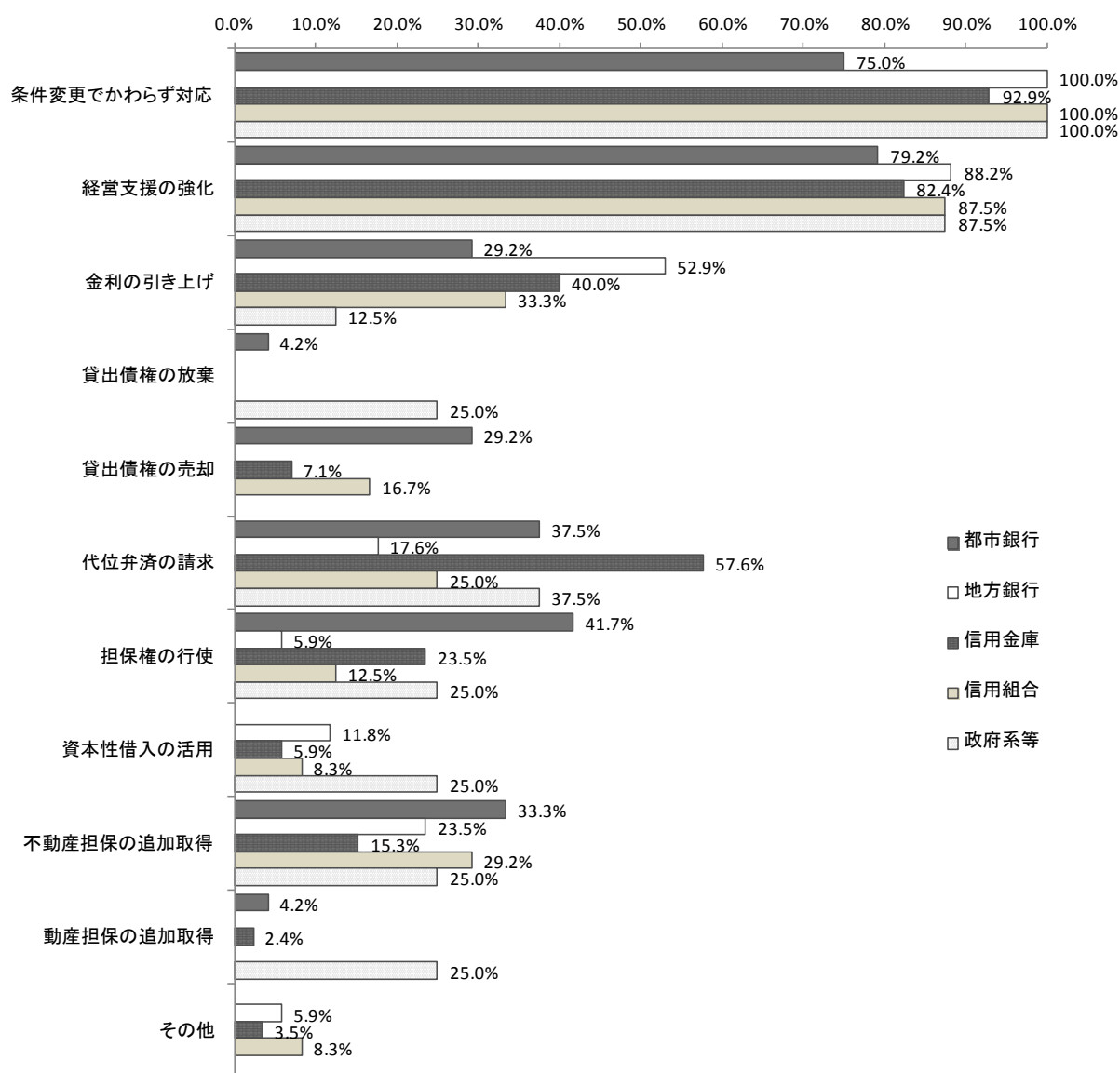
【対応】	件数	%
条件変更で変わらず対応	146	92.4%
経営支援の強化	132	83.5%
金利の引き上げ	59	37.3%
貸出債権の放棄	3	1.9%
貸出債権の売却	17	10.8%
代位弁済の請求	70	44.3%
担保権の行使	36	22.8%
資本性借入の活用	11	7.0%
不動産担保の追加取得	34	21.5%
動産担保の追加取得	5	3.2%
その他	6	3.8%

(n=158)



【図 4-17-2】（金融機関別）

【格下げ後の対応】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
条件変更でかわらず対応	146	92.4%	18	75.0%	17	100.0%	79	92.9%	24	100.0%	8	100.0%
経営支援の強化	132	83.5%	19	79.2%	15	88.2%	70	82.4%	21	87.5%	7	87.5%
金利の引き上げ	59	37.3%	7	29.2%	9	52.9%	34	40.0%	8	33.3%	1	12.5%
貸出債権の放棄	3	1.9%	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	25.0%
貸出債権の売却	17	10.8%	7	29.2%	0	0.0%	6	7.1%	4	16.7%	0	0.0%
代位弁済の請求	70	44.3%	9	37.5%	3	17.6%	49	57.6%	6	25.0%	3	37.5%
担保権の行使	36	22.8%	10	41.7%	1	5.9%	20	23.5%	3	12.5%	2	25.0%
資本性借入の活用	11	7.0%	0	0.0%	2	11.8%	5	5.9%	2	8.3%	2	25.0%
不動産担保の追加取得	34	21.5%	8	33.3%	4	23.5%	13	15.3%	7	29.2%	2	25.0%
動産担保の追加取得	5	3.2%	1	4.2%	0	0.0%	2	2.4%	0	0.0%	2	25.0%
その他	6	3.8%	0	0.0%	1	5.9%	3	3.5%	2	8.3%	0	0.0%
	(n=158)		(n=24)		(n=17)		(n=85)		(n=24)		(n=8)	



5. 金融機関の経営状況

(1) 担当者一人あたりの担当先企業数

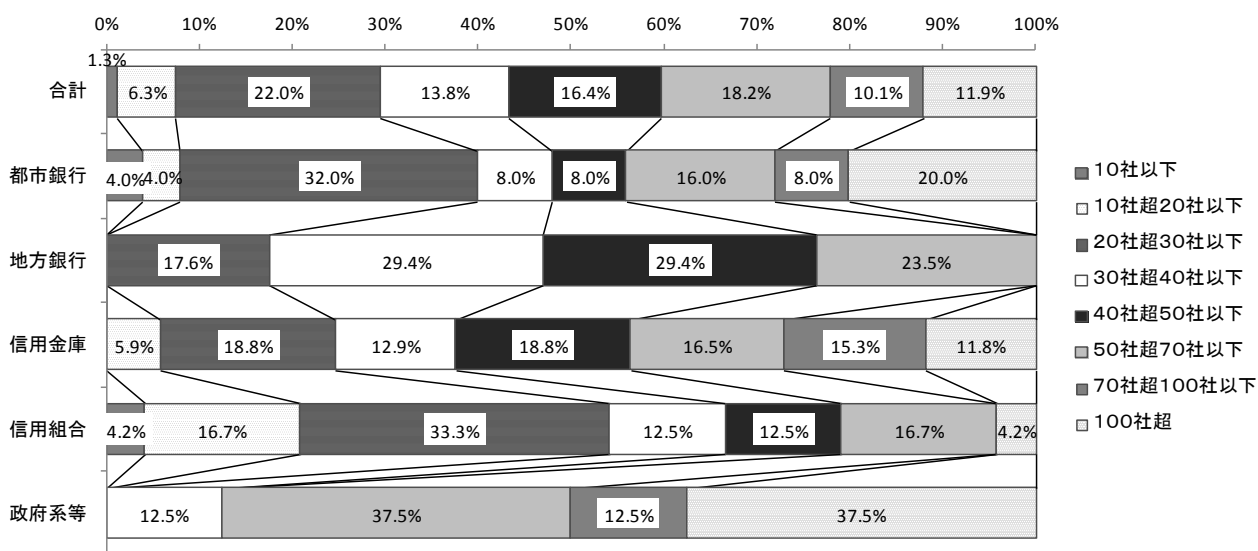
担当者一人あたりの担当企業数は「20社超30社以下」(22.0%)、続いて「50社超70社以下」(18.2%)となっており、また、「100社超」(11.9%)など、全体的に分散した回答結果になっている。【図5-1】

それぞれ地域特性によって異なることが推察される。

【金融機関】担当者一人あたりの担当先企業は平均何社ぐらいですか？（1つ）

【図5-1】

【平均担当企業数】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
10社以下	2	1.3%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.2%	0	0.0%
10社超20社以下	10	6.3%	1	4.0%	0	0.0%	5	5.9%	4	16.7%	0	0.0%
20社超30社以下	35	22.0%	8	32.0%	3	17.6%	16	18.8%	8	33.3%	0	0.0%
30社超40社以下	22	13.8%	2	8.0%	5	29.4%	11	12.9%	3	12.5%	1	12.5%
40社超50社以下	26	16.4%	2	8.0%	5	29.4%	16	18.8%	3	12.5%	0	0.0%
50社超70社以下	29	18.2%	4	16.0%	4	23.5%	14	16.5%	4	16.7%	3	37.5%
70社超100社以下	16	10.1%	2	8.0%	0	0.0%	13	15.3%	0	0.0%	1	12.5%
100社超	19	11.9%	5	20.0%	0	0.0%	10	11.8%	1	4.2%	3	37.5%
合 計	159	100.0%	25	100.0%	17	100.0%	85	100.0%	24	100.0%	8	100.0%



(2) 収入源として特に重視している業務

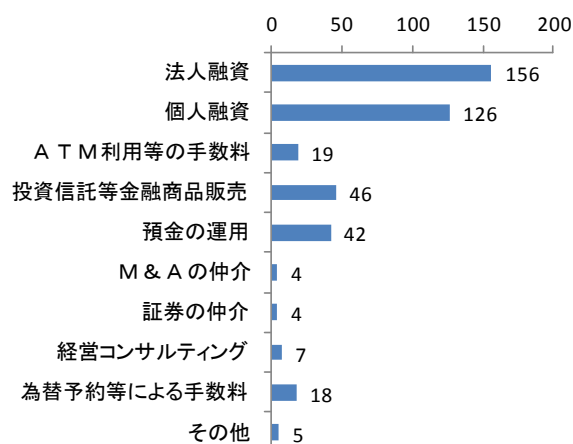
金融機関の収入源としては、「法人融資」(98.1%)、「個人融資」(79.2%)との回答が突出している。金融機関別にみると、都市銀行においては「為替予約等による手数料」(32.0%)、地方銀行においては「投資信託等金融商品販売」(76.5%)、信用組合および政府系等においては「預金の運用」(41.7%、50%)が他の金融機関と比較して高い傾向にある。都市銀行、地方銀行においては預貸による金利収入の他、手数料収入も重視している傾向がうかがえる。【図5-2-1～2】

【金融機関】収入源として特に重視している業務は何ですか？（特に重視しているもの3つまで）

【図 5-2-1】（全体）

【重視している業務】	件数	%
法人融資	156	98.1%
個人融資	126	79.2%
A T M利用等の手数料	19	11.9%
投資信託等金融商品販売	46	28.9%
預金の運用	42	26.4%
M & A の仲介	4	2.5%
証券の仲介	4	2.5%
経営コンサルティング	7	4.4%
為替予約等による手数料	18	11.3%
その他	5	3.1%

(n=159)



【図 5-2-2】（金融機関別）

【重視している業務】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
法人融資	156	98.1%	25	100.0%	17	100.0%	82	96.5%	24	100.0%	8	100.0%
個人融資	126	79.2%	8	32.0%	15	88.2%	77	90.6%	24	100.0%	2	25.0%
A T M利用等の手数料	19	11.9%	3	12.0%	0	0.0%	13	15.3%	3	12.5%	0	0.0%
投資信託等金融商品販売	46	28.9%	10	40.0%	13	76.5%	21	24.7%	2	8.3%	0	0.0%
預金の運用	42	26.4%	5	20.0%	2	11.8%	21	24.7%	10	41.7%	4	50.0%
M & A の仲介	4	2.5%	1	4.0%	0	0.0%	2	2.4%	0	0.0%	1	12.5%
証券の仲介	4	2.5%	2	8.0%	0	0.0%	2	2.4%	0	0.0%	0	0.0%
経営コンサルティング	7	4.4%	0	0.0%	0	0.0%	5	5.9%	1	4.2%	1	12.5%
為替予約等による手数料	18	11.3%	8	32.0%	0	0.0%	6	7.1%	2	8.3%	2	25.0%
その他	5	3.1%	4	16.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%

(n=159)

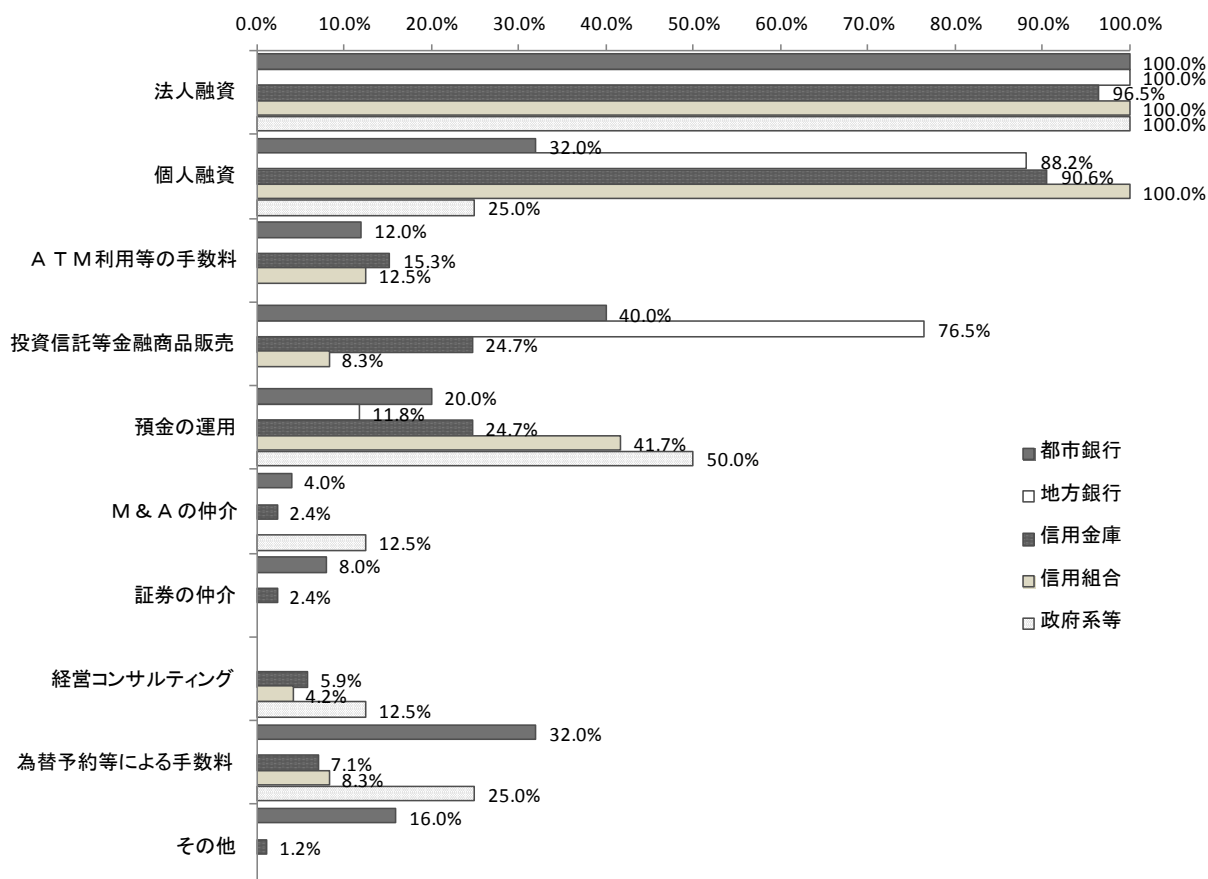
(n=25)

(n=17)

(n=85)

(n=24)

(n=8)



(3) 経営上の課題

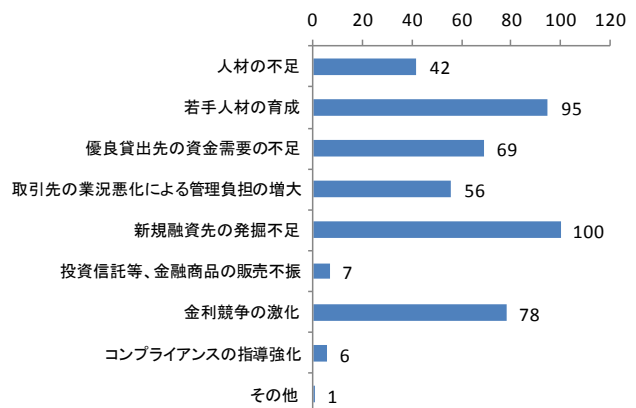
金融機関が感じている経営上の課題について、「新規融資先の発掘不足」(63.3%)、「若手人材の育成」(60.1%)、「金利競争の激化」(49.4%)が高い回答となっている。【図5-3-1～2】

【金融機関】貴店舗における経営上の課題は何ですか？（主なもの3つまで）

【図5-3-1】（全体）

【経営上の課題】	件数	%
人材の不足	42	26.6%
若手人材の育成	95	60.1%
優良貸出先の資金需要の不足	69	43.7%
取引先の業況悪化による管理負担の増大	56	35.4%
新規融資先の発掘不足	100	63.3%
投資信託等、金融商品の販売不振	7	4.4%
金利競争の激化	78	49.4%
コンプライアンスの指導強化	6	3.8%
その他	1	0.6%

(n=158)



【図5-3-2】（金融機関別）

【経営上の課題】	合計		都市銀行		地方銀行		信用金庫		信用組合		政府系等	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
人材の不足	42	26.6%	5	20.8%	3	17.6%	27	31.8%	5	20.8%	2	25.0%
若手人材の育成	95	60.1%	14	58.3%	12	70.6%	46	54.1%	17	70.8%	6	75.0%
優良貸出先の資金需要の不足	69	43.7%	16	66.7%	6	35.3%	35	41.2%	9	37.5%	3	37.5%
取引先の業況悪化による管理負担の増大	56	35.4%	4	16.7%	6	35.3%	35	41.2%	9	37.5%	2	25.0%
新規融資先の発掘不足	100	63.3%	14	58.3%	12	70.6%	51	60.0%	20	83.3%	3	37.5%
投資信託等、金融商品の販売不振	7	4.4%	3	12.5%	3	17.6%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
金利競争の激化	78	49.4%	9	37.5%	7	41.2%	47	55.3%	10	41.7%	5	62.5%
コンプライアンスの指導強化	6	3.8%	2	8.3%	1	5.9%	2	2.4%	0	0.0%	1	12.5%
その他	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.2%	0	0.0%

(n=158)

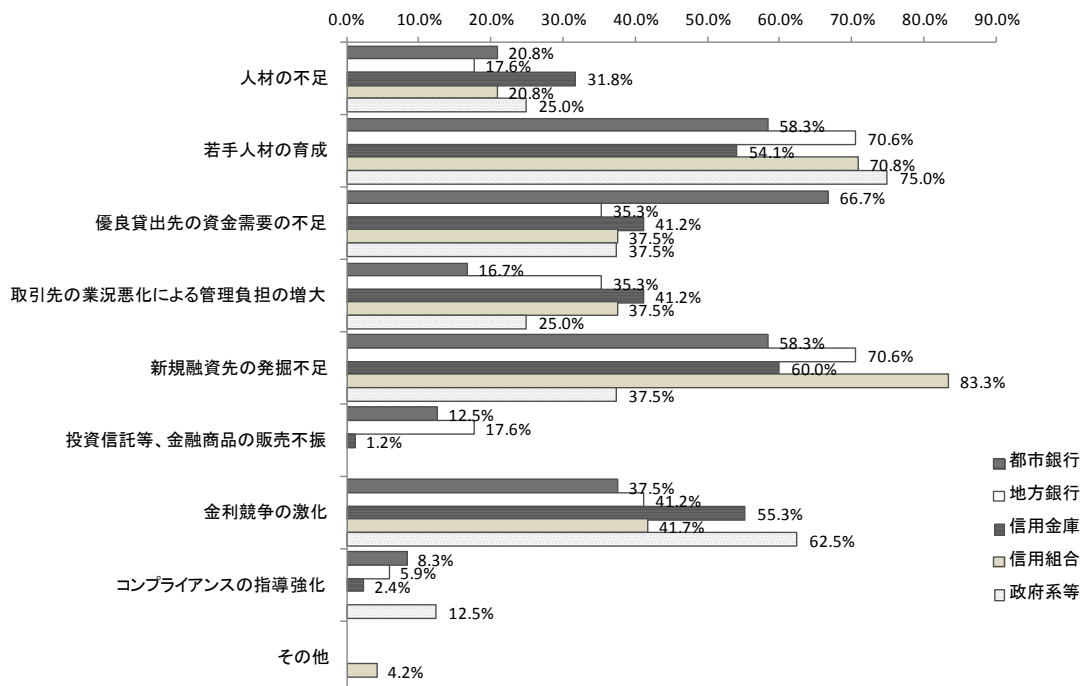
(n=24)

(n=17)

(n=85)

(n=24)

(n=8)



6. 政府に期待する支援策

（１）中小企業が政府に期待する支援策

金融円滑化法の延長、緊急時での融資対応などセーフティネットを求める意見の他、金利優遇や担保条件の緩和など融資条件への意見も多くあがっている。また、金融支援以外の中小企業支援、税制、景気対策の意見もある。

【中小企業】政府に期待する金融面での支援策は何ですか？具体的にご記入ください。

具体的な意見を分類すると以下の通り

●金融円滑化法の延長、セーフティネット保証の拡充（全 9 件の内の一部）

- ・セーフティネット保証（5号認定）の継続。
- ・景気が良くなるまで、今しばらく金融円滑化法の継続。
- ・セーフティネット制度の継続、拡充。
- ・万一に備え、金融円滑化法の再々延長を強く望みます。
- ・中小企業は基盤が弱いので様々な金融面でのセーフティネットを継続・維持して欲しい。
- ・セーフティネット保証（5号認定）の措置期間を平成28年迄延長願いたい。
- ・元本の返済据え置き、毎月の返済元金の縮小。

●緊急時の融資対応（全 12 件のうちの一部）

- ・適時のセーフティネット対応、金融庁の企業審査区分の適時見直し。
- ・突発性需要のつなぎ資金に対して、すみやかに対応していただける制度の改革を求めます。
- ・景気状況に対応した融資制度を速やかに出して欲しい。
- ・制度融資等、金融環境悪化の際の対応。
- ・災害時の融資制度
- ・緊急時の融資制度の開発・対応。
- ・緊急時のつなぎ資金への柔軟な対応システム。
- ・状況はかなり厳しい。緊急融資などの対応をして欲しい。

●信用保証制度の拡充（全 11 件）

- ・信用保証制度保証枠の拡大
- ・中小企業にとっては保証協会付融資制度が一番使いやすい。借入期間をもっと長く保証してくれる事によって使い易さはより増すと考える。
- ・利子補給や保証協会枠拡大（再掲）
- ・長期（10～15年）返済で保証料の安いものがあればよいと思う。
- ・信用保証の枠を広げて欲しい。特に製造業は厳しい状況です。
- ・保証協会の一般枠を拡大する方がよいと思います。
- ・信用保証協会の限度額の拡大と保証料の値下げ。
- ・具体的に融資となると保証料が発生します。保証料を支援して欲しい。

- ・保証協会、政策金融公庫での景気連動特別枠。

●金融機関の債権放棄（全２件）

- ・金融機関に対して債権放棄させる。徳政令みたいな支援策。
- ・借金の棒引き政策を取る事です。金融機関のみにはとてつもない０金利・政策を取り、事業税の優遇処置等取っておきながら我々零細企業からはまったなしの借金取立てでは不公平さは目にあまるものです。融資の拡充よりも借金棒引政策を取る事に期待しています。

●金利優遇（全１８件の一部）

- ・利子補給や保証協会枠拡大
- ・中小零細企業に低金利の借付。
- ・利子補給
- ・長期返済可能な低利息の融資の拡充。
- ・金利補助、無担保での借入期間の長期化。
- ・現況で景気回復を促進するための融資だったら無利息。
- ・借入金利の優遇（排ガス規制の最新式機械の購入、雇用維持、売上高減少等）
- ・現在も低利で資金調達できるが引き続き継続していただきたい。
- ・無利子４年～８年必要。

●保証人・担保条件の緩和（全７件の一部）

- ・無担保融資の資格要件緩和
- ・個人保証の廃止！！
- ・社長、役員の個人保証の廃止。役員のなり手がなくなる。
- ・担保条件の緩和等、民業で出来ない巾広い対応（条件緩和）を期待（日本政策金融公庫の担保条件厳しく、使い勝手が悪い）
- ・景気の浮揚化、無担保融資。

●長期借入金への対応（全７件の一部）

- ・低金利・長期返済可能な融資枠の新設。
- ・金利一部負担、長期返済等（以前の安定化資金）
- ・融資制度の簡素化、借入期間の延長等。
- ・長期・低利の運転資金の融資制度の拡充・整備。
- ・一時的な資金繰り緩和ではなく、長期的な融資制度の普及整備。金融機関の貸し渋り、貸し剥しに監視の目を光らせてほしい。政府主導の融資制度を都市銀行で取扱可能に（期間限定）

●柔軟な融資対応（全１３件の一部）

- ・金融機関は不要の時には借りてくれ、必要な時は「NO」が多い。
- ・中小企業のようなケースに対応した柔軟な対応。
- ・条件変更中の円滑なつなぎ融資。

- ・政府系金融機関の更なる柔軟な対応が望まれる。
- ・政府による支援策を新しい融資制度を促進して下さい。
- ・中小企業への制度融資、保証枠、貸出金利の補助、毎年継続的な支援。
- ・金融機関が中小企業向けの貸し出しに積極的に取り組めるシステムを作してほしい。
- ・中小零細にもっと手厚い条件のゆるい融資を希望します。
- ・政府系銀行が無条件に貸付けること。(信用ある企業に)

●中小企業の経営支援の拡充（全 13 件の一部）

- ・審査時に資金以外の必要資源が分かるはずだから、取引先や提携先の紹介などを積極的に行って欲しい。
- ・金融面での支援よりも企業（仕事）の海外流出を防ぐべく政策。
- ・業種内容を理解した融資制度の開発、促進。
- ・雇用調整助成金のような支援の拡張及び充実。
- ・ヨーロッパ情勢の不安定、国内デフレ（円高、株安）を見ても中小企業の育成の為の施策必要。
- ・中小企業対策をもっとしっかりとしてもらいたい。
- ・継承相続時の更なる優遇。
- ・60才以上の就労者支援の拡充。
- ・エルメスをフランスで国が裏で世界的に有名にした様にお金でない支援を実行していただきたいと切にお願い申し上げます。
- ・1. 受注済の機械を製作する為の材料、部品の購入資金等の立替に対する融資。2. 手形を発行しない。ファクタリング制度も無い。検査後150日後振込等を厳しい支払条件の会社があります。何とかして下さい。
- ・中小零細企業を育成していく制度。

●税制支援（全9件の一部）

- ・消費税upよりも所得税upを希望します。
- ・増税に対する企業への支援策の強化。
- ・事業が継承できるように相続税の緩和。今は3代で潰れる仕組みになっている。
- ・中小企業向け、法人税の優遇対策。
- ・相続税軽減
- ・消費増税実施時期に合わせた価格転嫁不充分、先の救済に当てるための公的融資制度（金利優遇を含んだ）の創設。
- ・政府に期待がもてない現状では、今は消費税のUPをやめてもらうことが支援策と思っています。景気が回復してからの増税はやむなしと考えております。

●景気対策（13件）

- ・円安誘導の為の金融緩和。
- ・広い意味で円高対策が必要だと思います。
- ・金融以外の景気対策を至急実施して欲しい。

- ・厚生年金基金に対する政府の明確な態度表明が必要。
- ・金融緩和・円高防止・インフレターゲット
- ・特にないが、経済を活発化させて欲しい。消費税導入現状では大反対！！
- ・金融面での支援策は必要とは思わない。円高及び人件費高に依る製造現場の海外移転を阻止する為円安政策をとってほしい。
- ・円高の是正による輸出取引への支援。
- ・不況が経常化しているので自治体の不況対策、その他の支援継続を強く希望。
- ・現行金利政策の継続。

●その他（全１５件の一部）

- ・企業の海外流出を防ぎ、日本人に働く場所を与え、生活できる基盤づくり「ものづくりは日本で」
- ・おかしい金融商品を金融機関が融資と抱き合わせで売りつけることを強く禁止する。本当の意味での実業の発展や起業を支援のできるスキルを検定する機関を設け、銀行員の職を免許制にする。
- ・日本政策金融公庫のような団体が民間の金融機関ができない（していない）役務を提供し続ける事です。
- ・担当者は条件変更でも次を考えたが、現在は切り捨て状態。
- ・「金融円滑化法」は実質利用出来ない。理由は利用すると今後の融資に影響が出る。と銀行からの説明があった。
- ・普及促進等のための制度面での整備等お願いしたい。
- ・銀行自己資本査定の弾力的運用。
- ・カネをばら撒くこと、大きな政府、グローバル化しないこと。
- ・金利の安定
- ・黒字化が前提の融資枠が正常であり、倒産額を増やすだけの枠拡大はやるべきではない。
- ・各々の同業社組合への積極的斡旋をしてもらう。
- ・手続き簡素化を希望します。
- ・振込詐欺が横行しているとはいえ、日頃長いお付き合いの銀行窓口でも高額の振込みをする時の対応や手続が厳しく面倒でスムーズにいかない。振込手数料も相手に全部やらせておきながら高すぎる。
- ・倒産を引き延ばすだけで結局税金で穴うめする様な、又国民に負担を増やす様な変テコリンな融資制度はやめた方が良くと思います。銀行も遅かれ早かれ倒産すると分っていても保証がついているから融資する。

●特になし（全４件の一部）

- ・特に期待するものは有りません。
- ・期待など出来ない。

（２）金融機関が政府に期待する支援策

「信用保証制度の拡充」や金融検査マニュアル、公的金融のあり方など「制度・政策の見直し」についての意見が多く寄せられた。その他、金融円滑化法の延長やセーフティネット保証制度の拡充についての意見も一定数あがっている。

【金融機関】中小企業の金融政策に望むものは何ですか？具体的にご記入ください。

具体的意見を分類すると以下の通りとなった。

●信用保証制度の拡充（全３０件の一部）

- ・保証協会利用枠拡大（別枠となる商品の拡充）。（信用金庫）
- ・信用保証協会の無担保枠の拡大（実態の運用も含む）。（都市銀行）
- ・業活低迷に伴う業績悪化の企業が多く、公的機関による保証付資金の供給は必要だと考えます。（信用組合）
- ・新興企業や成長企業への前向きな金融支援（保証制度）。（信用金庫）
- ・国内の円高、株安及び欧州の経済不安が全く解決されてない情勢を考えると、円滑化の終了、セーフティネット保証の業務種制限が予定通り実施されるとなると倒産件数は増えると考えられる。緊急的な特別保証制度を再度検討してもらいたい。（信用金庫）
- ・景気動向から中小企業の長期融資の資金はますます安定資本としての意味合いが大きくなってきており、保証付融資（保証協会）の枠を引き続き同程度までは確保して欲しい。（信用金庫）
- ・短期資金需要に対する柔軟な対応、および保証制度の拡大。（信用金庫）
- ・中小零細企業は資本が脆弱である為、保証付融資を実質的なみなし資本としている先が多い事より、左記に代わる公的な金融政策の拡充が望まれる。（信用金庫）
- ・５号認定等保証付融資に於ける手厚い対応。（信用金庫）
- ・保証制度等の資金調達手法の充実。（地方銀行）
- ・保証協会の低利な制度融資の商品を作ってもらいたい。（地方銀行）
- ・業況悪化に苦しむ中小零細事業者が多く公的機関による保証付資金の供給が必要だと考えます。（信用組合）
- ・協会枠の増額、補助金や各種資金需要のレート補給（利子）。（都市銀行）
- ・無担保、協会利用枠の拡大、金利競争の歯止め。（地方銀行）
- ・金利、保証での中小企業への支援策の拡充。政府系金融機関の制度より、保証協会付融資の拡大が成されれば、各金融機関の対応がし易くなります。（地方銀行）
- ・保証協会保証枠の拡張等、中小弱者企業の立場に立った政策を望みます。（地方銀行）
- ・公的保証制度の拡充。（地方銀行）
- ・保証制度の拡充継続、国、自治体による中小企業政策の拡充。（信用金庫）
- ・日本の中小企業の業況回復は現状認められず、資金繰りも厳しいことから、低利、長期の国の保証は今後共不可欠と考えます。（信用金庫）

●セーフティネット保証制度、金融円滑化法の継続・延長等（全１７件の一部）

- ・セーフティネットの延長、金融円滑化の延長。（信用金庫）
- ・現状では金融円滑化法が終了した時に新たな中小企業を援助する法律が必要だと思います。（信用金庫）
- ・セーフティネット保証の（５号認定）の継続。（信用組合）
- ・金融機関の負担にならない様、円滑化の延長をしても良いのではないかと。（信用金庫）
- ・円滑化法の最終年度となるが外部環境（円高、欧州問題、電力、空洞化等）が厳しく先行き不透明であり、せめて震災復興、電力の安定供給見通しが立つまで延長すべきと考える。（信用金庫）
- ・既存貸出に対する柔軟な緩和措置を実質できるように対策を講じてもらいたい。金融円滑化法の延長。（信用組合）
- ・金融円滑化法終了に伴う中小企業の悪化を防ぐための効果的な代替案の早期立案及び実施。（信用金庫）
- ・現行の金融円滑化法内容をきびしくした内容での延長。（信用金庫）
- ・セーフティネットについては、縮小しても後継制度にて継続してもらいたい。（信用金庫）

●政策・制度の見直し（全２５件の一部）

- ・ＡＢＬ、海外展開支援等、制度があっても積極的な取扱いを行っていないことのないように制度作成後のチェック機能の強化を行って欲しい。（信用金庫）
- ・公的金融機関による低利固定での融資攻勢による民生圧迫の是正。（信用金庫）
- ・信金、信組の取引先（零細企業）を勘案し、ダブルスタンダードの検査を望む。（信用組合）
- ・中小零細企業に適用した金融検査マニュアルの更なる柔軟性が必要。（信用金庫）
- ・①創業支援のより一層の強化。②セーフティネットの制度充実。③過度な保護政策からの脱却。（信用金庫）
- ・担保、保証に過度に依存しない財務内容、成長性重視の更なる金融政策。（信用金庫）
- ・従来よりの柔軟な対応。（信用組合）
- ・責任共有制度の見直し。（信用組合）
- ・１００％の復活。（信用金庫）
- ・運転資金、設備資金の長期化。（信用組合）
- ・保証制度の拡充維持及び金融監督指針の柔軟な対応。（信用金庫）
- ・法案施工～終了後までのリレーション。（信用金庫）
- ・借換や債務一本化等の柔軟な対応。（信用組合）
- ・画一的にならず、企業に合わせた柔軟な制度運営。（信用金庫）
- ・大手企業中心の政策からの脱却（日本を支えてきたのは中小企業であるという観点から）
- ・公的金融制度の廃止、本邦金融慣行（低スプリット運営、リスク・リテーンの適用枠）を歪めている最大の原因。（都市銀行）
- ・円滑化法終了時においても格付見直しについては対応を検討していただきたい。（地方銀行）
- ・自立の意思強い企業に対する支援（税制面、保証等資金調達面）。中小企業一律に同じ制

度をあてはめるのではなく、活力ある企業に重点的に支援する。金融機関からの報告の簡素化。(地方銀行)

- ・優良企業の資金需要が低迷する環境下、政府系金融機関のみ取扱可の制度融資(利子補給)は民業圧迫ではないか？(都市銀行)
- ・強い企業の成長を更に促す政策。延命政策は優良企業の競争力を疎外する。(都市銀行)
- ・中小企業の健全な育成の為、新規創業に対する施策。(信用金庫)
- ・技術力等、中小企業が持つ力を理解した金融政策。(信用金庫)
- ・景気変動等に対応した柔軟かつタイムリーな金融制度の創設・維持。(政府系等)
- ・資金需要にタイムリーに対応できるスピード感。(信用組合)

●新たな融資制度の創設(全16件の一部)

- ・地域金融機関のみ利用可能な制度融資の創設。
- ・セーフティネットに変わる特別融資枠の新設。(都市銀行)
- ・真に支援を要する企業に対する円滑な調達方法の立案。(都市銀行)
- ・消費税導入時に一時的に不況が深刻化すると思うが、その時点での企業存続の為の早めの対応。(信用金庫)
- ・金融機関・商工会議所・行政が一体となった金融政策の強化・充実。(信用金庫)
- ・金融円滑化法の終了により、融資取引の正常化を迫られる企業が数多くある。そのような企業が事業を維持しつつ、返済も可能な借換一本化資金の創設。(信用組合)
- ・政府系中小金融機関による中小企業に対する金融サービス機能向上。
- ・中小企業と地域経済を支えていく金融機関として、地域金融機関の健全な育成を図っていく視点をはっきりと持った金融政策。(信用金庫)
- ・成長企業に対する(地公体等による)利子補給制度の拡充。海外進出、海外取引に係る制度融資の拡充。(政府系等)
- ・中小企業の業況は依然として厳しい状況にあり、セーフティネットを含めた支援策を希望致します。(信用金庫)
- ・金融円滑化法終了に伴う景気回復までの継続した中小企業金融に対する優遇策の確立。(信用金庫)
- ・政府系金融機関の一層の取組強化。(信用金庫)
- ・地公体等を通じた金利補助、資金提供の継続。(信用金庫)
- ・プロパー資金を含む一本化の特別融資制度(条件の緩和措置)、住宅ローン条件変更先に対する軽減等の導入。(信用金庫)

●金融支援以外の支援拡充(全9件)

- ・金融支援は当然のことながら、本業に対する側面的支援が必要と思われる。(信用金庫)
- ・中小零細企業は、大企業と比べて経営基盤が脆弱であり、ヒト、モノ、カネなどの経営資源の全般においてその規模の目線にあった支援を継続的に行うことが肝要である。(信用金庫)
- ・事業再生支援の為専門性の高い人材の確保と紹介システム、登記料(有担保時)の無料化。(信用金庫)

- ・従来から扱われているが、保全対策に尽きる。また一方で、長びく景気低迷や空洞化による本業の収益力低下が大きな問題であり、その対応支援が求められている。(信用組合)
- ・年に何回中小企業の現状、支援面等で意見交換会の開催を望みます。(信用金庫)
- ・ビジネスマッチング、情報交換等のサービス。(信用金庫)
- ・社会保険等の会社負担の軽減、繰越損失の無税期間の延長、国内景気の回復、デフレ対策。(信用組合)
- ・構造的衰退業種が成長分野に“転業”しやすい仕組み作りを期待したい。(信用組合)
- ・事業再生、再編、経営革新をすすめる政策。(地方銀行)

●その他景気対策等（全１６件の一部）

- ・景気の回復。中小企業まで資金が回るような安定した受注が受けられる政策を望みたい。(信用金庫)
- ・現在の企業経営はグローバルな要因に大きく左右される傾向にあり、迅速な金融政策の実行が必要だと思われる。(信用金庫)
- ・日本の中小企業にとって借入は擬似資本に近い部分もあり、金融機関の安定的な対応が重要。(政府系等)
- ・金融機関による中小企業への安定的なリスクマネーの供給。(政府系等)
- ・借入金利子、保証料に対する区の補填の継続。(信用組合)
- ・行政の継続的支援。(信用金庫)
- ・景気の回復、円高、為替の安定。(信用組合)
- ・金融対策よりも経済対策が必要。(地方銀行)
- ・継続的かつ安定的な政策。(都市銀行)
- ・金融政策よりも新規資金需要創出の為の政策が必要と考えます。(信用組合)